



# 広島県報

号外  
第61号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

規則	広島県行政組織規則の一部を改正する規則	(行政管理室)	六
	職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(行政管理室)	三〇
	広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則	(行政管理室)	三三
	警察本部長等に対する事務委任規則及び教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則	(行政管理室)	三七
	広島県職員等表彰審査会規程等の一部を改正する規則	(行政管理室)	三七
訓令	広島県決裁規程の一部を改正する訓令	(行政管理室)	四三
	官報報告規程等の一部を改正する訓令	(行政管理室)	六四
	(以上県法規記載)		

### 公布された規則のあらまし

一 広島県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第十九号)(行政管理室)  
改正の要旨

多様化する行政需要などに対応した重点的で効果的な行政を推進していくため、本庁及び地方機関の再編整備を行い、これに伴う分掌事務の変更及び追加などを行うため、必要な改正を行った。

## 二 改正の内容 1 行政組織の改正 (本庁)

改正の内容	改正前		改正後	
	部局名	総室名	部名	同室名
出納長室	企画指導室 出納審査室	総務部	総務管理局	審査指導室
総務企画部	管理総室	総務部	総務管理局	総務室
財務総室	財政室 財産管理室 財務室 税務室 税務システム管理室	財務局	財政室 財産管理室 営繕室 税務室 税務システム管理室	財政室 財産管理室 営繕室 税務室 税務システム管理室
情報総室	情報政策室 情報ネットワーク管理室		秘書広報局	情報政策室
秘書広報室	秘書室 国際交流室 国際企画室 広報室 行政情報室		秘書室 国際室	秘書室 国際室
地域振興部	管理総室	地域振興部	地域振興対策局	地域振興総務室
地域分権総室	地域行政室 地域税財政室 権限移譲推進室 地域づくり推進室	地域振興部	地域振興対策局	市町行財政室 権限移譲推進室 地域づくり推進室 交流定住促進室
研究開発推進室	研究開発推進室	政策企画部	企画調整局	研究開発推進室
地域振興総務室	地域調整室 交通対策室 統計管理室 生活統計室 経済統計室	地域振興部	地域振興対策局	地域振興総務室
統計管理室	統計管理室	政策企画部	企画調整局	統計管理室
生活統計室	生活統計室	地域振興部	地域振興対策局	統計調査室
経済統計室	経済統計室	地域振興部	地域振興対策局	統計調査室



機関名 改正前	部	土木建築							土木建築	
		管理総室	技術管理総室	道路総室	河川砂防総室	空港港湾総室	都市総室	建築総室	土木建築総務室 建設産業室 用地管理室	森林整備室 森林保全室 治山室
機関名 改正後	部	土木部							土木部	
		総務管理局	土木整備局				都市部	航空港港湾業局	土木整備局 建設産業室 用地管理室 技術企画室 技術指導室	森林保全室 治山室
局課係事業所名等	業務									
				道路河川総務室 道路企画室 道路整備室 道路保全部	道路河川管理室 河川企画整備室 ダム防室	空港振興室 港湾管理室 港湾企画整備室 港湾振興室	都市総務室 都市企画室 都市整備室 下水道室	建築指導室 住宅管理室 住宅整備室 管繕室 設備工事業	土木建築総務室 建設産業室 用地管理室	森林整備室 森林保全室 治山室
		再編							再編	
		移管							移管	
		再編							再編	
		再編							再編	

所 呉地域事務									所 呉地域事務
		建設局 梶毛夕△建設事業所	建設局 大柿維持管理分室 庶務課 維持管理課 維持係 管理係	建設局 吉田維持管理分室 庶務課 維持管理課 維持係 管理係	建設局 港務課 港務建設係	建設局 港務課 港務建設係	建設局 港務課 港務建設係	建設局 港務課 港務建設係	建設局 港務課 港務建設係
		建設局 梶毛夕△管理事務所							

福山地域事務所			尾三地域事務所			東広島地域事務所			芸北地域事務所		
建設局 建築課 検査指導係	農林局 農村振興課 農地利用係 地域営農課	厚生環境局 福祉課 福祉係	建設局 都市建設課 山田川ダム建設事業所	農林局 地域営農課	厚生環境局 福祉課 福祉係	建設局竹原支局 工務課 工務第一係 工務第二係 港湾建設課 建設第一係 建設第二係	建設局 建築課 審査係	農林局 地域営農課	農林局 農村振興課 農産園芸係 畜産係 地域営農課	厚生環境局 福祉課 福祉係	厚生環境局 福祉課 福祉係
福山地域事務所			尾三地域事務所			東広島地域事務所			芸北地域事務所		
建設局 建築課	農林局 農村振興課	厚生環境局 福祉課 福祉係	建設局 山田川ダム管理事務所	建設局 都市建設課	厚生環境局 福祉課 福祉係	建設局竹原支局 工務課 工務第一係 工務第二係 港湾建設係	建設局 建築課	農林局 農村振興課 農畜産係	農林局 農村振興課 農畜産係	厚生環境局 福祉課 福祉係	厚生環境局 福祉課 福祉係
廃止	廃止	廃止	新設	廃止	廃止	再編	廃止	廃止	再編	廃止	廃止

院 県立広島病 院	農立広島病 院	広島港湾振 興局	農業改良普 及センター					病害虫防除 所	備北こども 家庭センタ ー	福山こども 家庭センタ ー	広島こども 家庭センタ ー	備北地域事 務所	
健康増進センタ ー 健康診断科	母子総合医療センタ ー	ポータルネットサ ンズ21建 設第一係							相談措置課	相談措置課	相談措置課	農林局 農村振興課 農地利用係 農産園芸係 畜産係 地域営農課	農林局 農村振興課 農地利用係 農産園芸係 畜産係 地域営農課
院 県立広島病 院	農立広島病 院	広島港湾振 興局	北部農業技 術指導所	東部農業技 術指導所	西部農業技 術指導所	北部病害虫 防除所	東部病害虫 防除所	西部病害虫 防除所	備北こども 家庭センタ ー	福山こども 家庭センタ ー	広島こども 家庭センタ ー	備北地域事 務所	
健康増進センタ ー 小児腎臓科	母子総合医療センタ ー	ポータルネットサ ンズ21建 設係							相談援助課	相談援助課 こども相談係 援助係	相談援助課 こども相談係 援助係	農林局 農村振興課 農畜産係	農林局 農村振興課 農畜産係
新設	新設	再編	再編	再編	再編	再編	再編	再編	再編	再編	再編	再編	再編

(附属機関)

改正前		改正後	
主管部室	名称	主管部室	名称
		県民生活部総務管理局大学企画管理室	広島県公立大学法人評価委員会
		福祉保健部社会福祉局障害者支援室	広島県障害者介護給付費等不服審査会
			新設
			新設
			摘要

2 行政組織の改正に伴つ分掌事務の変更追加に係る規定の整備などを行った。  
三 施行期日  
平成十八年四月一日

職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則(規則第二十号)(行政管理室)

一 改正の要旨  
行政組織の再編などに伴い、新設・廃止をされる職員職に関する定めについて、整理を行った。

二 施行期日  
平成十八年四月一日

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(規則第二十一号)(行政管理室)

一 改正の要旨  
事務の効率化及び事務手続の迅速化を図るため、地方機関の長の権限を拡大するとともに、引用法令の改正などによる規定の整理を行った。

二 施行期日  
平成十八年四月一日

警察本部長等に対する事務委任規則及び教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則(規則第二十二号)(行政管理室)

一 改正の要旨  
組織再編に伴い、警察本部長及び警察署長並びに教育委員会に対して委任している営繕工事に関する事務の一部を知事が行うこととし、当該工事の額を引き下げるなど必要な改正を行った。

二 施行期日  
平成十八年四月一日

広島県職員等表彰審査会規程等の一部を改正する規則(規則第二十三号)(行政管理室)  
一 改正の要旨  
県の組織再編に伴い、次の規則について、部局室名を改めるなど必要な規定の整備を行った。

- 1 広島県職員等表彰審査会規程
- 2 広島県税規則
- 3 広島県職員委員会規則
- 4 知事の職務代理者を定める規則
- 5 広島県庁内取締規則
- 6 広島県庁用自動車管理規程
- 7 職員の研修に関する規則
- 8 広島県公舎管理規則
- 9 広島県税事務取扱規則
- 10 広島県報発行規則
- 11 広島県債権管理事務取扱規則
- 12 広島県公有財産管理規則
- 13 広島県予算規則
- 14 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
- 15 職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則
- 16 広島県通信費経理事務取扱規則
- 17 職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則
- 18 知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則
- 19 滞納処分を使用する通知書の様式等に関する規則
- 20 広島県文書等管理規則
- 21 広島県個人情報保護審議会規則
- 22 災害救助法施行細則
- 23 消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則
- 24 広島県青少年環境整備審議会規則
- 25 広島県男女共同参画審議会規則
- 26 県立広島大学管理規則
- 27 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則

- 28 広島県景観審議会規則
- 29 広島県環境影響評価に関する条例施行規則
- 30 児童の身元保証に関する条例施行規則
- 31 広島県病院事業財務規則
- 32 中小企業労働相談実施規則
- 33 貸金業の規制等に関する法律施行細則
- 34 広島県かんきつ規格指導員設置規則
- 35 広島県果樹農業振興審議会規則
- 36 広島県漁業振興対策審議会規則
- 37 広島県畜産振興審議会規則
- 38 遊漁船業者の登録等に関する規則
- 39 建設業法施行細則
- 40 河川法等の施行に関する規則
- 41 浄化槽工事業の登録等に関する規則
- 42 広島県漁業補償調停委員会設置条例施行規則
- 43 解体工事業に係る登録等に関する規則
- 44 広島県屋外広告物審議会規則
- 45 広島県県営住宅管理審議会規則
- 46 宅地建物取引業法施行細則
- 47 積立式宅地建物販売業法施行細則

二 施行期日  
平成十八年四月一日

**規 則**

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十九号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。目次中「農業改良普及センター」を「農業技術指導所」に改める。

第六条第一項の表以外の部分中「総室」を「局」に改め、同項の表中「総室名」を「局名」に改め、同表総務企画部の部中「総務企画部」を「総務部」に改め、同部管理総室の項中「管理総室」を「総務管理局」に改め、同部財務総室の項中「財務総室」を「財務局」に、「施設管理室」を「営繕室」に改め、「税務システム管理室」の下に、「情報政策室」を加え、同部秘書広報総室の項中「秘書広報総室」を「秘書広報局」に、「国際交流室、国際企画室」を「国際室」に改め、同部情報総室の項を削り、同部の次に次のように加える。

政策企画部	企画調整局
研究開発局	研究開発推進室

第六条第一項の表地域振興部の部管理総室の項中「管理総室」を「地域振興対策局」に改め、「地域調整室」を削り、「生活統計室、経済統計室」を「統計調査室、市町行財政室、権限移譲推進室、地域づくり推進室、交流定住促進室」に改め、同部地域分権総室の項を削り、同表環境生活部の部中「環境生活部」を「県民生活部」に改め、同部管理総室の項中「管理総室」を「総務管理局」に、「環境生活総務室、県民文化室」を「県民生活総務室、文化・県民協働室」に、「人権施策室、青少年室、男女共同参画推進室」を「人権・男女共同参画室、青少年・地域安全室」に改め、同部危機管理総室の項中「危機管理総室」を「危機管理局」に改め、「消防室」を削り、同部の次に次のように加える。

環境部	環境対策局
	環境政策室、環境対策室、環境調整室、自然環境保全室、循環型社会推進室、産業廃棄物対策室

第六条第一項の表福祉保健部の部を次のように改める。

福祉保健部	総務管理局	福祉保健総務室、健康増進・歯科保健室、国保医療室、こども夢プラン推進室、こども家庭支援室
	保健医療局	医務看護室、医療対策室、保健対策室、生活衛生室、食品衛生室、被爆者・毒ガス障害者対策室、薬務室
	社会福祉局	地域福祉室、社会援護室、障害者支援室、高齢者支援室、介護保険指導室
	病院事業局	県立病院室

第六条第一項の表商工労働部の部管理総室の項中「管理総室」を「総務管理局」に改め、「計量検定室」の下に、「労働福祉室、雇用対策室、職業能力開発室」を加え、同部産業振興総室の項中「産業振興総室」を「産業振興局」に改め、同部雇用労働総室の項を削り、同表農林水産部の部を次のように改める。

農林水産部	総務管理局	農林水産総務室、農業活性化推進室、団体検査室
-------	-------	------------------------

農水産振興局	技術振興室、農業経営室、食品流通安全室、農産振興室、畜産振興室、水産振興室、漁業調整室、漁港漁場整備室
農林整備局	農林整備管理室、土地改良室、農業基盤室、農村基盤室、林業振興室、森林保全室、治山室

第六条第一項の表土木建築部の部中「土木建築部」を「土木部」に改め、同部管理総室の項中「管理総室」を「総務管理室」に、「土木建築総務室」を「土木総務室」に、「用地指導室、用地管理室」を「用地室、技術企画室、技術指導室」に改め、同部技術管理総室の項を削り、同部道路総室の項中「道路総室」を「土木整備局」に、「道路総務室」を「道路河川総務室」に改め、「道路保全室」の下に、「道路河川管理室、河川企画整備室、ダム室、砂防室」を加え、同部河川砂防総室の項及び空港港湾総室の項を削り、同表に次のように加える。

都市部	都市事業局	都市総務室、都市企画室、都市整備室、下水道室、建築指導室、住宅室
空港港湾部	空港港湾事業局	空港振興室、港湾管理室、港湾企画整備室

第六条第二項から第四項までを削る。

第七条の表を次のように改める。

部名	室名	分掌	事務
県民生活部	土地利用対策室	土地利用対策に関すること。	
	青少年対策室	青少年の健全育成に関すること。	
	交通安全対策室	交通安全対策に関すること。	
環境部	地球環境対策室	地球環境対策に関すること。	

第八条の見出し中「総務企画部」を「総務部」に改め、同条第一項中「総務企画部」を「総務部」に改め、同項管理総室の部中「管理総室」を「総務管理室」に改め、同部総務室の項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「総室」を「局内」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次のように加える。

二 政策企画部の庶務の総括に関すること。

第八条第一項財務総室の部中「財務総室」を「財務局」に改め、同部財政室の項第二号中「総室内」を「局内」に改め、同項第六号中「企業局」を「公営企業部」に改め、同部財産管理室の項第八号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 契約事務の企画立案及び指導に関すること。(建設工事に係るものを除く。)

第八条第一項財務総室の部財産管理室の項中第七号を削り、第六号を第九号とし、第五号

を第八号とし、同号の前に次の三号を加える。

- 五 建築物及び工作物の営繕工事、電気設備工事、機械設備工事及び保全の企画に関すること。(土木工事に付帯するものに係るものを除く。)
- 六 建築物及び工作物の営繕工事、電気設備工事及び機械設備工事の契約その他の事務に関すること。(都市部の所掌に属するものを除く。)
- 七 建築物及び工作物の営繕工事、電気設備工事及び機械設備工事の検査に関すること。

第八条第一項財務総室の部施設管理室の項を次のように改める。

営繕室

- 一 建築物及び工作物の営繕工事、電気設備工事、機械設備工事の執行及び保全に関すること。(他部及び総務部中他室の所掌に属するものを除く。)
- 二 営繕工事、電気設備工事及び機械設備工事の指導に関すること。
- 三 市町その他の公共団体等の委託による建築工事の調査、設計及び監督に関すること。

第八条第一項財務総室の部税務室の項中第十六号を第二十一号とし、第十五号の次に次の五号を加える。

- 十六 市町その他の地方公共団体の税政運営に対する協力及び助言に関すること。
- 十七 県と市町との間の税政システムの改善に関する調査、検討及び推進に関すること。
- 十八 市町の地方交付税(基準財政収入額に限る。)の算定等に関すること。
- 十九 固定資産税に係る固定資産の評価及び配分に関すること。
- 二十 広島県固定資産評価審議会に関すること。

第八条第一項財務総室の部に次のように加える。

情報政策室

- 一 情報化施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。
- 二 行政事務のシステム化の企画及び総合調整に関すること。
- 三 地域情報化施策の推進に関すること。
- 四 電子県庁の推進に関すること。
- 五 情報システムの評価及び改善に関すること。
- 六 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)に関すること。
- 七 市町情報化の支援に関すること。
- 八 情報化人材の育成に関すること。
- 九 県行政ネットワーク基盤に関すること。

- 十 広島メイプルネットに関する事。
- 十一 総合行政ネットワークに関する事。
- 十二 電子計算組織の管理運営に関する事。
- 十三 電子計算組織による事務の機械化に係るシステム開発の指導及び要員の養成に関する事。
- 十四 財務会計システムに関する事。
- 十五 人事・給与・福利厚生システムに関する事。
- 第八条第一項秘書広報総室の部中「秘書広報総室」を「秘書広報局」に改め、同部国際交流室の項中「国際交流室」を「国際室」に改め、同項第一号中「総室内」を「局内」に改め、同項第二号中「国際交流の推進に関する」を「国際施策に関する基本的事項の」に改め、同項第三号を削り、同項第五号中「及び海外移住」を削り、同号を同項第十一号とし、同号の前に次の二号を加える。
- 九 財団法人ひろしま国際センターに関する事。
- 十 広島国際協力センターに関する事。
- 第八条第一項秘書広報総室の部国際交流室の項中第四号を第八号とし、同号の前に次の五号を加える。
- 三 国際交流の推進に関する事。
- 四 多文化共生の社会づくりに関する企画、普及啓発及び総合調整に関する事。
- 五 国際平和貢献の推進に関する事。
- 六 国際協力に関する企画及び総合調整に関する事。
- 七 核兵器廃絶及び米軍基地問題に関する事。
- 第八条第一項秘書広報総室の部国際企画室の項及び情報総室の部並びに同条第一項を削る。
- 第八条の二管理総室の部中「管理総室」を「地域振興対策局」に改め、同部地域振興総務室の項第二号中「総室内」を「局内」に改め、同部地域調整室の項を削り、同部交通対策室の項第二号中「土木建築部都市局都市総室都市企画室」を「都市部都市事務局都市企画室」に改め、同部統計管理室の項第二号及び第三号中「生活統計室、経済統計室」を「統計調査室」に改め、同部生活統計室の項中「生活統計室」を「統計調査室」に改め、同項第一号中「生活」の下に「及び商業、工業等経済」を加え、同項第二号及び第三号中「生活」の下に「及び経済」を加え、同部経済統計室の項を削り、同部に次のように加える。
- 市町行財政室
  - 一 市町その他の地方公共団体の行財政運営に対する協力及び助言に関する事。
  - 二 県と市町との間の行財政システムの改善に関する調査、検討及び推進に関する事。
  - 三 市町の廃置分合及び境界変更に関する事。

- 四 新たに生じた土地の確認及び字名等の変更に関する事。
- 五 自治紛争の処理に関する事。
- 六 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)に関する事。
- 七 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に関する事。
- 八 市町の土地開発公社に関する事。
- 九 市町村職員共済組合の指導に関する事。
- 十 市長会、町村会その他の団体にに関する事。
- 十一 自衛官の募集に関する事。
- 十二 市町の地方交付税の算定等に関する事。(総務部財務局税務室の所掌に属するものを除く。)
- 十三 市町その他の地方公共団体の起債及び広島県市町振興基金に関する事。(広島県市町振興基金については、資産の運用に関する事項を除く。)
- 十四 市町その他の地方公共団体の地方公営企業に関する事。
- 十五 県選挙管理委員会に関する事。
- 権限移譲推進室
  - 一 市町その他の地方公共団体への事務権限の移譲に関する総合調整に関する事。
  - 二 市町その他の地方公共団体への事務権限の移譲の支援に関する事。
  - 三 市町合併の推進に関する総合調整に関する事。
  - 四 市町合併の支援に関する事。
  - 五 地域振興計画(地方自治法第二条第四項に規定する基本構想並びに旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第三条第一項に規定する市町村建設計画及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第三条第一項に規定する合併市町村基本計画に限る。)の作成及び変更に関する助言並びに総合調整に関する事。
  - 地域づくり推進室
    - 一 地域振興施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関する事。(交流定住促進室の所掌に属するものを除く。)
    - 二 地域振興計画の策定に関する助言及び総合調整に関する事。(権限移譲推進室の所掌に属するものを除く。)
    - 三 中山間地域活性化対策の推進に関する事。
    - 四 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)に関する事。
    - 五 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)に関する事。
    - 六 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十一年法律第八十八号)に関する事。



七 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)に関する事  
 八 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)に関する事

九 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)に関する事

十 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)に関する事

十一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)に関する事

十二 民活制度の調整に関する事

十三 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)に関する事

十四 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)に関する事

交流定住促進室

地域振興施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関する事。(交流定住促進対策に係るものに限る。)

第八条の二 地域分権総室の部を削り、同条を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

(政策企画部各局室の分掌事務)

第八条の二 政策企画部各局室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画調整局

一 政策企画部の庶務に関する事

二 重要施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関する事

三 地方分権改革の推進に関する事

四 知事会議及び地方行政連絡会議に関する事

五 庁議及び連絡会議に関する事

六 国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)に関する事

七 広島県総合計画審議会に関する事

研究開発局

研究開発推進室

一 県立試験研究機関(広島県産業科学技術研究所を除く。)の研究開発の推進に関する事

二 広島県保健環境センターに関する事

三 広島県立食品工業技術センターに関する事

四 広島県立西部工業技術センターに関する事

五 広島県立東部工業技術センターに関する事

六 広島県立農業技術センターに関する事

七 広島県立畜産技術センターに関する事

八 広島県立水産海洋技術センターに関する事

九 広島県立林業技術センターに関する事

第九条の見出し中「環境生活部」を「県民生活部」に改め、同条第一項中「環境生活部」を「県民生活部」に改め、同条第一項管理総室の部中「管理総室」を「総務管理局」に改め、同部環境生活総務室の項中「環境生活総務室」を「県民生活総務室」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「環境生活施策」を「県民生活施策」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「総室内」を「局内」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 環境部の庶務の総括に関する事

第九条第一項管理総室の部県民文化室の項中「県民文化室」を「文化・県民協働室」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 県民協働の推進に関する事

第九条第一項管理総室の部県民文化室の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同部人権施策室の項中「人権施策室」を「人権・男女共同参画室」に改め、同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 広島県男女共同参画推進条例(平成十三年広島県条例第四十二号)に関する事

第九条第一項管理総室の部人権施策室の項第二号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 男女共同参画に関する企画及び総合調整に関する事

第九条第一項管理総室の部人権施策室の項に次の二号を加える。

八 広島県男女共同参画審議会に関する事

九 財団法人広島県女性会議の指導に関する事

第九条第一項管理総室の部青少年室の項中「青少年室」を「青少年・地域安全室」に改め、同項第五号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 広島県交通安全対策会議に関する事

第九条第一項管理総室の部青少年室の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 安心なまちづくりの取組支援に関する事

三 交通安全対策の企画及び総合調整に関する事

第九条第一項管理総室の部男女共同参画推進室の項を削り、同部大学企画管理室の項に次の一号を加える。

五 広島県公立大学法人評価委員会に関する事

第九条第一項危機管理総室の部中「危機管理総室」を「危機管理局」に改め、同部危機管理室の項第一号中「総室内」を「局内」に改め、同項中第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 広島県消防学校に関すること。

第九条第一項危機管理総室の部危機管理室の項第八号を同項第十一号とし、同号の前に次の三号を加える。

八 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)に関すること。

九 消防の広域化に関すること。

十 火災予防事務に関すること。

第九条第一項危機管理総室の部消防室の項を削り、同部保安室の項第四号中「土木建築部管理総室用地指導室」を「土木部総務管理局用地室」に改め、同条第一項を削る。

第九条の次に次の一条を加える。

(環境部各室の分掌事務)

第九条の二 環境部各室の分掌事務は、次のとおりとする。

環境対策室

環境政策室

一 環境部の庶務に関すること。

二 局内各室の総合調整に関すること。

三 環境施策の総合調整に関すること。

四 環境施策の企画立案に関すること。(他部の所掌に属するものを除く。)

五 広島県環境基本条例(平成七年広島県条例第三号)に関すること。

六 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)に関すること。

七 公害防止計画の策定に関すること。

八 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第三十三号)に関すること。

九 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)に関すること。

( )

十 公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第一百一十号)に関すること。

十一 広島県環境審議会に関すること。

十二 広島県公害審査会に関すること。

十三 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号)に関すること。(地球温暖化の防止に係るものに限る。)

十四 財団法人広島県環境保全公社の指導に関すること。(産業廃棄物対策室の所掌に属するものを除く。)

十五 環境部中他室の所掌に属しないこと。

環境対策室

一 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭及び土壌汚染の防止対策並びに有害化学物質対策の企画立案に関すること。(農林水産部の所掌に属するものを除く。)

二 環境保全協定に関すること。

三 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)に関すること。

四 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)に関すること。

五 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)に関すること。(環境調整室の所掌に属するものを除く。)

六 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)に関すること。

七 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)に関すること。

八 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)に関すること。

九 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)に関すること。

十 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五十五号)に関すること。

十一 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)に関すること。

十二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)に関すること。

十三 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。(環境政策室、循環型社会推進室及び産業廃棄物対策室の所掌に属するものを除く。)

十四 環境基準に係る水域及び地域の指定に関すること。

十五 公害発生源に対する監視及び指導に関すること。

十六 公害防止のために必要な調査に関すること。

十七 公害苦情に関すること。

十八 環境の保全に関する情報の収集及び管理に関すること。

環境調整室

一 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)に関すること。

二 広島県環境影響評価に関する条例(平成十年広島県条例第二十一号)に関すること。

三 地域環境管理計画の総合調整に関すること。

四 瀬戸内海の環境の保全に関する計画に関すること。

五 瀬戸内海環境保全知事・市長会議に関すること。

六 景観形成施策の企画及び総合調整に関すること。

七 景観法(平成十六年法律第十号)に関すること。(土木部及び都市部の所掌に属するものを除く。)

属するものを除く。)

八 ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例(平成三年広島県条例第四号)に関する事。

九 広島県みどりと景観の基金に関する事。(景観の形成に関する活動の推進に係る事項に限る。)

十 環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動に関する事。(他部の所掌に属するものを除く。)

十一 事業者及び県民等による自発的な環境保全活動の促進に関する事。(他部の所掌に属するものを除く。)

十二 広島県生活環境の保全等に関する条例に関する事。(環境教育及び環境学習の推進に係るものに限る。)

十三 広島県環境影響評価技術審査会に関する事。

十四 広島県景観審議会に関する事。

十五 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)に関する事。

自然環境保全室

一 自然保護対策の企画及び総合調整に関する事。

二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)に関する事。

三 広島県自然環境保全条例(昭和四十七年広島県条例第六十三号)に関する事。

四 広島県自然海浜保全条例(昭和五十五年広島県条例第三号)に関する事。

五 広島県みどりと景観の基金に関する事。(資金の運用に関する事項及び環境調整室の所掌に属するものを除く。)

六 自然公園に関する事。

七 長距離自然歩道に関する事。

八 有害鳥獣の駆除に関する事。(農林水産部農水産振興局技術振興室の所掌に属するものを除く。)

九 鳥獣保護及び狩猟に関する事。

十 希少な野生生物の保護に関する事。(他部の所掌に属するものを除く。)

十一 宮島公園に関する事。

十二 広島県立県民の森(以下「県民の森」という。)に関する事。

十三 広島県立もみのき森林公園(以下「もみのき森林公園」という。)に関する事。

十四 広島県立県民の浜(以下「県民の浜」という。)に関する事。

十五 広島県立中央森林公園(以下「中央森林公園」という。)に関する事。

循環型社会推進室

一 廃棄物施策の企画及び総合調整に関する事。(他部の所掌に属するものを除く。)

二 循環型経済拠点形成促進事業に関する事。

三 市町の一般廃棄物に係る広域処理体制に関する事。

四 福山リサイクル発電事業に関する事。

五 循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)に関する事。

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)に関する事。(産業廃棄物対策室の所掌に属するものを除く。)

七 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)に関する事。(土木部及び都市部の所掌に属するものを除く。)

八 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年広島県条例第十四号)に関する事。

九 広島県生活環境の保全等に関する条例に関する事。(資源の循環的な利用に係るものに限る。)

十 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)に関する事。

十一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)に関する事。

十二 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)に関する事。

十三 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年法律第三十一号)に関する事。

十四 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)に関する事。

十五 環境保全資金に関する事。(商工労働部総務管理局商工金融室の所掌に属するものを除く。)

産業廃棄物対策室

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事。(産業廃棄物関係(リサイクル)関係を除く。)に限る。

二 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)に関する事。

三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)に関する事。

四 不法投棄等不適正処理に関する事。

五 県外産業廃棄物の適正処理に関する事。

- 六 公共関係と処分場の整備及び運用に関すること。
- 七 産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関すること。
- 八 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。(廃棄物の適正処理の推進及び減量化の促進に係るものに限る。)
- 九 財団法人広島県環境保全公社の指導に関すること。(廃棄物の処理及び処分に係るものに限る。)

第十条第一項管理総室の部を次のように改める。

総務管理局

福祉保健総務室

- 一 福祉保健部の庶務に関すること。
  - 二 局内各室の総合調整に関すること。
  - 三 福祉保健部所掌の主要な行政施策の企画及び総合調整に関すること。
  - 四 保健福祉関係職員に対する研修の総合調整に関すること。
  - 五 保健師業務の総合調整に関すること。
  - 六 社会福祉統計、保健統計及び人口動態統計に関すること。
  - 七 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に関すること。
  - 八 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)に関すること。
  - 九 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)に関すること。
  - 十 地域事務所厚生環境局に関すること。(他部及び福祉保健部中他室の所掌に属するものを除く。)
  - 十一 保健所に関すること。(他部及び福祉保健部中他室の所掌に属するものを除く。)
  - 十二 福祉保健部中他室の所掌に属さないこと。
- 健康増進・歯科保健室
- 一 健康増進に関すること。
  - 二 栄養士及び調理師に関すること。
  - 三 栄養改善に関すること。
  - 四 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)に基づき医療等以外の保健事業に関すること。
  - 五 地区衛生組織活動の指導に関すること。
  - 六 歯科保健に関すること。
  - 七 食育に関すること。(農林水産部農水産振興局食品流通安全室の所掌に属するものを除く。)
  - 八 石綿健康被害の救済に関すること。
- 国保医療室

- 一 国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)に関すること。
  - 二 老人保健法に関すること。(健康増進・歯科保健室の所掌に属するものを除く。)
  - 三 広島県国民健康保険審査会に関すること。
- こども夢プラン推進室

- 一 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)に関すること。(他部及び福祉保健部中他室の所掌に属するものを除く。)
  - 二 未来に輝くこども夢プランの推進に関すること。
  - 三 財団法人ひろしまこども夢財団に関すること。
- こども家庭支援室

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に関すること。(障害者支援室の所掌に属するものを除く。)
  - 二 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)に関すること。
  - 三 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)に関すること。
  - 四 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)に関すること。
  - 五 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)に関すること。
  - 六 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に関すること。
  - 七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)に関すること。
  - 八 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)に基づき自立支援医療(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第一条第一号に規定する医療)に関すること。
  - 九 母子保健に関すること。
  - 十 母体保護に関すること。
  - 十一 児童福祉思想の普及啓発に関すること。
  - 十二 児童の健全育成に関すること。
  - 十三 児童に関する調査統計に関すること。
  - 十四 母子家庭の福祉の向上に関すること。
  - 十五 寡婦の福祉の向上に関すること。
  - 十六 父子家庭の福祉の向上に関すること。
  - 十七 こども家庭センターに関すること。
  - 十八 広島県立広島学園に関すること。
  - 十九 広島県立母子福祉センターに関すること。
  - 二十 他部及び福祉保健部中他室の所掌に属さない児童に関すること。
- 第十条第一項保健医療総室の部中「保健医療総室」を「保健医療局」に改め、同部医務看

護室の項第一号中「総室内」を「局内」に改め、同項第六号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同項第十二号中「健康増進・歯科保健室」を「福祉保健総務室」に改め、同部健康増進・歯科保健室の項を削り、同部に次のように加える。

生活衛生室

- 一 理容師及び理容所に関する事。
- 二 美容師及び美容所に関する事。
- 三 興行場、旅館業及び公衆浴場に関する事。
- 四 公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する事。
- 五 クリーニング業に関する事。
- 六 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する事。
- 七 墓地、埋葬、火葬等に関する事。
- 八 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
- 九 生活衛生調査に関する事。
- 十 水道に関する事。(公営企業部の所掌に属するものを除く。)
- 十一 広島県生活衛生適正化審議会に関する事。

食品衛生室

- 一 食品衛生に関する事。
- 二 製菓衛生師に関する事。
- 三 と畜場及びと畜に関する事。
- 四 食鳥処理場及び食鳥処理に関する事。
- 五 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事。
- 六 広島県食肉衛生検査所に関する事。
- 七 広島県動物愛護センターに関する事。

被爆者・毒ガス障害者対策室

- 一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)に関する事。
- 二 原爆被爆者援護団体の指導及び原爆被爆者対策の調整に関する事。
- 三 毒ガス障害者の援護に関する事。
- 四 在外被爆者の援護に関する事。
- 五 放射線被爆者医療国際協力推進協議会に関する事。
- 六 その他原子爆弾被爆者等の援護に関する事。

薬務室

- 一 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に関する事。(農林水産部農水産振

興局畜産振興室の所掌に属するものを除く。

- 二 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)に関する事。
- 三 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に関する事。
- 四 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)に関する事。
- 五 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)に関する事。
- 六 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)に関する事。
- 七 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)に関する事。

- 八 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号)に関する事。

- 九 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第百三十三号)に関する事。

- 十 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第百五十二号)に関する事。

- 十一 医薬品の適正使用に関する事。

- 十二 献血の推進に関する事。

- 十三 生物学的製剤の管理及び医薬品その他の衛生用物資の需給調整に関する事。

- 十四 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の情報処理及び生産指導に関する事。

- 十五 薬用植物に関する事。

- 十六 薬事工業生産動態等統計調査に関する事。

- 十七 広島県薬事審議会に関する事。

- 十八 広島県麻薬中毒審査会に関する事。

- 十九 他部及び福祉保健部中他室の所掌に属さない薬事に関する事。

第十条第一項衛生・被爆者総室の部を削り、同条第一項福祉総室の部中「福祉総室」を「社会福祉局」に改め、同部地域福祉室の項第一号中「総室内」を「局内」に改め、同項に次の一号を加える。

- 十 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事。

第十条第一項福祉総室の項福祉指導室の項及び身体障害者福祉室の項を次のように改める。

社会援護室

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に関する事。
- 二 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)に関する事。
- 三 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第百五号)に関する事。(他部及び福祉保健部中他室の所掌に属するものを除く。)
- 四 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)に関する事。
- 五 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第百九号)に関する事。

- 六 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号)に関する事。
  - 七 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)に関する事。
  - 八 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)に関する事。
  - 九 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)に関する事。
  - 十 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)に関する事。
  - 十一 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)に関する事。
  - 十二 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)に関する事。
  - 十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)に関する事。
  - 十四 在外公館等借入金の確認に関する法律(昭和二十四年法律第百七十三号)に関する事。
  - 十五 旧軍人、軍属等の身上の取扱い及び未帰還邦人の調査に関する事。
  - 十六 旧軍人及び軍属の恩給に関する事。
  - 十七 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関する事。
  - 十八 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)に関する事。
- 障害者支援室
- 一 障害者自立支援法に関する事。(こども家庭支援室の所掌に属するものを除く。)
  - 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)に関する事。
  - 三 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に関する事。
  - 四 児童福祉法に基づく障害児の福祉に関する事。
  - 五 福祉のまちづくりに関する普及啓発に関する事。
  - 六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)に関する事。
  - 七 心身障害者の扶養共済に関する事。
  - 八 広島県障害者施策推進協議会に関する事。
  - 九 広島県障害者介護給付費等不服審査会に関する事。
  - 十 広島県立身体障害者更生相談所に関する事。
  - 十一 広島県立点字図書館に関する事。
  - 十二 広島県立身体障害者リハビリテーションセンターに関する事。

- 十三 広島県立心身障害者コロニーに関する事。
  - 十四 広島県立大野寮に関する事。
  - 十五 広島県立福山若草園に関する事。
  - 十六 社会福祉法人広島県福祉事業団に関する事。
  - 十七 福祉保健部中他室の所掌に属さない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事。
- 第十条第一項福祉総室の部知的障害者福祉室の項及び児童支援室の項を次のように改める。
- 高年齢者支援室
- 一 高齢化対策の企画及び総合調整に関する事。
  - 二 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に関する事。
  - 三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)に関する事。
  - 四 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に基づく介護老人保健施設、地域支援事業の指導、介護員養成研修事業及び福祉用具専門相談員指定講習会に関する事。
  - 五 財団法人広島県健康福祉センターに関する事。
- 介護保険指導室
- 一 介護保険法に関する事。(高年齢者支援室の所掌に属するものを除く。)
  - 二 広島県介護保険審査会に関する事。
- 第十条第一項福祉総室の部家庭支援室の項を削り、同条第一項長寿社会総室の部を次のように改める。
- 病院事業局
- 県立病院室
- 第十条第二項を削る。
- 第十一条管理総室の部中「管理総室」を「総務管理局」に改め、同部商工労働総務室の項第二号中「総室内」を「局内」に改め、同部に次のように加える。
- 労働福祉室
- 一 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)に関する事。(労働委員会の所掌に属するものを除く。次号において同じ。)
  - 二 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)に関する事。
  - 三 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第百八十九号)に関する事。
  - 四 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)に関する事。
  - 五 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十

七年法律第百十三号) に関する事。

六 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号) に関する事。

七 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号) に関する事。(総務部総務管理員職員健康推進室の所掌に属するものを除く。)

八 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号) に関する事。

九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号) に関する事。

十 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号) に関する事。

十一 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号) に関する事。

十二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号) に関する事。

十三 その他労働に関する団体及び労働関係の調整に関する事。

十四 労働教育に関する事。

十五 雇用労働相談に関する事。

十六 雇用労働情報コーナーに関する事。

十七 広島県労働委員会に関する事。

十八 労働市場の分析に関する事。

十九 労働福祉に関する事。

雇用対策室

一 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号) に関する事。

二 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号) に関する事。

三 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号) に関する事。

四 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号) に関する事。

五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号) に関する事。

六 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号) に関する事。

七 広島県若者就業サポートセンターに関する事。

八 広島県無料職業紹介所に関する事。

職業能力開発室

一 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号) に関する事。

二 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号) の規定による能力開発事業に関する事。

三 広島県立職業能力開発校に関する事。

四 広島障害者職業能力開発校に関する事。

五 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号) 第二十条の規定による独立行政法人雇用・能力開発機構に対する職業訓練の実施に関する要請等に関する事。

六 広島県職業能力開発協会に関する事。

七 広島県職業能力開発審議会に関する事。

第十一条 産業振興総室の部中「産業振興総室」を「産業振興局」に改め、同部産業技術振興室の項第一号中「総室内」を「局内」に改め、同部立地・物流推進室の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十号中「農林水産部農水産総室食品流通安全室」を「農林水産部農水産振興局食品流通安全室」に改め、同号を同項第九号とし、同部観光振興室の項第五号中「通訳案内業法」を「通訳案内士法」に改め、同項第八号中「農林水産部農水産総室食品流通安全室」を「農林水産部農水産振興局食品流通安全室」に改め、同条雇用労働総室の部を削る。

第十二条 次のように改める。

(農林水産部各室の分掌事務)

第十二条 農林水産部各室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務管理局

農林水産総務室

一 農林水産部の庶務に関する事。

二 局内各室の総合調整に関する事。

三 農林水産部所掌の主要な行政施策の企画及び総合調整に関する事。

四 農林水産部における人権問題対策の推進に関する事。

五 財団法人広島県農林振興センターの指導に関する事。(農林水産部中他室の所掌に属するものを除く。)

六 ハートフル農園支援事業の推進に関する事。

七 地域事務所農林局に関する事。(他部及び農林水産部中他室の所掌に属するものを除く。)

八 農林水産部中他室の所掌に属しないこと。

農業活性化推進室

農業活性化推進室

- 一 農業の構造改革の推進に関する総合調整に関すること。
- 二 集落農場型農業生産法人の育成に関すること。
- 三 農業外企業の農業分野への参入促進に関すること。

団体検査室

- 一 農業協同組合の監督に関すること。
- 二 農業共済事業に関すること。
- 三 独立行政法人農業者年金基金の受託者の検査に関すること。
- 四 農業倉庫に関すること。
- 五 広島県農業共済保険審査会に関すること。
- 六 水産業協同組合の監督に関すること。
- 七 森林組合の監督に関すること。

農水産振興局

技術振興室

- 一 局内各室の総合調整に関すること。
- 二 協同農業普及事業に関すること。
- 三 農林水産部における試験研究及び試験研究補助事業の総合調整に関すること。
- 四 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)に関すること。
- 五 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)に関すること。
- 六 有害鳥獣の被害対策に関すること。
- 七 病害虫防除所に関すること。
- 八 農業技術指導所に関すること。
- 九 広島県立農業技術大学校に関すること。

農業経営室

- 一 農地開発の調査及び計画並びにその推進に関すること。
- 二 農地保有合理化事業の推進に関すること。
- 三 農業経営基盤の強化の促進に関すること。
- 四 農村青少年等担い手の育成及び指導に関すること。
- 五 経営構造対策事業の推進に関すること。
- 六 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)及び山村等振興対策事業の推進に関すること。
- 七 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)に関すること。

- 八 農村地域工業導入促進に関すること。(商工労働部産業振興局立地・物流推進室の所掌に属するものを除く。)

- 九 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関すること。

- 十 農業金融に関すること。

- 十一 中山間地域等直接支払事業の推進に関すること。

- 十二 農業振興地域の整備に関すること。

- 十三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)に関すること。

- 十四 特定農地の貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)に関すること。

- 十五 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)に関すること。

- 十六 農事調停に関すること。

- 十七 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)に関すること。

- 十八 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十四条の八に規定する土地の配分計画に関すること。

- 十九 自作農財産事務に関すること。

食物流通安全室

- 一 食の安全・安心に関すること。(福祉保健部保健医療局食品衛生室の所掌に属するものを除く。)

- 二 農畜水産物流通行政の企画及び総合調整に関すること。

- 三 生鮮食料品の流通及び消費に関すること。

- 四 加工食料品の流通及び消費に関すること。

- 五 ふるさと産品の生産及び流通に関すること。

- 六 ひろしまフードフェスティバルに関すること。

- 七 東京アンテナショップの農林水産物等の物産販売に関すること。

- 八 卸売市場に関すること。

- 九 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)に関すること。

- 十 農用地に係る土壌の保全に関すること。

- 十一 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)に関すること。

- 十二 環境保全型農業の推進に関すること。

- 十三 有機性資源循環利用の推進に関すること。

- 十四 食農教育の推進に関すること。

農産振興室

- 一 農産物の生産及び流通に関すること。(食物流通安全室の所掌に属するものを除く。)

- 二 園芸産地の構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること。



- 三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)に関すること。
  - 四 農作物の種苗の生産及び流通に関すること。
  - 五 農産物の規格及び検査に関すること。
  - 六 農業の機械化に関すること。
  - 七 広島県立因島フラワーセンターに関すること。
  - 八 広島県果樹農業振興審議会に関すること。
- 畜産振興室
- 一 家畜及び畜産物の生産及び流通に関すること。(食品流通安全室の所掌に属するものを除く。)
  - 二 家畜の改良増殖に関すること。
  - 三 家畜衛生及び家畜防疫に関すること。
  - 四 獣医師及び装蹄師に関すること。
  - 五 家畜市場及び家畜商に関すること。
  - 六 動物用薬事に関すること。
  - 七 家畜排せつ物の適正管理及び畜産経営に係る環境整備に関すること。
  - 八 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)に関すること。(水産振興室の所掌に属するものを除く。)
  - 九 自給飼料の生産及び流通に関すること。
  - 十 草地の造成及び改良に関すること。
  - 十一 地方競馬に関すること。
  - 十二 養ほうに関すること。
  - 十三 家畜保健衛生所に関すること。
  - 十四 広島県畜産振興審議会に関すること。
- 水産振興室
- 一 水産物の生産及び流通に関すること。(食品流通安全室の所掌に属するものを除く。)
  - 二 栽培漁業に関すること。
  - 三 内水面漁業に関すること。
  - 四 水産業改良普及事業に関すること。
  - 五 漁村青少年等担い手の育成及び指導に関すること。
  - 六 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)に関すること。
  - 七 持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)に関すること。
  - 八 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に関すること。(飼料の安全性

- の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和五十一年政令第百九十八号)第一条第四号に規定する動物の飼料に係るものに限る。)
  - 九 広島県栽培漁業センターに関すること。
  - 十 広島県漁業振興対策審議会に関すること。
- 漁業調整室
- 一 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に関すること。
  - 二 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)に関すること。
  - 三 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)に関すること。
  - 四 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)に関すること。
  - 五 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)に関すること。
  - 六 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)に関すること。
  - 七 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)に関すること。
  - 八 小型漁船の総トン数の測度に関すること。
  - 九 漁業金融に関すること。
  - 十 駐留軍及び自衛隊に係る漁業の損失補償に関すること。
  - 十一 外海及び海外出漁の指導に関すること。
  - 十二 水産関係団体等の指導に関すること。(団体検査室の所掌に属するものを除く。)
  - 十三 広島海区漁業調整委員会に関すること。
  - 十四 広島県内水面漁場管理委員会に関すること。
- 漁港漁場整備室
- 一 水産基盤整備事業の推進に関すること。
  - 二 漁業経営構造改善事業の推進に関すること。
  - 三 漁場環境の保全及び創造に関すること。
  - 四 漁港に関すること。
  - 五 海岸に関すること。(漁港管理者が管理するものに限る。)
- 農林整備局
- 農林整備管理室
- 一 局内各室の総合調整に関すること。
  - 二 農業土木工事及び森林土木工事の技術管理及び進行管理に関すること。
  - 三 農業土木工事及び森林土木工事の調査、検査及び設計事務に関すること。
- 土地改良室
- 一 土地改良事業に関すること。(農業基盤室及び農村基盤室の所掌に属するものを

除く。)

- 二 土地改良法に関する事。(農業経営室の所掌に属するものを除く。)
- 三 土地改良事業の金融に関する事。
- 四 土地改良事業関係団体の指導に関する事。
- 五 海岸に関する事。(農地の保全に係るものに限る。)

農業基盤室

- 一 農業生産基盤の整備に関する事。
- 二 土地改良事業等の調査及び計画に関する事。
- 三 地すべりの防止に関する事。(農地の保全に係るものに限る。)
- 四 農地及び農業用施設の災害復旧に関する事。

農村基盤室

- 一 農村生活基盤の整備に関する事。
- 二 農村の資源保全に関する事。

林業振興室

- 一 森林計画の編成及び運営に関する事。
- 二 市町村森林整備計画及び森林施設計画に関する事。
- 三 林業の構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関する事。
- 四 森林整備地域活動支援事業の推進に関する事。
- 五 入会林野等の高度利用に関する事。
- 六 林業金融に関する事。
- 七 林業労働に関する事。
- 八 造林用の種苗に関する事。
- 九 林産物の生産及び流通に関する事。
- 十 林業・木材産業構造改革事業の推進に関する事。
- 十一 林業従事者の育成及び指導に関する事。
- 十二 林業・木材関係団体等の指導に関する事。(団体検査室の所掌に属するものを除く。)
- 十三 造林事業に関する事。
- 十四 緑資源幹線林道事業に関する事。
- 十五 林道事業に関する事。(前号に掲げるものを除く。)
- 十六 森林居住環境整備事業の推進に関する事。
- 十七 間伐の促進に関する事。
- 十八 広島県森林審議会に関する事。
- 十九 木材利用センターの管理に関する事。

森林保全室

- 一 緑化に関する事。
- 二 林業普及指導事業に関する事。
- 三 森林病虫害等の防除に関する事。
- 四 森林火災予防の指導に関する事。
- 五 森林国営保険に関する事。
- 六 県営林の管理及び経営に関する事。
- 七 水源林の造成及び分収造林に関する事。
- 八 広島県森林環境づくり支援センターに関する事。
- 九 広島県緑化センターに関する事。
- 十 広島県立広島緑化植物公園に関する事。
- 十一 第三十回全国育樹祭に関する事。

治山室

- 一 民有林の開発規制に関する事。
- 二 保安林及び保安施設地区に関する事。
- 三 広島県土砂の適正処理に関する条例(平成十六年広島県条例第一号)に関する事。
- 四 治山事業に関する事。
- 五 地すべりの防止に関する事。(森林の保全に係るものに限る。)

第十四条の見出し中「土木建築部」を「土木部」に改め、同条第一項中「土木建築部各室」を「土木部各室」に改め、同条第一項管理総室の部中「管理総室」を「総務管理局」に改め、同部土木建築総務室の項中「土木建築総務室」を「土木総務室」に改め、同項第一号中「土木建築部」を「土木部」に改め、同項第十五号中「土木建築部」を「土木部」に改め、同項第十七号とし、同項第十四号中「技術調整室」を「技術企画室」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「下水道室」を「都市部都市事業局下水道室」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「住宅企画室」を「都市部都市事業局住宅室」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号を第十三号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六号中「関する事。」の下に「(他部の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 広島県広島西飛行場事務所に関する事。(他部の所掌に属するものを除く。)

第十四条第一項管理総室の部土木建築総務室の項第五号中「土木建築部」を「土木部」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「土木建築部」を「土木部、都市部及び空港港湾部」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「総室」を「局内」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 都市部及び空港港湾部の庶務の総括に関すること。  
 第十四条第一項管理総室の部建設産業室の項第八号を同項第九号とし、同号の前に次の号を加える。

八 建設工事に係る入札及び契約制度に関すること。

第十四条第一項管理総室の部用地指導室の項中「用地指導室」を「用地室」に改め、同項第三号中「土木建築部、地域事務所建設局及びその他土木建築部関係地方機関」を「土木部、都市部及び空港港湾部並びに関係地方機関」に改め、同項に次の九号を加える。

四 土地収用に関すること。

五 土木部、都市部及び空港港湾部並びに関係地方機関において執行する事業に係る公共用地先行取得資金に関すること。

六 高速自動車国道の建設に伴う土地物件の取得及び損失補償に関する西日本高速道路株式会社受託事務に関すること。

七 広島県土地収用事業認定審議会に関すること。

八 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第三章の規定による裁定に関すること。

九 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四章の規定による裁定に関すること。

十 ガス事業法第四十三条から第四十五条までの規定による裁定に関すること。

十一 都市部及び空港港湾部並びに土木部中他室の所掌に属しない国土交通省所管の国有財産に関すること。

十二 都市部及び空港港湾部並びに土木部中他室の所掌に属しない県有土地に関すること。

第十四条第一項管理総室の部用地管理室の項を次のように改める。

技術企画室

一 建設技術施策の企画及び調査に関すること。

二 建設事業の調整及び進行管理に関すること。

三 土木技術の向上及び研修に関すること。

四 土木部、都市部及び空港港湾部所掌の災害復旧に関すること。

五 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)に関すること。

六 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)に関すること。(道路河川管理室及び空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室の所掌に属するものを除く。)

七 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)に関すること。(建設産業室の所掌に属するものを除く。)

八 財団法人広島県建設技術センターの事業運営に関すること。

第十四条第一項管理総室の部に次のように加える。  
 技術指導室

一 土木事業の検査及び監察に関すること。

二 土木工事の技術管理に関すること。

三 建設工事材料等の品質管理に関すること。

四 土木工事の設計積算の電算処理に関すること。

五 土木部、都市部及び空港港湾部所掌の事務に係るシステム開発の総合調整及び指導に関すること。

第十四条第一項技術管理総室の部を削り、同条第一項道路総室の部中「道路総室」を「土木整備局」に改め、同部道路総務室の項中「道路総務室」を「道路河川総務室」に改め、同項第一号中「総室内」を「局内」に改め、同部道路保全室の項第一号中「維持管理」を「維持補修」に改め、同項第二号中「軌道」の下に「技術的事項」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 交通安全施設の整備に関すること。

第十四条第一項道路総室の部道路保全室の項第五号を削り、同部に次のように加える。

道路河川管理室

一 道路の管理に関すること。

二 鉄道及び軌道に関すること。(道路保全室の所掌に属するものを除く。)

三 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関すること。(道路整備室及び都市部都市事業局都市整備室の所掌に属するものを除く。)

四 河川の管理に関すること。

五 海岸の管理に関すること。(農林水産部農水産振興局漁港漁場整備室及び農林整備局土地改良室並びに空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室の所掌に属するものを除く。)

六 水利及び水利権に関すること。(河川企画整備室及びダム室の所掌に属するものを除く。)

七 水防に関すること。(河川企画整備室及びダム室の所掌に属するものを除く。)

八 公有水面(海面を除く。)の埋立てに関すること。(河川企画整備室の所掌に属するものを除く。)

九 広島県水防協議会に関すること。

十 他部及び土木部中他室の所掌に属しない道路及び河川に関すること。

河川企画整備室

一 河川施策の企画及び調査並びに河川施設の整備及び維持に関すること。

二 海岸施策の企画及び調査並びに海岸施設の整備及び維持に関すること。(農林水

産部農水産振興局漁港漁場整備室及び農林整備局土地改良室並びに空港港湾部空港  
港湾事業局港湾企画整備室の所掌に属するものを除く。

三 水利及び水利権の技術的事項に関する事。 (ダム室の所掌に属するものを除く。)

四 水防の技術的事項に関する事。 (ダム室の所掌に属するものを除く。)

五 公有水面(海面を除く。)の埋立ての技術的事項に関する事。

六 水の需給計画に関する事。 (ダム室の所掌に属するものを除く。)

#### ダム室

一 ダムの建設及び管理に関する事。 (農林水産部農林整備局土地改良室及び農村  
基盤室の所掌に属するものを除く。)

二 ダムに係る水の需給計画に関する事。

三 水資源の総合開発に関する事。

四 ダムに係る水利及び水利権に関する事。

五 ダムに係る水防に関する事。

六 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)に関する事。

七 小瀬川ダム管理事務協議会に関する事。

#### 砂防室

一 砂防に関する事。

二 地すべりの防止に関する事。 (農林水産部農林整備局土地改良室、農業基盤室  
及び治山室の所掌に属するものを除く。)

三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する事。

四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年  
法律第五十七号)に関する事。

第十四条第一項河川砂防総室の部及び空港港湾総室の部並びに同条第二項を削る。  
第十四条の二を次のように改める。

(都市部各室の分掌事務)

第十四条の二 都市部各室の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 都市事業局

##### 都市総務室

一 都市部の庶務に関する事。

二 局内各室の総合調整に関する事。

三 下水道室及び住宅室に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の入札及び  
契約の事務に関する事。

四 屋外広告物に関する事。

五 風致地区に関する事。

六 広島県立みよし公園の管理に関する事。

七 広島県立びんご運動公園の管理に関する事。

八 広島県立せら泉民公園の管理に関する事。

九 広島県都市計画審議会の運営に関する事。

十 広島県屋外広告物審議会に関する事。

十一 都市部中他室の所掌に属しない事。

#### 都市企画室

一 主要な都市政策の企画及び総合調整に関する事。

二 都市交通対策に関する事。

三 都市計画に関する事。

四 住宅地関連公共施設整備促進事業の調整に関する事。

五 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)に関する事。

六 広島県都市計画審議会に関する事。 (都市総務室の所掌に属するものを除く。)

#### 都市整備室

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四章第一節の規定による都市計画事業  
の認可等に関する事。 (下水道室の所掌に属するものを除く。)

二 都市計画施設の整備に関する事。 (下水道室の所掌に属するものを除く。)

三 市街地の再開発に関する事。 (建築指導室の所掌に属するものを除く。)

四 土地区画整理に関する事。

五 住宅市街地の開発に関する事。

六 農住組合制度の調整に関する事。

七 都市公園に関する事。

八 広島県立みよし公園に関する事。 (都市総務室の所掌に属するものを除く。)

九 広島県立びんご運動公園に関する事。 (都市総務室の所掌に属するものを除く。)

十 広島県立せら泉民公園に関する事。 (都市総務室の所掌に属するものを除く。)

十一 都市緑化に関する事。

十二 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)に関する事。 (土地区  
画整理に係るものに限る。)

十三 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関する事。 (県施行の街路事業に  
限る。)

#### 下水道室

一 下水道の計画、調査及び整備に関する事。

二 下水道の管理に関する事。

- 三 流域下水道事業費特別会計その他の下水道事業費に関する事。
  - 四 都市計画法第四章第一節の規定による都市計画事業の認可等に関する事。(下水道に係るものに限る。)
  - 五 下水道施設その他都市部、土木部及び空港港湾部所掌の土木附帯設備に係る電気設備工事及び機械設備工事の執行に関する事。(都市総務室の所掌に属するものを除く。)
  - 六 財団法人広島県下水道公社の事業運営に関する事。
- 建築指導室
- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)に関する事。
  - 二 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)に関する事。
  - 三 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)に関する事。
  - 四 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第一百一十号)に関する事。
  - 五 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)に関する事。
  - 六 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)に関する事。
  - 七 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)に関する事。
  - 八 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)に関する事。
  - 九 都市計画法第三章第一節の規定による開発行為の規制に関する事。
  - 十 旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第六十号)に関する事。
  - 十一 宅地造成等規制法に関する事。(都市整備室の所掌に属するものを除く。)
  - 十二 広島県福祉のまちづくり条例(平成七年広島県条例第四号)に関する事。(福祉保健部社会福祉局障害者支援室の所掌に属するものを除く。)
  - 十三 市街地の再開発に関する事。(個人施行者、市街地再開発組合、独立行政法人都市再生機構及び広島県住宅供給公社が施行する市街地再開発事業(幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの整備を伴つものを除く)に係るものに限る。)
  - 十四 がけ地近接等危険住宅移転事業に関する事。
  - 十五 優良住宅の認定に関する事。
  - 十六 優良宅地の認定に関する事。
  - 十七 被災宅地危険度判定制度に関する事。
  - 十八 特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する事。
  - 十九 建築動態統計調査に関する事。

- 二十 住宅金融公庫の受託業務に関する事。
  - 二十一 浄化槽法第五条の規定による特定行政庁の権限に関する事。
  - 二十二 景観法第二章の規定による違反建築物等に係る措置等に関する事。(土木部総務管理局建設産業室の所掌に属するものを除く。)
  - 二十三 景観法第四章の規定による景観協定の認可及び変更に係る同意に関する事。
  - 二十四 広島県建築審査会に関する事。
  - 二十五 広島県建築士審査会に関する事。
  - 二十六 広島県開発審査会に関する事。
- 住宅室
- 一 住宅施策の企画、調査及び総合調整に関する事。
  - 二 県営住宅の整備及び管理に関する事。
  - 三 県営住宅事業費特別会計その他の住宅事業費に関する事。
  - 四 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)に関する事。
  - 五 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)に関する事。
  - 六 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)に関する事。
  - 七 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)に関する事。
  - 八 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第四十一号)に関する事。
  - 九 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)に関する事。
  - 十 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号)に関する事。
  - 十一 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)に関する事。
  - 十二 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)に関する事。
  - 十三 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十二号)に関する事。
  - 十四 広島県住宅供給公社の事業運営に関する事。
  - 十五 住宅関係団体の指導に関する事。
  - 十六 広島県県営住宅管理審議会に関する事。
- 第十四条の二の次に次の一条を加える。

(空港港湾部各室の分掌事務)  
第十四条の三 空港港湾部各室の分掌事務は、次のとおりとする。

空港港湾事業局

空港振興室

- 一 空港港湾部の庶務に関する事。
- 二 局内各室の総合調整に関する事。
- 三 空港対策及び航空対策の企画及び総合調整に関する事。
- 四 広島空港の整備に関する事。
- 五 広島空港のアクセスに関する事。(地域振興部地域振興対策局交通対策室の所掌に属するものを除く。)
- 六 広島県広島西飛行場の管理運営に関する事。
- 七 他部の所掌に属しない空港及び航空に関する事。
- 八 空港港湾部中他室の所掌に属しない事。

港湾管理室

- 一 海岸の管理に関する事。(港湾管理者が管理するものに限る。)
- 二 海域の管理に関する事。(農林水産部農水産振興局漁港漁場整備室及び農林整備局土地改良室並びに土木部土木整備局道路河川管理室の所掌に属するものを除く。)
- 三 港湾施設の管理に関する事。(港湾管理者が管理するものに限る。)
- 四 運河の管理に関する事。
- 五 公有水面(海面に限る。)の埋立てに関する事。
- 六 港湾振興に関する事。
- 七 ポートセールスに関する事。
- 八 広島県港湾整備事業基金に関する事。(資金の運用に関する事項を除く。)
- 九 広島県広島港湾振興局の事業に関する事。(他部の所掌に属するものを除く。)
- 十 広島県海域利用審査会に関する事。
- 十一 他部及び空港港湾部中他室の所掌に属しない港湾に関する事。

港湾企画整備室

- 一 港湾施策の企画、調査及び総合調整に関する事。
- 二 港湾施設の整備に関する事。
- 三 海岸の計画及び整備に関する事。(農林水産部農水産振興局漁港漁場整備室及び農林整備局土地改良室並びに土木部土木整備局河川企画整備室の所掌に属するものを除く。)

四 港湾調査に関する事。

五 広島県広島港地方港湾審議会、広島県尾道系崎港地方港湾審議会及び広島県福山

港地方港湾審議会に関する事。

第十五条を次のように改める。

(所管を異にする関連事務の処理)

第十五条 事業が二以上の室の分掌事務に関する場合には、総務部長が当該事業に係る事務を処理すべき室を指定する。

第十七条中「企画指導室、出納審査室」を「審査指導室」に改める。

第十八条企画指導室の項中「企画指導室」を「審査指導室」に改め、同項に次の二号を加える。

五 支出命令及び合議書の審査に関する事。

六 国の会計機関として行う債権の管理、歳入の徴収及び支出の決定に関する事。

第十八条第一項の表を次のように改める。

主官部室		総務部		総務局	
名	称	目	的	部	室
広島県特別職報酬等審議会	報酬等審議会	広島県特別職報酬等審議会(昭和三十九年広島県条例第百二十三号)の規定に基づき、知事の諮問に応じ、議会の議員の報酬及び知事の給料の額について審議すること。	地方自治法施行規程(昭和二十二年政令第十九号)の規定に基づき、副知事、出納長及び専門委員の懲戒の審査及び議決並びに出納長の分限に関する事務をつかさどること。	総務部	人事室
広島県職員委員	広島県職員委員	地方自治法施行規程(昭和二十二年政令第十九号)の規定に基づき、副知事、出納長及び専門委員の懲戒の審査及び議決並びに出納長の分限に関する事務をつかさどること。	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年広島県条例第五十一号)の規定に基づき、非常勤の職員について発生した災害が公務上のものであるかどうかの認定について調査審議すること。	総務部	福利室
公務災害補償等審査会	公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づき、非常勤の職員に対する公務災害補償の実施に関する審査の申立てについて審査し、及び裁定すること。	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び広島県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年広島県条例第三十七号)の規定に基づき、知事の諮問に応じ、固定資産の評価に関する事項について調査審議すること。	財務局	税務室
広島県固定資産評価審議会	広島県固定資産評価審議会	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び広島県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年広島県条例第三十七号)の規定に基づき、知事の諮問に応じ、固定資産の評価に関する事項について調査審議すること。	一 広島県情報公開条例の規定に基づき、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者の諮問に応じ、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てに係る事項について審議し、答申すること。 二 広島県個人情報保護条例の規定に基づき、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者の諮問に応じ、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てに係る事項について審議し、答申すること。	秘書局	行政情報室
広島県個人情報公開審査会	広島県個人情報公開審査会	一 広島県情報公開条例の規定に基づき、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者の諮問に応じ、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てに係る事項について審議し、答申すること。 二 広島県個人情報保護条例の規定に基づき、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者の諮問に応じ、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てに係る事項について審議し、答申すること。		秘書局	行政情報室

部活生民県		部画企策政	
局理管務総		局整調画企	
室画参同共女男・権人	室活生費消	室働協民県・化文	
広島県男女共同 参画審議会	広島県消費者苦 情処理委員会	広島県国土利用 計画審議会	広島県土地利用 審査会
広島県男女共同参画推進条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して、知事に意見を述べること。	広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の規定に基づき、消費者苦情を解決するための調停を行うほか、消費者が事業者を相手に提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議すること。	広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例(昭和五十一年広島県条例第一号)の規定に基づき、知事の諮問に応じ、県民の消費生活に関する重要事項を調査審議すること。	国土利用計画法の規定に基づき、規制区域の指定若しくは指定の解除又は指定区域の減少に係る確認、土地に関する権利移転に係る処分についての不服申立ての審理その他同法の規定によりその権限に属する事務を処理すること。
			広島県総合計画審議会(平成十七年広島県条例第二号)の規定に基づき、知事の諮問に応じ、県の総合的な計画の策定及び実施に関する重要事項を調査審議すること。
			広島県総合計画審議会設置条例(平成十七年広島県条例第二号)の規定に基づき、知事の諮問に応じ、県の総合的な計画の策定及び実施に関する重要事項を調査審議すること。

局理管機危		室理管機危		室興振学私	室理管画企学大	室全安域地・年少青	
広島県石油コン ピナート等防災	広島県国民保護 協議会	広島県防災会議	広島県私立学校 審議会	広島県公立大学 法人評価委員会	県立広島大学運 営協議会	広島県交通安全 対策会議	広島県青少年環 境整備審議会
石油コンピナート等災害防止法の規定に基づき、石油コンピナート等特別防災区域に係る防災計画の作成及びその実	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、知事の諮問に応じ、国民の保護のため措置に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べること及び知事が国民の保護に関する計画を作成又は変更するとき、その諮問に応じて審議し、知事に意見を述べること。	災害対策基本法の規定に基づき、地域防災計画の作成及びその実施の推進並びに災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務をつかさどること。	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の規定に基づき、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置及び廃止の認可、これらの学校を設置する法人の寄附行為の認可その他これらの学校及びこれらの学校を設置する法人について知事が行う処分について意見を答申し、並びにこれらの学校に関する重要事項について知事に建議すること。	地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学の業務の実績に関する評価その他同法によりその権限に属させられた事項の処理をつかさどること。	県立広島大学設置及び管理条例(平成十六年広島県条例第三十九号)の規定に基づき、知事の諮問に応じ、同条例第二条に規定する基本的な方針に関する事項その他の大学に関する重要事項を審議するとともに、大学の教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての評価を行うこと。	交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の規定に基づき、県の交通安全計画を作成し、その実施を推進するほか、県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、その実施について推進するとともに、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町相互間の連絡調整を図ること。	広島県青少年健全育成条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、青少年の健全育成を図る上で有益な映画、図書及び書籍等の推奨、青少年に有害な図書類、興行、がん具及び広告物の指定及びその取消しに関する事項その他青少年を取り巻く環境整備に関する事項を調査審議すること。
			地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号)及び広島県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年広島県条例第五十一号)の規定に基づき、青少年の指導、育成保護及びきよ正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関する、関係行政機関相互の連絡調整を図り、並びに知事及び関係行政機関に対して意見を述べること。				

部 健 保 社 福				部 境 環				
局 療 医 健 保		局 理 管 務 総		局 策 対 境 環		局 策 政 境 環		
室 生 衛 活 生	室 策 対 健 保	室 護 看 務 医	室 療 医 保 国	室 整 調 境 環	室 策 政 境 環		本 部	
広島県生活衛生 適正化審議会	広島県精神医療 審査会 広島県精神保健 福祉審議会	広島県准看護師 試験委員 会	広島県医療審議 会	広島県国民健康 保険審査会	広島県環境影響 評価技術審査会 会 広島県景観審議 会	広島県公害審査 会 会 広島県環境審議 会	本部	
生活衛生関係営業の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の規定に基づき、知事の諮問に応じ、意見を答申し、並びに同法の施行に関する重要事項を調査審議し、及び関係行政機関に対し建議すること。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十三号)の規定に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項について調査審議し、及び知事に意見具申すること。	保健師助産師看護師法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の規定に基づき、准看護師試験の実施に関する事務をつかさどること。	医療法の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議すること。	国民健康保険法の規定に基づき、保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。)及び保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服を審査すること。	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議すること。	公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八八号)の規定に基づき、公害に係る紛争について、あつせん、調停及び仲裁を行い、並びにその権限に属する事務を処理するほか、公害の防止に関する施策の改善についての意見を述べること。	環境基本法(平成五年法律第九十一号)及び自然環境保全法の規定に基づき、知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するほか、その権限に属する事務を処理すること。	法の推進並びに災害が発生した場合における関係機関等の連絡調整等の防災に関する事務をつかさどること。

部 産 水 林 農		部 働 労 工 商		局 社 福 会 社				
産 水 農	局 理 管 務 総	局 理 管 務 総		室 導 指 險 保 護 介		室 援 支 者 害 障	室 社 福 域 地	室 務 薬
振 産 農	室 査 検 体 団	室 発 開 力 能 業 職	室 導 指 險 保 護 介		室 援 支 者 害 障	室 社 福 域 地	室 務 薬	室 務 薬
広島県果樹農業 振興審議会	広島県農業共済 保険審査会	広島県職業能力 開発審議会	広島県介護保険 審査会	広島県障害者介 護給付費等不服 審査会	広島県障害者施 策推進協議会	広島県社会福祉 審議会	広島県麻薬中毒 審査会	広島県薬事審議 会
知事の附属機関の設置に関する条例(昭和二十七年広島県条例第五十五号)の規定に基づき、知事の諮問に応じ、果樹農業の振興計画の樹立及び実施並びに広島県かんきつ規格に関する重要事項を調査審議すること。	農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の規定に基づき、農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査その他その権限に属する事項を行うほか、知事の諮問に応じ、農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要事項を調査審議すること。	職業能力開発促進法の規定に基づき、知事の諮問に応じ、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議すること。	介護保険法の規定に基づき、保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分及び必要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第五十七条第一項に規定する延滞金を除く。)に関する処分に対する不服を審査すること。	障害者自立支援法の規定に基づき、介護給付費等に係る処分に対する不服を審査すること。	障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の規定に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するほか、障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。	社会福祉法の規定に基づき、社会福祉に関する事項(精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議し、知事の諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申すること。	麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否について審査すること。	薬事法及び広島県薬事審議会条例(昭和三十六年広島県条例第三十三号)の規定に基づき、知事の諮問に応じ、薬事に関する事項について調査審議すること。



土木部		農林整備局			振興局		
土木整備局		総務管理局			農林整備局		
道河川管路室	用地室	建設産業室	土木総務室	林業振興室	水産振興室	畜産振興室	振興室
広島県水防協議会	広島県土地収用事業認定審議会	広島県公共工事入札監視委員会	広島県建設工事紛争審査会 広島県漁業補償調停委員会	広島県森林審議会	広島県漁業振興対策審議会	広島県畜産振興審議会	
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の規定に基づき、水防計画その他の水防に関する重要事項を調査審議し、及び水防について関係機関に意見を述べること。	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定に基づき、その権限に属せられた事項を調査審議すること。	広島県公共工事入札監視委員会設置条例(平成十五年広島県条例第四号)の規定に基づき、その権限に属せられた事項を調査審議すること。	建設業法の規定に基づき、建設工事の請負契約に関する紛争についてあつせん、調停及び仲裁を行うこと。 広島県漁業補償調停委員会設置条例(平成二年広島県条例第三十三号)の規定に基づき、公共性の高い事業に係る漁業補償について調停を行うこと。	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)又は他の法令の規定に基づき、森林に属する事項を処理するほか、森林法の規定に基づき、森林に関する重要事項に關し、知事の諮問に応じて答申し、及び関係行政機関に建議すること。	知事の附属機関の設置に関する条例の規定に基づき、知事の諮問に應じ、沿岸漁業構造改善事業、沿岸水産資源の開発及び漁業協同組合の整備の促進に関する重要事項を調査審議すること。	知事の附属機関の設置に関する条例の規定に基づき、知事の諮問に應じ、畜産の振興計画の樹立及び実施に関する重要事項を調査審議すること。	

空港港湾部				都市部			
空港港湾事業局				都市事業局			
港湾企画整備室	港湾管理室	住宅室	建築指導室	都市計画室	総務室	都市計画室	都市計画室
広島県福山港地方港湾審議会	広島県尾道糸崎地方港湾審議会	広島県管住宅管理審議会	広島県建築士審査会 広島県建築士審査会	広島県都市計画審議会	広島県屋外広告物審議会	広島県都市計画審議会	広島県都市計画審議会
港湾法の規定に基づき、知事の諮問に應じ、福山港に関する重要事項を調査審議すること。	港湾法の規定に基づき、知事の諮問に應じ、尾道糸崎港に関する重要事項を調査審議すること。	広島県管住宅設置及び管理条例(平成九年広島県条例第十三号)の規定に基づき、知事の諮問に應じ、県管住宅の重要事項を調査審議すること。	建築士法の規定に基づき、二級建築士試験に関する事務をつかさどるとともに、建築士の業務の停止その他知事が行う処分について同意を行う等同法によりその権限に属する事項を処理すること。	都市計画法の規定に基づき、同法第五十条第一項に規定する審査請求に対して裁決し、及び市街化調整区域に係る開発行為の許可に關し知事が付議した事項について審議すること。	広島県屋外広告物条例(昭和二十四年広島県条例第七十二号)の規定に基づき、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に關し、知事が行う許可等の処分若しくはこれらに関する規定の設定について意見を答申するほか、知事の諮問に應じ、広告物に関する重要事項を調査審議すること。	都市計画法の規定に基づき、同法によりその権限に属する事項を調査審議し、及び知事の諮問に應じ、都市計画に関する事項を調査審議するほか、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。	都市計画法の規定に基づき、同法によりその権限に属する事項を調査審議し、及び知事の諮問に應じ、都市計画に関する事項を調査審議するほか、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。  
第二十三条の表広島県広島地域事務所の部農林局の款地域営農課の項を削り、同部建設局の款中

ダム建設事業所の項を削り、同表広島県呉地域事務所の部税務局の課課税第二課の項中「不動産税係、諸税係」を削り、同部農林局の款地域営農課の項を削り、同款中

維持管理課
維持係、管理第一係
管理第二係

を

管理課	管理第一係、管理第二係、管理第三係、管理第四係
維持第一課	維持第一係、維持第二係
維持第二課	維持第一係、維持第二係

に改め、同款梶毛

林務第一課	自然保護係、治山係
林務第二課	林業振興係、基盤整備係

を

林務課	自然保護係、治山係
林業振興係	

に改め、同表広島

県芸北地域事務所の部厚生環境局の款福祉課の項中「福祉係」を削り、同部農林局の款農村振興課の項中「農産園芸係、畜産係」を「農畜産係」に改め、同款地域営農課の項を削り、同表広島県東広島地域事務所の部農林局の款地域営農課の項を削り、同部建設局の款建築課の項中「審査係、検査指導係」を「検査指導係」に改め、同表広島県尾三地域事務所の部厚生環境局の款福祉課の項中「福祉係」を削り、同部農林局の款地域営農課の項を削り、同部建設局の款都市建設課の項中「都市公園係」を削り、同款山田川ダム建設事業所の項を削り、同表広島県福山地域事務所の部厚生環境局の款福祉課の項中「福祉係」を削り、同部農林局の款地域営農課の項を削り、同部建設局の款建築課の項中「検査指導係」を削り、同表広島県備北地域事務所の部農林局の款農村振興課の項中「農地利用係、農産園芸係、畜産係」を「農畜産係」に改め、同款地域営農課の項を削る。

第二十五条第二項中「市」の下に「及び社会福祉法第十四条第三項の規定により福祉に関する事務を設置する町」を加える。

第二十六条第一項総務局の部総務課の項第八号を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 国民保護事務の総括に関すること。

第二十六条第一項厚生環境局の部福祉課の項第一号中「及び知的障害者福祉法」を「知的障害者福祉法及び障害者自立支援法」に改め、同条第一項農林局の部農村振興課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 農業外企業の農業分野への参入促進に関すること。

第二十六条第一項農林局の部農村振興課の項第二十六号中「食品の安全」を「食の安全・

安心」に改め、同項第三十三号中「林務第一課」を「林務第二課」に改め、同部水産課の項第七号中「漁船、小型船舶の船籍」を「漁船登録」に改め、同項第十二号を削り、同項第十三号を同項第十二号とし、同部地域営農課の項を削り、同部林務第一課の項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とし、同条第一項建設局の部維持管理課の項中「維持管理課」を「管理課」に改め、同項第一号中「本節」を「この節」に改め、「及び維持補修」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、同項の次に次のように加える。

維持第一課及び維持第二課

一 道路等の維持補修に関すること。

二 水位、雨量等の観測に関すること。

三 県の管理に係る公共施設の緑化計画の設計及び実施に関すること。

第二十六条第一項建設局の部梶毛ダム建設事業所の項を削り、同条第二項総務局の部総務課の項第八号を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 国民保護事務の総括に関すること。

第二十六条第二項厚生環境局の部福祉課の項第一号中「及び知的障害者福祉法」を「知的障害者福祉法及び障害者自立支援法」に改め、同条第一項農林局の部農村振興課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 農業外企業の農業分野への参入促進に関すること。

第二十六条第二項農林局の部農村振興課の項第二十六号中「食品の安全」を「食の安全・安心」に改め、同項第三十三号中「林務第一課」を「林務課」に改め、同部水産課の項第七号中「漁船、小型船舶の船籍」を「漁船登録」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号を同項第十三号とし、同部地域営農課の項を削り、同部林務第一課の項を次のように改める。

林務課

一 森林計画の運営に関すること。

二 市町村森林整備計画及び森林施業計画の推進に関すること。

三 森林整備地域活動支援事業の推進に関すること。

四 林業・木材産業構造改革事業に関すること。

五 入会林野等の高度利用に関すること。

六 林業金融に関すること。

七 林業に関する情報の収集及び管理に関すること。

八 林産物の生産及び流通に関すること。

九 民有林の開発規制に関すること。

十 民有林の造林指導に関すること。

十一 造林用の種苗に関すること。

十二 治山事業に関すること。

十三 森林に係る地すべり防止区域の管理及び工事にすること。

十四 保安林及び保安施設地区に関すること。

十五 広島県土砂の適正処理に関する条例に関すること。

十六 林道事業に関すること。

十七 間伐促進事業に関すること。

十八 自然保護に関すること。

十九 自然環境保全地域等の指定及び保全管理に関すること。

二十 広島県みどりと景観の基金に属する財産の管理に関すること。

二十一 自然公園及び長距離自然歩道に関すること。

二十二 県民の浜に関すること。

二十三 緑化に関すること。

二十四 森林病害虫等の防除に関すること。

二十五 森林火災予防の指導に関すること。

二十六 鳥獣保護及び狩猟に関すること。

二十七 森林国営保険に関すること。

二十八 前各号のほか、林業の指導及び奨励に関すること。

第二十六条第二項農林局の部林務第二課の項を削り、同条第三項総務局の部総務課の項第十二号を同項第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 国民保護事務の総括に関すること。

第二十六条第三項厚生環境局の部福祉課の項第一号中「及び知的障害者福祉法」を「知的障害者福祉法及び障害者自立支援法」に改め、同条第三項農林局の部農村振興課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 農業外企業の農業分野への参入促進に関すること。

第二十六条第三項農林局の部農村振興課の項第二十六号中「食品の安全」を「食の安全・安心」に改め、同項第三十三号中「農村整備課及び林務第一課」を「農村整備第一課及び林務第二課」に改め、同部地域営農課の項を削り、同部林務第二課の項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とし、同条第四項総務局の部総務課の項第九号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 国民保護事務の総括に関すること。

第二十六条第四項厚生環境局の部福祉課の項第一号中「及び知的障害者福祉法」を「知的障害者福祉法及び障害者自立支援法」に改め、同条第四項農林局の部農村振興課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 農業外企業の農業分野への参入促進に関すること。

第二十六条第六項農林局の部農村振興課の項第二十六号中「食品の安全」を「食の安全・安心」に改め、同項第三十三号中「林務第一課」を「林務第二課」に改め、同部水産課の項第七号中「漁船、小型船舶の船籍」を「漁船登録」に改め、同項第十二号を削り、同項第十三号を同項第十二号とし、同部地域営農課の項を削り、同部林務第一課の項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とし、同条第七項総務局の部総務課の項第九号を同項第十号と

六 農業外企業の農業分野への参入促進に関すること。

第二十六条第四項農林局の部農村振興課の項第二十六号中「食品の安全」を「食の安全・安心」に改め、同項第四十五号中「漁船、小型船舶の船籍」を「漁船登録」に改め、同項第五十号を削り、同項第五十一号を同項第五十号とし、同部地域営農課の項を削り、同部林務課の項第二十七号を削り、同項第二十八号を同項第二十七号とし、同条第五項中「及び課」を「課及び事業所」に改め、同条第五項総務局の部総務課の項第九号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 国民保護事務の総括に関すること。

第二十六条第五項厚生環境局の部福祉課の項第一号中「及び知的障害者福祉法」を「知的障害者福祉法及び障害者自立支援法」に改め、同条第五項農林局の部農村振興課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 農業外企業の農業分野への参入促進に関すること。

第二十六条第五項農林局の部農村振興課の項第二十六号中「食品の安全」を「食の安全・安心」に改め、同部水産課の項第七号中「漁船、小型船舶の船籍」を「漁船登録」に改め、同項第十二号を削り、同項第十三号を同項第十二号とし、同部地域営農課の項を削り、同部林務課の項第二十三号中「広島県立中央森林公園」を「中央森林公園」に改め、同項第二十八号を削り、同項第二十九号を同項第二十八号とし、同条第五項建設局の部管理課の項中第十七号を第十八号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 広島県立せら県民公園の管理に関すること。

第二十六条第五項建設局の部都市建設課の項に次の一号を加える。

十一 広島県立せら県民公園の維持補修に関すること。

第二十六条第五項建設局の部山田川ダム建設事業所の項を削り、同条第六項総務局の部総務課の項第十号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 国民保護事務の総括に関すること。

第二十六条第六項厚生環境局の部福祉課の項第一号中「及び知的障害者福祉法」を「知的障害者福祉法及び障害者自立支援法」に改め、同条第六項農林局の部農村振興課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 農業外企業の農業分野への参入促進に関すること。

第二十六条第六項農林局の部農村振興課の項第二十六号中「食品の安全」を「食の安全・安心」に改め、同項第三十三号中「林務第一課」を「林務第二課」に改め、同部水産課の項第七号中「漁船、小型船舶の船籍」を「漁船登録」に改め、同項第十二号を削り、同項第十三号を同項第十二号とし、同部地域営農課の項を削り、同部林務第一課の項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とし、同条第七項総務局の部総務課の項第九号を同項第十号と

し、同号の前に次の一号を加える。

九 国民保護事務の総括に関すること。

第二十六条第七項厚生環境局の部福祉課の項第一号中「及び知的障害者福祉法」を、「知的障害者福祉法及び障害者自立支援法」に改め、同条第七項農林局の部農村振興課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 農業外企業の農業分野への参入促進に関すること。

第二十六条第七項農林局の部農村振興課の項第二十六号中「食品の安全」を「食の安全・安心」に改め、同部地域営農課の項を削り、同部林務課の項中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号を第二十八号とする。

第二十八条第一項の表中

広島県広島地域事務所建設局	広島県広島地域事務所建設局廿日市支局	廿日市市 桜尾本町	大竹市及び廿日市市	土木及び建築に関する事務
広島県広島地域事務所建設局	広島県広島地域事務所建設局大柿維持管理分室	江田島市 大柿町	江田島市	土木に関する事務(維持管理に関する事務に限る。)
広島県広島地域事務所建設局	広島県広島地域事務所建設局吉田維持管理分室	安芸高田市 市吉田町	安芸高田市	土木に関する事務(維持管理に関する事務に限る。)

を

に改め、同条第二項

を削る。

第二十九条の表広島県広島地域事務所建設局廿日市支局の部工務課の項中「港湾建設係」を「災害対策係」に改め、同表広島県広島地域事務所建設局大柿維持管理分室の部及び広島県広島地域事務所建設局吉田維持管理分室の部を削り、同表広島県東広島地域事務所建設局竹原支局の部工務課の項中「工務第二係」の下に「港湾建設係」を加え、同部港湾建設課の項を削り、同表広島県備北地域事務所農林局庄原支局の部農村振興課の項中「農産園芸係畜産係」を「農畜産係」に改め、同部地域営農課の項を削る。

第三十条第四項及び第五項を削り、同条第六項工務課の項第一号中「港湾建設課の所掌に属するものを除く。」を削り、同条第六項港湾建設課の項を削り、同条第六項を同条第

四項とし、同条第七項農村振興課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 農業外企業の農業分野への参入促進に関すること。

第三十条第七項農村振興課の項第二十六号中「食品の安全」を「食の安全・安心」に改め、同項第三十三号中「林務第一課」を「林務第二課」に改め、同条第七項地域営農課の項を削り、同条第七項林務第二課の項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「各課」の下に「及び事業所」を加え、同項を同条第六項とする。

第三十三条の表以外の部分中「魚切ダム」の下に「梶毛ダム」を、「棕梨ダム」の下に「山田川ダム」を加え、同条の表中

広島県広島地域事務所建設局	広島県広島地域事務所建設局魚切ダム管理事務所	広島市佐伯区五日市町	広島市佐伯区五日市町
広島県広島地域事務所建設局	広島県広島地域事務所建設局魚切ダム管理事務所	広島市佐伯区五日市町	広島市佐伯区五日市町
広島県東広島地域事務所建設局	広島県東広島地域事務所建設局棕梨ダム管理事務所	東広島市河内町	東広島市河内町
広島県東広島地域事務所建設局	広島県東広島地域事務所建設局棕梨ダム管理事務所	東広島市河内町	東広島市河内町
広島県東広島地域事務所建設局	広島県東広島地域事務所建設局山田川ダム管理事務所	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町

を

に、

を

に改める。

第三十八条厚生推進課の項第十五号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同条保健課の項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 障害者自立支援法に基づき自立支援医療(障害者自立支援法施行令第一条第二号に規定する医療を除く。)に関すること。

第四十三条広島県広島地域保健所海田分室の部厚生推進課の項第八号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同部保健課の項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 障害者自立支援法に基づき自立支援医療(障害者自立支援法施行令第一条第二号に規定する医療を除く。)に関すること。

第五十八条第一項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 障害者自立支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

第五十八条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 障害者自立支援法附則第二十四条の規定により同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行うことができる附則第二十六条の規定による改正後の児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に関すること。

第五十九条を次のように改める。

(内部組織)

第五十九条 次表上欄に掲げることも家庭センターに当該中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に当該下欄に掲げる係を置く。

ことも家庭センター名	課名	係名
広島県広島ことも家庭センター	総務企画課	
	相談援助課	ことも相談係、援助係
	女性相談課	
	判定指導課	
	一時保護課	
広島県福山ことも家庭センター	総務課	
	相談援助課	ことも相談係、援助係
	判定指導課	
	一時保護課	
広島県備北ことも家庭センター	相談援助課	
	判定指導課	
	一時保護課	
	判定指導課	

第六十条広島県広島ことも家庭センターの部相談措置課の項中「相談措置課」を「相談援助課」に改め、同項に次の一号を加える。

七 障害者自立支援法附則第二十四条の規定により同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行うことができる附則第二十六条の規定による改正後の児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に関すること。

第六十条広島県広島ことも家庭センターの部判定指導課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 障害者自立支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

第六十条広島県福山ことも家庭センターの部相談措置課の項中「相談措置課」を「相談援助課」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 障害者自立支援法附則第二十四条の規定により同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行うことができる附則第二十六条の規定による改正後の児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に関すること。

第六十条広島県福山ことも家庭センターの部判定指導課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 障害者自立支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

第六十条広島県備北ことも家庭センターの部相談措置課の項中「相談措置課」を「相談援助課」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 障害者自立支援法附則第二十四条の規定により同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行うことができる附則第二十六条の規定による改正後の児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に関すること。

第六十条広島県備北ことも家庭センターの部判定指導課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 障害者自立支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

第六十一条の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
広島県西部 病虫害防除所	広島市 八本松町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡

広島県東部 所 病虫害防除	福山市三 吉町一丁	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部 所 病虫害防除	三次市十 日市東四 丁目	三次市及び庄原市

第六十九条の表広島ポータルネットワーク21建設事業所の項中「建設第一係、建設第二係」を「建設係」に改める。

第八十八条文教課の項中「環境生活部管理総室大学企画管理室」を「県民生活部総務管理局大学企画管理室」に改め、同条企画課の項中「総務企画部政策企画局」を「政策企画部」に改め、同条環境生活課の項中「環境生活部(管理総室大学企画管理室)」を「県民生活部(総務管理局大学企画管理室)」に改め、「除く。」の下に「及び環境部」を加え、同条土木課の項中「土木建築部(空港港湾総室及び都市局の所掌に属するものを除く。)」を「土木部」に改め、同条都市課の項中「土木建築部空港港湾総室及び都市局」を「都市部及び空港港湾部」に改める。

「第六款 農業改良普及センター」を「第六款 農業技術指導所」に改める。  
第九十九条第二項の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
広島県西部 農業技術指導所	東広島市 八本松町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部 農業技術指導所	福山市三 吉町一丁	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部 農業技術指導所	三次市十 日市東四 丁目	三次市及び庄原市

第九十九条第三項及び第四項を削る。

第一百条中「広島県農業改良普及センター(以下「農業改良普及センター」という。)」を「広島県農業技術指導所」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 集落農場型農業生産法人等の担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導に関すること。

第一百条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度

化の普及指導に関すること。

第一百一条及び第一百二条を次のように改める。

第一百一条及び第一百二条 削除

第三十一条の十九総務部の部総務課の項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第四十三条第一号中「身体障害者の身体障害者更生援護施設への入所又は利用に係る市町の援護」を「市町村の行う身体障害者の更生援護」に改め、同条第四号を同条第七号とし、同号の前に次の三号を加える。

四 障害者自立支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に  
関すること。

五 障害者自立支援法に基づく自立支援医療(障害者自立支援法施行令第一条第一号に規定する医療に限る。)に係る市町に対する援助に関すること。

六 障害者自立支援法附則第二十四条の規定により同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行うことができる補装具費に係る市町に対する援助に関すること。

第一百七十七条の表県立広島病院の項中「小児科」を「小児科」「地域連携科」に、「地域連携科」を「小児腎臓科」「健康診断科」に改める。

「地域連携科」に改める。  
第一百七十八条県立広島病院の部健康推進センターの項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県規則第二十号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則(昭和三十二年広島県規則第一百七号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表を次のように改める。

職名	職の置かれる組織	職務	備考

広島県知事 藤田 雄山

子ども犯罪被害防止対策室長	企画監	健康指導監	担当室長	室長	部付	技監	立地政策審議官	総括監	局長	担当部長	部長
部	局	室	室	室	部	部	部	部	局	部	部
上司の命を受け、子どもの犯罪被害防止に関する事務を掌理する。	上司の命を受け、重要施策に関する基本的事項の企画及び調査並びに総合調整の事務を掌理する。	上司の命を受け、職員の健康管理に関する医学的観点からの指導に従事する。	上司の命を受け、担当する事務を掌理する。	上司の命を受け、職員を指揮監督し、室の事務を掌理する。	上司の命を受け、命じられた事務を整理する。	上司の命を受け、建設的事項の企画及び調査並びに総合調整の事務を総括及び整理する。	上司の命を受け、立地政策に関する事務を総括及び整理する。	上司の命を受け、重要施策に関する基本的事項の企画及び調査並びに総合調整の事務を総括及び整理する。	上司の命を受け、職員を指揮監督し、局の事務を掌理する。	上司の命を受け、担当する事務を掌理する。	知事の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。
県民生活部に必要に応じ置く。	政策企画部に必要に応じ置く。	健康推進室に必要に応じ置く。	必要に応じ置く。		必要に応じ置く。	土木部に必要に応じ置く。	商工労働部に必要に応じ置く。	必要に応じ置く。		必要に応じ置く。	

企業誘致担当次長	指導検査	工事検査	専任主査	事業調整	調整監	出納監察員	専門技術	防災航空センター長
室	室	室	室	室	室	室	室	室
上司の命を受け、企業誘致に関する事務を総括及び整理する。	上司の命を受け、福祉法人及び社会福祉施設、保険医療機関並びに農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合等に対する指導(水産業協同組合に対するものを除く。)及び検査に関する事務を総括する。	上司の命を受け、工事の検査に関する事務を総括及び整理する。	上司の命を受け、特定事項に関する事務を総括及び整理する。	上司の命を受け、所定の事業の調整に関する事務を総括及び整理する。	上司の命を受け、総合調整に関する事務に従事する。	上司の命を受け、出納事務の監察に従事する。	上司の命を受け、所定の専門事項に係る技術の指導及び調査研究に関する事務を総括する。	上司の命を受け、職員を指揮監督し、防災航空センターの事務を掌理する。
商工労働部産業振興局に必要に応じ置く。	農林水産部総務管理室に必要に応じ置く。	福祉保健部総務管理室に必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	出納長室審査指導室に必要に応じ置く。	農林水産部農水振興局技術振興室及び水産振興室に必要に応じ置く。	県民生活部危機管理室に必要に応じ置く。

主任企画員	主任専門員	主任主計員	主任税務査査員	主任指導査査員	主任査査	会計指導査査	監納管理	調整監
局及び室	室	室	室	室	室	室	室	室
上司の命を受け、主要事項に関する事務を整理する。	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務を整理する。	上司の命を受け、予算の編成及び経理に関する事務を整理する。	上司の命を受け、税務事務の査査に関する事務を整理する。	上司の命を受け、学校法人、社会福祉法人及び社会福祉施設、保険医療機関並びに農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合等に対する指導及び査査に関する事務を整理する。	上司の命を受け、特定事項に関する事務を整理する。	上司の命を受け、会計事務の指導及び査査に関する事務を総括及び整理する。	上司の命を受け、公金管理に係る総合的な情報の収集、調査及び分析等に関する事務を総括及び整理する。	上司の命を受け、漁業補償に関する事務を総括及び整理する。
必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。

主任企業診断員	主任計量専門員	主任普及専門員	主任出納査査員	主任査査	企画員	専門員	主計員	税務査査員	指導査査員
室	室	室	室	室	局及び室	室	室	室	室
上司の命を受け、中小企業の経営診断に関する事務を整理する。	上司の命を受け、計量器の検定及び査査に関する事務を整理する。	上司の命を受け、所定の専門事項の技術及び知識の普及指導に関する事務を整理する。	上司の命を受け、会計の指導及び査査に関する事務を整理する。	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	上司の命を受け、主要事項の企画及び調査並びに総合調整に従事する。	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務に従事する。	上司の命を受け、予算の編成及び経理に従事する。	上司の命を受け、税務事務の査査に従事する。	上司の命を受け、社会福祉法人及び社会福祉施設、保険医療機関並びに農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合等に対する指導及び査査に従事する。
必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。



企業診断員	室	上司の命を受け、中小企業の経営診断に従事する。	商工労働部 総務管理室 に必要に応じ置く。
計量専門員	室	上司の命を受け、計量器の検定及び検査に従事する。	商工労働部 総務管理室 計量検定室 に必要に応じ置く。
普及専門員	室	上司の命を受け、所定の専門事項の技術及び知識の普及指導に従事する。	農林水産部 農水産振興 局水産振興 室に必要に 応じ置く。
出納検査員	室	上司の命を受け、会計の指導及び検査に従事する。	出納長室審 査指導室に 必要に応じ 置く。
主任	室	上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。	必要に応じ 置く。

備考 担当部長、総括監及び担当室長については、特定の事務名を付した職名とする。

別表第二号のイの表分室長の項中、「建設局大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室並びに」を「及び」に改め、同表総務管理員の項中「及び広島港湾振興局」を削る。

別表第二号のロの表専門技術監の項中「農業改良普及センター」を「西部農業技術指導所」に改め、同表主任専門技術員の項中「農業改良普及センター」を「農業技術指導所」に改め、同表主任普及専門員の項中「農業改良普及センター」を「農業技術指導所」に、「に係る」を「の」に改め、同表教諭の項の次に次のように加える。

普及調整員	農業技術指導所	上司の命を受け、普及事業の調整に従事する。	必要に応じ置く。
-------	---------	-----------------------	----------

別表第二号のロの表専門技術員の項中「農業改良普及センター」を「農業技術指導所」に改め、同表普及専門員の項中「農業改良普及センター」を「農業技術指導所」に、「に係る」を「の」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県規則第二十一号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「保健所長」の下に「及び病害虫防除所長」を加える。

広島県病害虫防除所 広島県農業改良普及センター	前項第十六号から第二十三号までに掲げる事務（第十八号に掲げる事務については、収入及び支出を伴うものに限る。）	広島県立農業技術センター
家畜保健衛生所	前項第十六号から第二十三号までに掲げる事務（第十八号に掲げる事務については、収入及び支出を伴うものに限る。）	関係地域事務所

第五条第二項の表中

病害虫防除所 広島県東部農業技術指導所 広島県北部農業技術指導所	前項第十六号から第二十三号までに掲げる事務（第十八号に掲げる事務については、収入及び支出を伴うものに限る。）	広島県西部農業技術指導所
広島県福山家畜保健衛生所	前項第十六号から第二十三号までに掲げる事務（第十八号に掲げる事務については、収入及び支出を伴うものに限る。）	広島県福山地域事務所
広島県芸北家畜保健衛生所 広島県東広島家畜保健衛生所 広島県備北家畜保健衛生所	前項第十六号から第二十三号までに掲げる事務	関係地域事務所

に改める。

第七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、広島県呉地域事務所長にあつては、第二号(九)、第四号、第十五号(一)及び第二十四号に掲げる事務を、広島県備北地域事務所長にあつては、第二十四号に掲げる事務を除く。

第七条第二項第五号(五)中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同項第七号(三)及び(四)中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談

広島県知事 藤田雄山

を

支援事業」に改め、同項第十号を次のように改める。

十 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第七十九条第二項の規定による障害福祉サービス事業の開始の届出の受付(第五条に規定する居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助並びに附則第八条第一項に規定する外出介護及び障害者デイサービスに限る。(二)から(六)までにおいて同じ。)

(二) 第七十九条第三項の規定による障害福祉サービス事業の変更の届出の受付

(三) 第七十九条第四項の規定による障害福祉サービス事業の廃止又は休止の届出の受付

(四) 第八十一条第一項の規定による障害福祉サービス事業を行う者に対する報告等の要求又は関係者に対する質問若しくは事業所等への立入検査

(五) 第八十二条第一項の規定による障害福祉サービス事業を行う者に対する事業の制限又は停止の命令

(六) 第八十二条第二項の規定による障害福祉サービス事業を行う者に対する施設の設備若しくは運営の改善又は事業の停止若しくは廃止の命令

(七) 附則第二十四条の規定により障害者自立支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても行うことができる第七十九条第二項の規定による障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを経営する事業及び福祉ホムを経営する事業の開始の届出の受付(障害福祉サービス事業は、第五条に規定する重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び共同生活介護に限る。(八)において同じ。)

(八) 附則第二十四条の規定により障害者自立支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても行うことができる第七十九条第三項の規定による障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを経営する事業及び福祉ホムを経営する事業の変更の届出の受付

(九) 第七十九条第二項第十五号(七)中「第六條の二第四項の規定による児童短期入所事業に係るものを除く。」を削り、同号(七)を同号(十)とし、同号(六)の次に次のように加える。

(七) 第三十四条の三第一項の規定による障害児相談支援事業等の開始の届出の受付

(八) 第三十四条の三第二項の規定による障害児相談支援事業等の変更の届出の受付

(九) 第三十四条の三第三項の規定による障害児相談支援事業等の廃止又は休止の届出の

受付

第七條第二項第二十五号(一)中「第十一條(一)の下に「第十七條の十二第二項及び」を、「第十二條第三項(一)の下に「第十七條の十二第二項及び」を加え、「第十八條第一項」を、「第十七條の四第一項、第十七條の五第一項、第十七條の六第一項、第十八條第一項」に改め、同号(二)中「第九條」の下に「第十七條の七」を加え、同号(四)中「第十條第二項(一)」の下に「第十七條の十二第一項及び」を加え、同号(五)中「第十四條第一項」の下に「第十七條の十」を加え、同項第四十一号中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)を削り、(六)を(四)とし、(七)を(五)とし、(八)を(六)とし、(九)を(七)とし、(十)を(八)とし、(十一)を(九)とし、(十二)を(十)とし、(十三)を(十一)とし、同項第四十二号中「第十五号(九)」を「第十号(五)及び(六)、第十五号(十)及び(十一)」に改め、同項第三項中「及び第四百四号に掲げる事務については広島県尾三地域事務所長」を「から第五百五号に掲げる事務については広島県尾三地域事務所長に、第六百六号に掲げる事務については広島県尾三地域事務所長、広島県芸北地域事務所長及び広島県備北地域事務所長」に改め、同項第一号(四)から(六)までの規定中「第十五條の十五」を「第十五條の二」に改め、同号(七)中「第十五條の十六」を「第十五條の三」に改め、同号(八)中「第十五條の十七」を「第十五條の四」に改め、同項第三号の二及び第三号の三を次のように改める。

三の二 集落法人育成加速化支援事業実施要領に基づく集落法人経営確立計画の承認

三の三 園芸産地構造改革推進事業実施要領に基づく園芸産地等構造改革計画の承認

第七條第三項第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 農業経営基盤強化促進対策事業実施要領に基づく事業実施計画の承認

第七條第三項第七号(一)中「第十九條の九」を「第十九條の十四」に、「製造業者又は販売業者」を「製造業者等」に改め、同項第十三号を次のように改める。

十三 農畜水産業関係補助金等に係る広島県補助金等交付規則に基づく知事の権限(補助金の交付を受ける組合その他の団体で、その地区が三以上の地域事務所の所管区域にわたるもの(広島県畜産振興事業補助金交付要綱による草地畜産基盤整備事業及び畜産環境総合整備事業に係るものを除く。)、広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱による農業改良資金転貸円滑化事業及び農業外企業参入促進事業に係るもの並びに下水道事業債等償還基金交付要綱による漁業集落排水施設整備事業に係るものを除く。)

第七條第三項第四十号及び第四十一号を次のように改める。

四十 広島県農家負担軽減支援特別資金利子補給要綱に基づく知事の権限(農林中央金庫及び広島県信用農業協同組合連合会に係るものを除く。)

四十一 広島県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱に基づく知事の権限(農林中央金庫及び広島県信用農業協同組合連合会に係るものを除く。)

第七條第三項第四十三号から第四十七号までを次のように改める。

四十三から四十七まで 削除

第七條第三項第六十五号中「及び一般公共海岸区域」を削り、同号(六)及び(七)を削り、同項第六十六号及び第六十七号中「及び一般公共海岸区域」を削り、同項第七十四号を次のように改める。

## 七十四 削除

第七條第三項第百三十三号から第百六号までを次のように改める。

百三 広島県立中央森林公園設置及び管理条例(平成五年広島県条例第二十号)第十四条の規定による行為の許可

百四 広島県立中央森林公園管理規則(平成五年広島県規則第六十八号)に基づく知事の権限

百五 広島県立中央森林公園に係る指定管理者との基本協定書及び年度別協定書に基づく知事の権限のうち、次に掲げるものを除く事務

- (一) 利用時間及び休業日の承認
- (二) 利用料金の額の承認

百六 自然公園施設に係る指定管理者との基本協定書及び年度別協定書に基づく知事の権限のうち、次に掲げるものを除く事務

- (一) 利用時間及び休業日の承認
- (二) 利用料金の額の承認

第七條第三項第百十七号(一)中「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の十第一項の規定による」を「建設工事執行規則第七條の二第一項の規定による調査基準価格未滿の入札における」に改め、同号(二)(15)中「第五十四條第一項」の下に「第五十四條の二第一項、第五十四條の三第一項」を加え、同号(二)(16)中「第五十五條第二項」の下に「及び第五十七條の二第二項」を加え、同項第百十九号中「第四十三号(三)から(五)まで及び(六)、第四十四号(一)及び(二)、第七十四号(三)から(五)まで」を削り、同項第百二十号中「第九十七号(一)、第百三十三号(三)、第百五十五号(三)及び第百六号(自然公園施設管理規則第九條の規定による利用承認の取消しに限る。)」を「並びに第九十七号(一)」に改め、同條第四項中「並びに第四十八号」を「第四十八号、第六十八号並びに第七十四号」に改め、「第六十九号から第七十一号までに掲げる事務については広島県広島地域事務所長に」を削り、「第百十号」を「第百三十三号から第百五十五号までに掲げる事務については広島県広島地域事務所長、広島県芸北地域事務所長、広島県尾三地域事務所長及び広島県福山地域事務所長に、第百十号及び第百十号の二」に改め、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 知事が管理する河川に係る都市計画法第三十二條第一項の規定による同意(同法第四十條第一項又は第二項の規定による土地の帰属を伴わないものに限る。)

第七條第四項第二十一号(一)中「第十條の二」を「第十一條」に改め、同号(二)中「第十條の六」を「第十六條」に改め、同号(三)中「第二十一條」を「第二十九條」に改め、同号(四)中

「第二十三條」を「第三十條」に改め、同号(五)中「第二十五條」を「第三十二條第二項」に改め、同項第二十二号から第二十七号までを次のように改める。

## 二十二から二十七まで 削除

第七條第四項第三十三号中(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 第八條ただし書の規定による認定

第七條第四項第三十四号(一)中「使用料」の下に「分納又は」を加え、同号(二)を同号(三)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 第六條第五項の規定による指定管理者との協議

第七條第四項第四十四号、第四十五号及び第四十六号中「及び一般公共海岸区域」を削り、同項第六十九号から第七十一号までを次のように改める。

六十九から七十一まで 削除

第七條第四項第八十五号(一)中「第七條の二第一項」を「第七條の二第一項又は第二項」に改め、同項第八十六号を次のように改める。

## 八十六 削除

第七條第四項第八十七号中「に基づく知事の権限」を「第二十三條第一項の規定による補助事業者等に対する報告の徴収、事務所等への立入検査又は関係者に対する質問」に改め、同号(三)中「都市小河川改修事業補助金」を「都市基盤河川改修事業補助金」に改め、同号(四)中「河川環境整備事業補助金」を「統合河川環境整備事業補助金」に改め、同項第八十八号(六)中「同項第二号に掲げる者に対するものうち、同條第一項の規定による調査及び同條第三項の規定による検査についての報告(第八十八條第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同項第九十六号(一)中「第三十一條の二第二項第十一号」を「第三十一條の二第二項第十四号」に、「第六十二條の三第四項第十一号」を「第六十二條の三第四項第十四号」に改め、同号(二)中「第三十一條の二第二項第十二号」を「第三十一條の二第二項第十五号」に、「第六十二條の三第四項第十二号」を「第六十二條の三第四項第十五号」に改め、同項第百三十三号(三)中「及び(八)並びに(九)」を「(八)、(九)及び(十)」に改め、同項第百四十四号中「交付」を「受理」に改め、同項第百十号の次に次の一号を加える。

百十の二 広島県と世羅郡世羅町との間における広島県立せら泉公園管理事務の事務委託に関する規約(平成十八年広島県告示第百七十三号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第三條第一号に掲げる委託施設の供用の休止の場合の同條の規定による協議

(二) 第三条第二号に掲げる委託施設の維持及び修繕の場合の同条の規定による協議  
 第七條第四項第十六号中、「第二十二号(四)、第二十三号(六)」を削り、同項第十七号中「第三十三号(五)及び(七)」を「第三十三号(六)及び(八)」に改める。

第九條第四号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同条第五号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改め、同条第六十四号(三)から(五)までを削り、同条第七十号中(一)を削り、同号(二)中「第二十一条の九第二項第二号」を「第二十一条の九第二項」に改め、同号(三)を同号(二)とし、同号(四)中「第五十六條第四項」を「第五十六條第五項」に改め、同号(五)を同号(四)とし、同条第七十二号を次のように改める。

七十二 障害者自立支援法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第九條第一項の規定による自立支援給付に関する障害者等、障害児の保護者等に対する報告等の命令及び質問(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第一条第一号で定める医療に係るものに限る。(二)から(十)までにおいて同じ。)

(二) 第十條第一項の規定による自立支援給付に関する自立支援医療を行う者等に対する報告等の命令、質問及び立入検査

(三) 第五十三條第一項の規定による自立支援医療費の支給認定の申請の受付

(四) 第五十四條第一項の規定による自立支援医療費の支給の認定

(五) 第五十四條第二項の規定による自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関の決定

(六) 第五十四條第三項の規定による自立支援医療受給者証の交付

(七) 第五十六條第二項の規定による自立支援医療費の支給認定の変更の認定及び自立支援医療受給者証の提出の要求

(八) 第五十六條第四項の規定による自立支援医療費の支給認定の変更に伴う自立支援医療受給者証の返還

(九) 第五十七條第一項の規定による自立支援医療費の支給認定の取消し

(十) 第五十七條第二項の規定による自立支援医療費の支給認定の取消しに伴う自立支援医療受給者証の返還の要求

第九條中第八十九号を第九十号とし、同条第八十八号中「(五)及び(六)」を「及び(五)」に、「第七十号(四)」を「第七十号(三)」に改め、「第七十一号(八)」の下に「第七十二号(九)」を加え、同号を同条第八十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八十八 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)第十条の二第一項の規定に基づき独立行政法人環境再生保全機構から受託する同法第十条第一項第七号イに掲げる認定の申請及び同号ロに掲げる給付の請求の受付

第十二條第一号中(十)を削り、(十一)を(十)とし、(十二)を(十一)とし、(十三)を(十二)とし、(十四)を(十三)とし、(十五)を(十四)とし、(十六)を(十五)とし、(十七)を(十六)とする。

第十二條中第一号の二を第一号の三とし、同号の前に次の一号を加える。

一の二 障害者自立支援法附則第二十四條の規定により障害者自立支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても行うことができる附則第二十六條の規定による改正後の児童福祉法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第二十四條の三第二項の規定による障害児施設給付費の支給の要否の決定

(二) 第二十四條の三第六項の規定による施設受給者証の交付

(三) 第二十四條の四第一項の規定による施設給付決定の取消し

(四) 第二十四條の四第二項の規定による施設受給者証の返還要求

(五) 第二十四條の五の規定による負担の減免

(六) 第二十四條の十九第一項の規定による障害児施設等に関する情報提供並びに当該施設等の利用に関する相談及び助言

(七) 第二十四條の十九第二項の規定による障害児施設等の利用に係るあつせん、調整又は要請

(八) 第五十七條の三の規定による報告等の命令及び質問

(九) 第五十七條の四の規定による官公署に対する文書の閲覧若しくは資料の提供の要求又は銀行等若しくは関係人に対する報告の要求

(十) 第六十三條の三の二第一項の規定による障害児施設給付費等の支給の延長

(十一) 第六十三條の三の二第二項の規定による障害児施設給付費等の支給の決定

(十二) 第四号の次に次の一号を加える。

五 本条中の事務のうち、第一号の(二)(三)に係る行政手続法第十三條第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与

第十七條第一号中「昭和二十四年法律第九十三号」を削り、同号(一)中「第十条の四」を「第十六条」に改め、同号(二)中「第二十二条」を「第二十九條」に改め、同号(三)中「第二十三條」を「第三十條」に改め、同条中第一号の二を削り、第二号を次のように改める。

二 削除

第十七條第二号の二から第二号の六までを削る。

第十七條第七号中(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 第八條ただし書の規定による認定

第十七條第八号(一)中「使用料」の下に「分納又は」を加え、同号(二)を同号(三)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 第六條第五項の規定による指定管理者との協議

第十七條第九号の四(一)中「第四条」を「第六條」に、「マリーナ施設」を「港湾施設用地」に改め、同号(二)中「第六條」を「第八條」に改め、同号(三)中「第九條」を「第十一條」に改

め、同号(四)中「第十条」を「第十二条」に改め、同号(五)中「第十二条」を「第十四条第一項」に改め、「及び措置命令」を削り、同号(七)中「第十四条」を「第十六条」に改め、同号(七)を同号(八)とし、同号(六)中「第十三条」を「第十五条」に改め、同号(六)を同号(七)とし、同号(五)次に次のように加える。

(六) 第十四条第二項の規定による措置命令

第十七条第九号の五(一)中「第十二条」を「第十六条」に改め、同号(二)中「第十五条」を「第十九条」に改め、同条第二十三号(二)中「第七条の二第一項」を「第七条の二第一項又は第二項」に改め、同条第二十六号中「第一号の二(五)、第二号(六)」を削り、同条第二十七号中「第七号(四)及び(六)」を「第七号(五)及び(七)」に、「第九号の四(五)」を「第九号の四(五)及び(六)」に改め、第二十二条第六号(一)中「第七条の二第一項」を「第七条の二第一項又は第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条第四項第百十号の次に一号を加える改正規定については、平成十八年四月十四日から施行する。

警察本部長等に対する事務委任規則及び教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十二号

警察本部長等に対する事務委任規則及び教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

(警察本部長等に対する事務委任規則の一部改正)

第一条 警察本部長等に対する事務委任規則(昭和四十六年広島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号(二)を次のように改める。

(二) 一件三億円(管繕工事については、一件五百万円)以上の建設工事に関すること。

第二条第二号(五)中「物件」を「公有財産」に改める。

第三条第二号(二)中「管繕工事及び」を削る。

(教育委員会に対する事務委任規則の一部改正)

第一条 教育委員会に対する事務委任規則(昭和四十六年広島県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号(一)を次のように改める。

(一) 一件二千万円(管繕工事については、一件五百万円)以上の建設工事に関するこ

と。

第二条第二号(四)中「物件」を「公有財産」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島県職員等表彰審査会規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十三号

広島県職員等表彰審査会規程等の一部を改正する規則

(広島県職員等表彰審査会規程の一部改正)

第一条 広島県職員等表彰審査会規程(昭和二十五年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「総務企画部管理総室人事室」を「総務部総務管理局人事室」に改める。

(広島県税規則の一部改正)

第二条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号、第三条第一号及び第五十七条の七中「総務企画部財務総室税務室」を「総務部財務同税務室」に改める。

別記様式第一号(裏面)中

「総務企画部財務総室税務室」を「総務部財務同税務室」に改める。

別記様式第二号(裏面)及び別記様式第三号(裏面)中

「総務企画部財務総室税務室又は税務システム管理室に勤務する徴税吏員で、知事が別に指定する者」

「総務部財務同税務室又は税務システム管理室に勤務する徴税吏員で、知事が別に指定する者」

別記様式第五号の(十二)表(中) 「総務企画部財務総室」を「総務部財務局」に、「税務室税務室」を「税務室」に改める。

「広島県総務企画部財務総室税務室」を「広島県総務部財務同税務室」に改める。

(広島県職員委員会規則の一部改正)

第三条 広島県職員委員会規則(昭和三十一年広島県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号及び第四号を次のように改める。

三 総務部長

四 総務部総務管理局人事室長

(知事の職務代理者を定める規則の一部改正)

第四条 知事の職務代理者を定める規則(昭和三十一年広島県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総務企画部長」を「総務部長」に、「総務企画部の」を「総務部の」に改める。

(広島県庁内取締規則の一部改正)

第五条 広島県庁内取締規則(昭和三十二年広島県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「総務企画部管理総室総務室」を「総務部総務管理総務室」に改める。

第六条及び第七条第二項中「総務企画部管理総室総務室長」を「総務部総務管理総務室長」に改める。

第九条、第十一条第三項及び第十二条中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。

(広島県庁用自動車管理規程の一部改正)

第六条 広島県庁用自動車管理規程(昭和三十二年広島県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県庁用自動車管理規則

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第五条)

第二章 庁用自動車の管理(第六条・第十条)

第三章 庁用自動車の使用(第十一条・第十二条)

第四章 雑則(第十三条)

附則

第二条中「特別の定」を「別段の定め」に改める。

第三条から第五条までを次のように改める。

(定義)

第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 庁用自動車 県が管理する自動車及び原動機付自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。)であつて、知事が管理するものをいう。

二 機関 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)第六条及び第十七条に規定する室並びに同規則第二条第三項の地方機関(同項第一号に掲げる機関を除く。)をいう。

く。をいう。

(庁用自動車の所属)

第四条 庁用自動車の所属は、当該庁用自動車を管理する機関とする。

(庁用自動車の管理に関する事務の総括)

第五条 庁用自動車の管理に関する事務は、総務部総務管理総務室(以下「総務室」という。)において総括する。

第六条を削る。

第七条中「所定」を「所定」に改め、同条を第六条とする。

第八条の見出し中「管理機関」を「管理」に改め、同条中「の所属する」を「を管理する」に改め、「管理機関」の下に「の長」を加え、同条を第七条とする。

第九条第一項中「管理機関」の下に「の長」を加え、同条第一項中「管理機関」の下に「の長」を加え、「また」を削り、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(庁用自動車の点検整備)

第九条 庁用自動車の使用を命じられた職員(以下「使用職員」という。)は、その使用する庁用自動車について、使用前に日常点検を行い、異常を認めるときは、その旨を管理機関の長に報告しなければならない。使用中又は使用終了後に異常を認められた場合も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、庁用自動車の点検整備については、別に知事が定める。

第十条を削る。

第十一条中「運転者」を「使用職員」に、「日の」を「使用した庁用自動車に係る」に、「の関了」を「の長の決裁」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第三号中「管理機関」の下に「の長」を加え、同条を第十一条とする。

第十三条中「については」「を」について、「に」「において」を「の長は」「に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「管理機関」の下に「の長」を加え、同条を第十三条とする。

第十五条を削る。

別記様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第8条関係)

所属機関名	所有者の氏名又は名称		所在地	所在地
登録番号	車両重量	Kg	車体検査の状況	
初度登録年月	乗車定員	人	検査年月日	検査番号
種類	最大積載量	Kg	検査期	検査有効期間
用途	車両総重量	Kg	年月日	年月日
車体の形状	長さ	Cm	年月日	年月日
車名	幅	Cm	年月日	年月日
型式	高さ	Cm	年月日	年月日
購入者	原動機	型式	年月日	年月日
	総排気量	L	年月日	年月日
納入者	車台番号	自賠責保険納付年月日		
年月日	燃料の種類			
借入期間	廃車年月日			
貸主	その他			
借料				
所管換え等の年月日				
使用開始年月日				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第二号中「様式第二号」を「様式第2号(第10条関係)」に改める。  
(職員)の研修に関する規則の一部改正

第七条 職員の研修に関する規則(昭和三十一年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「総務企画部管理総室人事室」を「総務部総務管理局人事室」に改める。  
第七条第二項中「各部の管理総室総務室、出納長室総務室及び労働委員会事務局総務調整室(以下「幹事室」といふ。))」を「幹事室(別表上欄に掲げる部室局の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる室をいう。以下同じ。))」に改める。

第八条第三項中「及びその所属する」を「及び当該部室局に係る他の部の本庁各室

並びに当該」に、「その所属する部室局の意見」を「これらの関係する部室局の意見」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第七条関係)

部室局名	幹事室名
出納長室	出納総務室
総務部	総務部総務管理局総務室
政策企画部	
地域振興部	地域振興対策局地域振興総務室
県民生活部	県民生活部総務管理局県民生活総務室
環境部	
福祉保健部	総務管理局福祉保健総務室
商工労働部	総務管理局商工労働総務室
農林水産部	総務管理局農林水産総務室
土木部	土木部総務管理局土木総務室
都市部	
空港港湾部	
労働委員会事務局	総務調整室

(広島県公舎管理規則の一部改正)

第八条 広島県公舎管理規則(昭和三十四年広島県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「総務企画部財務総室財産管理室」を「総務部財務局財産管理室」に改める。  
(広島県税務取扱規則の一部改正)

第九条 広島県税務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務企画部財務総室税務室長」を「総務部財務局税務室長」に改める。  
第八条第二項中「総務企画部財務総室税務室」を「総務部財務局税務室」に改める。  
第十一条第十一項、第十八条の七、第二十二條第二項及び第三項並びに第二十三條の四五項及び第六項中「総務企画部財務総室税務室長」を「総務部財務局税務室長」に改める。  
第二十六條第三項中「総務企画部財務総室税務室」を「総務部財務局税務室」に改める。

第二十六条の二第四項及び第五項中「総務企画部財務総室税務システム管理室長」を「総務部財務局税務システム管理室長」に改める。  
 第二十九条第九項中「総務企画部財務総室税務室長」を「総務部財務局税務室長」に改める。

第三十二条第十一項中「総務企画部財務総室税務室長」を「総務部財務局税務室長」に改める。  
 「(総務企画部財務総室税務室)」を「(総務部財務局税務室)」に改める。

別記様式第四百十号、別記様式第四百十一号及び別記様式第四百十八号から別記様式第四百五十号までの様式中「(広島県総務企画部財務総室税務室)」を「(広島県総務部財務局税務室)」に改める。

別記様式第五百五十五号及び別記様式第五百五十七号中

「納付(納入)を受託した証券を総務企画部財務総室税務室(当事務所)において返還しますので、左記の受領証に署名押印の上、受託したときに交付した納付(納入)受託証券を持参してください。」を

「納付(納入)を受託した証券を総務部財務局税務室(当事務所)において返還しますので、左記の受領証に署名押印の上、受託したときに交付した納付(納入)受託証券を持参してください。」に改める。

(広島県報発行規則の一部改正)

第十条 広島県報発行規則(昭和三十六年広島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「総務企画部管理総室文書法制室」を「総務部総務管理局文書法制室」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中 「広島県総務企画部管理総室文書法制室」を

「広島県総務部総務管理局文書法制室」に改める。

(広島県債権管理事務取扱規則の一部改正)

第十一条 広島県債権管理事務取扱規則(昭和三十七年広島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「総務企画部財務総室財政室」を「総務部財務局財政室」に改める。  
 (広島県公有財産管理規則の一部改正)

第十二条 広島県公有財産管理規則(昭和三十九年広島県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務企画部財務総室財産管理室」を「総務部財務局財産管理室」に改める。  
 第四条第二項中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。

第六条第二項中「土木建築部都市局建築総室管繕室」を「総務部財務局管繕室」に改める。

第九条第二項中「農林水産部林務総室林務管理室」を「農林水産部農林整備局森林保全室」に、「土木建築部都市局建築総室住宅管理室」を「都市部都市事業局住宅室」に改める。

別記様式第十号から別記様式第十二号までの様式中「総務」を「財」に改める。

別記様式第三十九号及び別記様式第四十号中「総務企画部財務総室財政管理課」を「総務部財務局財政管理課」に改める。  
 (広島県予算規則の一部改正)

第十三条 広島県予算規則(昭和三十九年広島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「定める部」の下に「(政策企画部、環境部、都市部及び空港港湾部を除く。)」を加える。

第四条第一項中「総務企画部長」を「総務部長」に、「総務企画部財務総室財政室」を「総務部財務局財政室」に改め、同条第二項中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。  
 第五条、第六条、第九条、第十四条及び第十七条から第二十号までの規定中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。

第二十一条中「総務企画部長」を「総務部長」に、「各課長」を「各室長」に改める。  
 別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第六号中「総務企画部」を「総務部」に改める。

別記様式第七号中「課」を「室」に改める。  
 別記様式第十号中「総務企画部」を「総務部」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員)の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正  
 第十四条 議会の議員その他非常勤の職員(公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項及び第二十一条第六項中「総務企画部管理総室福利室」を「総務部総務管理局福利室」に改める。

(職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部改正)

第十五条 職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則(昭和四十二年広島県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「総務企画部長及び総務企画部管理総室長」を「総務部長及び総務部総務管理局長」に改める。

第七条中「総務企画部管理総室人事室」を「総務部総務管理局人事室」に改める。  
 (広島県通信費経理事務取扱規則の一部改正)

第十六条 広島県通信費経理事務取扱規則(昭和四十四年広島県規則第二十七号)の一部を



次のように改正する。

第三条第一項中「総務企画部管理総室総務室」を「総務部総務管理局総務室」に改める。

第四条第一項中「総務企画部管理総室文書法制室」を「総務部総務管理局文書法制室」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「~~総務企画部管理総室文書法制室~~」を「~~総務部総務管理局文書法制室~~」に改める。

(職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則の一部改正)

第十七条 職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則(昭和四十六年広島県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第三条第一項の表公営企業の管理者及び企業局の本庁の職員のうち「企業局」を「公営企業部」に改める。

(知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則の一部改正)

第十八条 知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則(昭和四十九年広島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「企業局」を「公営企業部」に改める。

(滞納処分を使用する通知書の様式等に関する規則の一部改正)

第十九条 滞納処分を使用する通知書の様式等に関する規則(平成四年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号、別記様式第七号、別記様式第九号から別記様式第十一号まで、別記様式第十三号、別記様式第二十一号から別記様式第二十五号まで、別記様式第二十八号、別記様式第二十九号、別記様式第三十七号、別記様式第三十八号、別記様式第四十号、別記様式第七十五号から別記様式第七十七号まで及び別記様式第三百三十四号から別記様式第四百一十号までの様式中「~~総務企画部管理総室文書法制室~~」を「~~総務部総務管理局文書法制室~~」に改める。

(広島県文書等管理規則の一部改正)

第二十条 広島県文書等管理規則(平成十三年広島県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「総務企画部管理総室文書法制室」を「総務部総務管理局文書法制室」に改める。

(広島県個人情報保護審議会規則の一部改正)

第二十一条 広島県個人情報保護審議会規則(平成十七年広島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「総務企画部秘書広報総室行政情報室」を「総務部秘書広報局行政情報室」に改める。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第二十二条 災害救助法施行細則(昭和二十三年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「~~出稼手当~~」を「~~出稼手当~~」に改める。

(消防職員等に対する賞しゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部改正)

第二十三条 消防職員等に対する賞しゆつ金の授与に関する条例施行規則(昭和四十二年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 委員は、県民生活部長、県民生活部危機管理局長、土木部長及び土木部土木整備局長をもつて充てる。

第七条中「環境生活部危機管理総室消防室」を「県民生活部危機管理局危機管理室」に改める。

(広島県青少年環境整備審議会規則の一部改正)

第二十四条 広島県青少年環境整備審議会規則(平成四年広島県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「環境生活部管理総室青少年室」を「県民生活部総務管理局青少年・地域安全室」に改める。

(広島県男女共同参画審議会規則の一部改正)

第二十五条 広島県男女共同参画審議会規則(平成十四年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「環境生活部管理総室男女共同参画推進室」を「県民生活部総務管理局人権・男女共同参画室」に改める。

(県立広島大学管理規則の一部改正)

第二十六条 県立広島大学管理規則(平成十七年広島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「環境生活部管理総室大学企画管理室」を「県民生活部総務管理局大学企画管理室」に改める。

(瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則の一部改正)

第二十七条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則(昭和四十九年広島県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「環境生活部環境局環境創造総室環境対策室」を「環境部環境対策局環境対策室」に改める。

(広島県景観審議会規則の一部改正)

第二十八条 広島県景観審議会規則(平成三年広島県規則第十一号)の一部を次のように改

正する。

第四条中「環境生活部環境局環境創造総室環境調整室」を「環境部環境対策局環境調整室」に改める。

(広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正)

第二十九条 広島県環境影響評価に関する条例施行規則(平成十一年広島県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号を次のように改める。

一 広島県環境部環境対策局環境調整室

第四十五条の表第十五条の項中「広島県環境生活部環境局環境創造総室環境調整室」を「広島県環境部環境対策局環境調整室」に改める。

(児童の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)

第三十条 児童の身元保証に関する条例施行規則(昭和三十一年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号(裏面)中「家庭支援室」を「こども家庭支援室」に改める。

(広島県病院事業財務規則の一部改正)

第三十一条 広島県病院事業財務規則(昭和三十一年広島県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「総務企画部財務総室財政室」を「総務部財務局財政室」に改める。

第七十二条の二、第七十二条の三、第七十三条第一項及び第二項並びに第七十三条の四第一項及び第二項中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。

(中小企業労働相談実施規則の一部改正)

第三十二条 中小企業労働相談実施規則(昭和三十一年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「商工労働部雇用労政総室労政管理室」を「商工労働部総務管理局労働福祉室」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

第三十三条 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和五十八年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「広島県商工労働部管理総室商工金融室」を「広島県商工労働部総務管理局商工金融室」に改める。

(広島県かんきつ規格指導員設置規則の一部改正)

第三十四条 広島県かんきつ規格指導員設置規則(昭和三十五年広島県規則第七七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農林水産部農水産総室農産振興室」を「農林水産部農水産振興局農産振興室」

に、「及び広島県農業改良普及センター」を、「広島県西部農業技術指導所、広島県東部農業技術指導所及び広島県北部農業技術指導所」に改める。

第三条第二項中「非常勤」を「非常勤特別職」に改める。

(広島県果樹農業振興審議会規則の一部改正)

第三十五条 広島県果樹農業振興審議会規則(昭和三十七年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「農林水産部農水産総室農産振興室」を「農林水産部農水産振興局農産振興室」に改める。

(広島県漁業振興対策審議会規則の一部改正)

第三十六条 広島県漁業振興対策審議会規則(昭和四十六年広島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「農林水産部農水産総室水産振興室」を「農林水産部農水産振興局水産振興室」に改める。

(広島県畜産振興審議会規則の一部改正)

第三十七条 広島県畜産振興審議会規則(昭和四十六年広島県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「農林水産部農水産総室畜産環境室」を「農林水産部農水産振興局畜産振興室」に改める。

(遊漁船業者の登録等に関する規則の一部改正)

第三十八条 遊漁船業者の登録等に関する規則(平成十五年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表遊漁船業者登録簿県庁閲覧所の項中「広島県農林水産部農水産総室漁業調整室」を「広島県農林水産部農水産振興局漁業調整室」に改め、同条第二項中「農林水産部農水産総室漁業調整室」を「農林水産部農水産振興局漁業調整室」に改める。

(建設業法施行細則の一部改正)

第三十九条 建設業法施行細則(昭和二十四年広島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表建設業者提出書類県庁閲覧所の項中「広島県土木建築部管理総室建設産業室」を「広島県土木部総務管理局建設産業室」に改め、同表建設業者提出書類大柿閲覧所の項、建設業者提出書類吉田閲覧所の項及び建設業者提出書類上下閲覧所の項を削り、同条第二項中「土木建築部管理総室建設産業室長」を「土木部総務管理局建設産業室長」に改める。

(河川法等の施行に関する規則の一部改正)

第四十条 河川法等の施行に関する規則(昭和四十年広島県規則第二十四号)の一部を次の

ように改正する。

第三条中「土木建築部河川砂防総室河川管理室」を「土木部土木整備局道路河川管理室」に改める。

（浄化槽工事業の登録等に関する規則の一部改正）

第四十一条 浄化槽工事業の登録等に関する規則（昭和六十年広島県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表浄化槽工事業者登録簿県庁閲覧所の項中「広島県土木建築部管理総室建設産業室」を「広島県土木部総務管理建設産業室」に改め、同表浄化槽工事業者登録簿大柿閲覧所の項、浄化槽工事業者登録簿吉田閲覧所の項及び浄化槽工事業者登録簿上下閲覧所の項を削り、同条第二項中「土木建築部管理総室建設産業室長」を「土木部総務管理建設産業室長」に改める。

（広島県漁業補償調停委員会設置条例施行規則の一部改正）

第四十二条 広島県漁業補償調停委員会設置条例施行規則（平成二年広島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「土木建築部」を「土木部」に改める。

（解体工事業に係る登録等に関する規則の一部改正）

第四十三条 解体工事業に係る登録等に関する規則（平成十三年広島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表解体工事業者登録簿県庁閲覧所の項中「広島県土木建築部管理総室建設産業室」を「広島県土木部総務管理建設産業室」に改め、同表解体工事業者登録簿大柿閲覧所の項、解体工事業者登録簿吉田閲覧所の項及び解体工事業者登録簿上下閲覧所の項を削り、同条第二項中「土木建築部管理総室建設産業室長」を「土木部総務管理建設産業室長」に改める。

（広島県屋外広告物審議会規則の一部改正）

第四十四条 広島県屋外広告物審議会規則（昭和二十四年広島県規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「土木建築部都市局都市総務室」を「都市部都市事業局都市総務室」に改める。

（広島県営住宅管理審議会規則の一部改正）

第四十五条 広島県営住宅管理審議会規則（昭和二十七年広島県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七條中「土木建築部都市局建築総室住宅管理室」を「都市部都市事業局住宅室」に改める。

（宅地建物取引業法施行細則の一部改正）

第四十六条 宅地建物取引業法施行細則（昭和三十三年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表宅地建物取引業者名簿県庁閲覧所の項中「広島県土木建築部都市局建築総室建築指導室」を「広島県都市部都市事業局建築指導室」に改め、同表宅地建物取引業者名簿大柿閲覧所の項、宅地建物取引業者名簿吉田閲覧所の項及び宅地建物取引業者名簿上下閲覧所の項を削る。

別記様式第八号面の注3中「㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳」を「㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰」に改める。

（積立式宅地建物販売業法施行細則の一部改正）

第四十七条 積立式宅地建物販売業法施行細則（平成十二年広島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「広島県土木建築部都市局建築総室建築指導室」を「広島県都市部都市事業局建築指導室」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

## 訓 令

広島県訓令第四号

本 部  
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第七号中「総室長」を「局長」

に、「総室長」を「局長」に改め、同条を同条第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第十一号とし、同条の前に次の二号を加える。

九 担当室長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる担当室長をいう。

十 幹事室長等 別表第一に掲げる室長をいう。

第三条中「関係部課等」を「関係部室等」に改める。

第八条の見出し中「総室長等」を「局長等」に改め、同条第一項中「総室長」を「局長」に改め、同条第二項中「局長(総室を置く局の長に限る。)、空港港湾局長及び」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「総室長」を「局長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「総室長」を「局長」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「総室長」を「局長の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「出納管理監、会計指導検査監、健康指導監、徴収担当室長、港湾振興企画監、事業調整監、防災航空センター長、指導検査監、企業誘致担当次長、専門技術監、漁業補償調整監、工事検査監及び調整監」を「健康指導監、防災航空センター長、専門技術監、出納監察員、調整監、事業調整監、工事検査監、指導検査監、企業誘致担当次長、漁業補償調整監、出納管理監及び会計指導検査監」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「総務企画部政策企画局」を「政策企画部企画調整局」に、「室長」を「室長」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の二項を加える。  
6 技監は、局長の専決事項のうち、部長が知事の承認を得て指定するものについて専決することができる。  
7 担当室長は、室長の専決事項のうち、室長が部長の承認を得て指定するものについて専決することができる。

第九条第一項の表を次のように改める。

決裁区分	部室等	第一順位者	第二順位者
知事		副知事	総務部長
副知事			主務部長
理事		総務部長	
部長	各部	主務局長	主務室長
局長	各局	主務室長	幹事室長等
室長	各室	室長があらかじめ指名する室員	

第九条第二項中「総室長」を「局長」に改め、同条第三項から第七項までを削る。

第十条中「総務企画部長 主務部長」を「総務部長 主務部長」に、

「長」を「主務部長 総務部長」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

部室名	幹事室長等
出納長室	出納総務室長
総務部	総務室長
地域振興部	地域振興総務室長
県民生活部	県民生活総務室長
環境部	環境政策室長
福祉保健部	福祉保健総務室長
商工労働部	商工労働総務室長
農林水産部	農林水産総務室長
土木部	土木総務室長
都市部	都市総務室長
空港港湾部	空港振興室長

別表第二中「総室長専決事項」を「局長専決事項」に改め、同表部長

専決事項の欄第十二号中「総室長(総室長相当職)」を「局長(局長相当職)」に改め、同欄第十三号中「総室長」を「局長」に改める。

別表第三中「総室長専決事項」を「局長専決事項」に改め、同表出納

長室の部用度室の項総室長専決事項の欄第一号に次のように加える。

- (三) 物品の借入契約(出納長が別に指定するものに限る。)
- 別表第三出納長室の部用度室の項室長専決事項の欄第一号に次のように加える。
- (三) 予定価格一千五百万円未満の物品の借入契約(出納長が別に指定するものに限る。)



室政財行町市	室査調計統
<p>一 地方自治法に基づき知事の権限のうち次に掲げるもの      第二十五条の八第一項の規定による臨時代理者の選任      第二十五条の九の規定による臨時選挙管理委員の選任</p>	<p>一 生活及び経済に関する統計調査に係る統計調査指導員の任免      二 生活及び経済に関する統計調査に係る国の指定統計以外の統計調査の実施      三 生活及び経済に関する統計調査に係る統計調査の結果の公表</p>
<p>一 地方自治法に基づき知事の権限のうち次に掲げるもの      (一) 第二八四条第二項の規定による一部事務組合の設立の許可      (二) 第二九一条の三第一項の規定による広域連合の組織団体数の増減、共同処理事務の変更又は規約の変更の許可      (三) 第二九五条の規程定による財産区の議会又は総会の設置の指示      (四) 第二九六条の五第二項の規定による財産又は公施設の処分又は廃止の同意      二 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十八号)に基づき知事の権限のうち次に掲げるもの      (一) 第一条の二第二項の規定による長の職務を行うべき者の選任      (二) 第五条第一項の規定による事務の分界の決定又は承継すべき地方公共団体の指定(市町合併に係るものを除く)      (三) 第六条の規定による事務の承継の決定(市町合併に係るものを除く)      三 地方交付税法第十七条第一項の規定による交付税の額の算定及び交付の事務(総務部財務局税務室の所掌に係るものを除く)</p>	<p>一 生活及び経済に関する統計調査に係る統計調査の調査対象の選定又は指定及びその解除</p>
<p>一 地方自治法第二百八十六条第一項の規定による一部事務組合の組織団体数の増減、共同処理事務の変更又は規約の変更の許可      二 地方交付税法に基づき知事の権限のうち次に掲げるもの(総務部財務局税務室の所掌に係るものを除く)      (一) 第五条第三項の規定による交付税の算定に用いる資料の審査      (二) 第十七条第一項の規定による交付税の額の算定及び交付の事務(普通交付税に係るものに限り)      三 地方財政法に基づき知事の権限のうち次に掲げるもの      (一) 第五条の三第一項の規定による地方債に係る市町との協議      (二) 第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定による地方債の許可      (三) 第三十三条の八第一項の規定による地方債の許可</p>	

部境環	局策対境環	室策対境環	室進推りくづ域地	室進推積移限権
<p>一 公害に関する苦情の処理</p>	<p>「室総理管機危」を「局理管機危」に改め、同部環境創造総室の款を削り、同部</p>	<p>別表第三環境生活部の部中「部活生境環」を「部活生民県」に改め、同部管理総室の款中「室総理管」を「局理管務総」に改め、同部危機管理総室の款中「室総理管機危」を「局理管機危」に改め、同部環境創造総室の款を削り、同部</p>	<p>一 地方自治法施行令に基づき知事の権限のうち次に掲げるもの      (一) 第五条第一項の規定による事務の分界の決定又は承継すべき地方公共団体の指定(市町合併に係るものを除く)      (二) 第六条の規定による事務の承継の決定(市町合併に係るものに限り)</p>	<p>一 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第一項の規定による成果の認証請求及び同条第五項の規定による成果の認証の申請</p>

別表第三福祉保健部の部を次のように改める。 部 健保社福 局 理管務総 総 健保社福	自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第七条の規定による国定公園計画の申出及び国定公園事業の決定 (二) 第十条第二項及び第三項の規定による国定公園事業の執行の同意及び認可 二 広島県立自然公園条例(昭和三十四年広島県条例第四十一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第六条第二項の規定による公園事業の決定 (二) 第八条第二項及び第三項の規定による公園事業の執行の同意及び認可 三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第四条及び第七条の規定による鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の策定 (二) 第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条及び第三十五条の規定による鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、銃猟制限区域及び銃猟制限区域の設定又は指定 (三) 第六十八条の規定による猟区設定の認可 (四) 第七十八条の規定による鳥獣保護員の任免
一 災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第二十六条の規定による病院等の管理	
一 災害救助法第二十六条の規定による病院等の管理、土地、家屋等の使用及び物資の生産、集荷等を業とする者に対する物資の保管命令又は物資の収用に係る行	

室 援 支 庭 家 も ど こ	室 療 医 保 国	室 務
	一 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第三項の規定による保健医療機関等との契約の認可	一 地、家屋等の使用及び物資の生産、集荷等を業とする者に対する物資の保管命令又は物資の収用による通信設備の使用
一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第二十一条の九第一項の規定による療育の給付 (二) 第二十一条の九の四第一項の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬額の決定 (三) 第四十七条の規定による親権行使の許可 二 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第二十条第一項の規定による未熟児に対する養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 (二) 第二十条第七項の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬額の決定 三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第一条第一号に規定する医療に係るものに限り)	一 国民健康保険法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第十二条の規定による市町との協議 (二) 第八十九条第一項の規定による保険医療機関等の出頭要求等の承認	政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与

健保	局療医健保 室護看務医	
一 らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号)第六条第一		
一 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)に基づく知事の権限のうち、次に	<p>二 掲げる権限に係る行政手続による聴聞又は弁明の機会を付与</p> <p>(一) 第二十九條第一項の規定による入院措置の解除</p> <p>(二) 第三十條第一項の規定による費用の支弁</p> <p>(三) 第三十一條の規定による精神障害者の入院費用の徴収</p> <p>(四) 第三十三條の四第一項の規定による応急入院指定病院の指定</p> <p>(五) 第三十三條の四第三項の規定による応急入院指定病院の指定の取消し</p> <p>(六) 第三十八條の三第四項の規定による入院措置の</p>	<p>一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十二條第一項ただし書の規定による開設者以外の者による病院、診療所又は助産所の管理の許可</p> <p>(二) 第十二條第二項の規定による一方又は双方が病院、診療所又は助産所である場合の管理者兼任の許可</p> <p>(三) 第二十三條の二の規定による病院又は療養病床を有する診療所の人員の増員又は業務の全部若しくは一部の停止の命令</p> <p>(四) 第二十四條の規定による病院、診療所又は助産所の全部又は一部の使用の制限及び禁止並びに修繕及び改築の命令</p> <p>(五) 第二十八條の規定による病院、診療所又は助産所の管理者の変更命令</p> <p>(六) 第二十九條第一項の規定による病院、診療所又は助産所の期間を定めての閉鎖命令</p> <p>前号(三)、(四)、(五)及び(六)に掲げる権限に係る行政手続による聴聞又は弁明の機会を付与</p>

室策対

項の規定による入所者等の親族の援護の実施の決定

<p>(六) 第三十八條の三第四項の規定による入院措置の</p>	<p>(五) 第三十三條の四第三項の規定による応急入院指定病院の指定</p>	<p>(四) 第三十三條の四第一項の規定による応急入院指定病院の指定</p>	<p>(三) 第三十一條の規定による精神障害者の入院費用の徴収</p>	<p>(二) 第三十條第一項の規定による費用の支弁</p>	<p>(一) 第二十九條第一項の規定による入院措置の解除</p>	<p>(二) 第二十九條の二の二第一項の規定による移送</p>	<p>(三) 第二十九條の二の二第二項の規定による行動制限</p>	<p>(四) 第二十九條の二の二第三項の規定による入院措置</p>	<p>(五) 第二十九條の二の二第四項の規定による入院措置</p>	<p>(六) 第二十九條の二の二第五項の規定による入院措置</p>	<p>(七) 第二十九條の二の二第六項の規定による入院措置</p>	<p>(八) 第二十九條の二の二第七項の規定による入院措置</p>	<p>(九) 第二十九條の二の二第八項の規定による入院措置</p>	<p>(十) 第二十九條の二の二第九項の規定による入院措置</p>
----------------------------------	--	--	-------------------------------------	-------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------



- (七) 第三十八條の六第二項の規定による入院に必要な手続に関する報告の徴収並びに帳簿書類の提出及び提示命令
- (六) 第三十八條の七第一項の規定による精神病院の管理者に対する処遇改善計画の提出及び変更命令並びに処遇改善命令
- (五) 第三十八條の七第二項の規定による精神病院の管理者に対する退院命令
- (四) 第三十八條の七第三項の規定による精神病院の管理者に対する期間を定めての入院医療の制限命令
- (三) 第四十五條の二第三項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還命令
- (二) 第四十五條の二第四項の規定による診察措置に関する法律第八條第一項の規定による費用の徴収
- (一) 広島県特定疾患治療研究事業実施要綱(平成十五年八月二十五日制定)及び小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和五十八年十月一日制定)に基づく治療研究費の支払
- (六) 第三号(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(七)及び(八)に掲げる権限に係る行政手続法第十三條第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与

室策対者害障スガ毒・者爆被	室生衛活生
<ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</li> <li>(一) 第二条第二項の規定による被爆者健康手帳の交付</li> <li>(二) 第七条の規定による健康診断に係る経費の支払</li> <li>(三) 第二十四條第一項の規定による医療特別手当の支給</li> <li>(四) 第二十五條第一項の規定による特別手当の支給</li> <li>(五) 第二十六條第一項の規定による原子爆弾小頭症手当の支給</li> <li>(六) 第二十七條第一項の規定による健康管理手当の支給</li> <li>(七) 第二十八條第一項の規定による保健手当の支給</li> <li>(八) 第三十一條の規定による介護手当の支給</li> <li>(九) 第三十二條の規定による葬祭料の支給</li> <li>(十) 第三十三條第三項の規定による特別葬祭給付金を受ける権利の認定</li> <li>(二) 毒力入障害者に対する救済措置要綱(昭和五十九年四月十日衛発第一二六十六号厚生省公衆衛生局長通知)に基づく健康診断に係る費用の支払並びに医療費及び諸手当の支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 旅館業法施行条例(昭和二十三年広島県条例第四百四号)第七条の規定によるしんじやくの決定</li> <li>(二) 興行場法施行条例(昭和五十九年広島県条例第十八号)第四条の規定による基準の緩和等の決定</li> <li>(三) 公衆浴場法施行条例(昭和二十五年広島県条例第四十五号)第三条ただし書及び第六条の規定によるしんじやくの決定</li> </ul>

局社福会社

室護援会社

室祉福域地

一 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの  
 (一) 第七条の規定による民生委員の再推薦の命令  
 (二) 第十一条の規定による民生委員解雇の具申

一 民生委員法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの  
 (一) 第五条第一項の規定による民生委員の推薦  
 (二) 第二十条第一項の規定による民生委員協議会を組織すべき区域の決定

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十三条第一項の規定による診療費の審査及び診療報酬の額の決定  
 二 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの  
 (一)の 未帰還者に関する留守家族手当その他の給与の支給  
 (二) 第十六条第一項の規定による葬祭料の支給  
 (三) 第十七条第一項の規定による遺骨引取経費の支給  
 (四) 第二十六条の規定による障害一時金の支給  
 三 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの  
 (一) 第二条第一項の規定による戦時死亡宣告の請求  
 (二) 第三条第一項の規定による弔慰料の支給  
 四 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの  
 (一) 第十五条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定  
 (二) 第十七条第一項の規定による療養費の支給  
 (三) 第十八条第一項の規定による療養手当の支給

室援支者害障

一 広島県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年広島県条例第二号)第二十八条第二号の規定による専門的判断を要しない事件の決定  
 二 介護給付費等に係る行政不服審査法に基づく不服申立てに対する処分(広島県障害者介護給付費等不服審査会条例第二十八条第二号に掲げる場合のものに限る。)

(四) 第十九条第一項又は第二項の規定による葬祭費の支給  
 (五) 第二十条第一項の規定による更生医療の給付又は同条第四項の規定による更生医療に要する費用の支給  
 (六) 第二十一条第一項の規定による補装具の支給若しくは修理又は同条第四項の規定による補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給  
 五 行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱の費用弁償に関する規則(昭和三十三年広島県規則第十一号)第五条第二項の規定による承認  
 六 第四号に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与

一 障害者自立支援法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの  
 (一) 第五十八条第一項の規定による自立支援医療費の支給(障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する医療に係るものに限る。(二)において同じ。)  
 (二) 第五十八条第五項の規定による費用の支払  
 (三) 第七十三条第一項の規定による診療内容及び自立支援医療費等の請求の審査並びに自立支援医療費等の額の決定(療養介護医療又は基準該当療養医療に係るものを除くものであつて障害者自立支援法施行令第一条第二号又は第三号に規定する医療に係るものに限る。)  
 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二の五第一項の規定による精神障害者社会復帰施設設置者に対する設備及び運

服申立てに対する処分  
 (広島県障害者介護給付  
 費等不服審査会条例第二  
 条第二項各号に掲げる場  
 合のものに限る。)

- 一 営の改善並びに事業の停止及び廃止命令
- 二 広島県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年広島県条例第十七号)に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第五条第一項の規定による加入の承認
- (二) 第六条の二の規定による掛金の減額
- (三) 第七条第一項の規定による年金の支給
- (四) 第八条第五項の規定による年金管理者の変更
- (五) 第八条第六項の規定による年金管理者の指定
- (六) 第九条の規定による年金の支給停止
- (七) 第十条の規定による年金給付の支払の差止め
- (八) 第十三条第一項の規定による弔慰金の支給
- (九) 第十三条の二第一項の規定による脱退一時金の支給
- (十) 第十五条の規定による年金又は弔慰金の返還
- 四 第二号に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与

別表第三商工労働部の部管理総室の款中  
 「管 理 総 室」  
 を  
 「管 理 局」  
 に改め、同款経営支援室の項室長

専決事項の欄第三号中「第五十五条の第十八第四項」を「第五十八条第四項」に改め、同款に次のように加える。

雇 用 対 策 室
一 中高年齢失業者に対する 職場適応訓練の委託
二 障害者の雇用の促進等に 関する法律(昭和三十五年 法律第百二十三号)第五条 第二項の規定による障害者 に対する適用訓練の委託

職業能力開発室

- 一 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第二十四条第一項の規定による職業訓練の認定
- (二) 第二十四条第三項の規定による認定職業訓練の認定の取消し
- (三) 第四十二条において準用する民法第四十条の規定による寄附行為の補完
- (四) 第四十三条において準用する民法第五十六条の規定による仮理事の選任
- (五) 第四十三条において準用する民法第五十七条の規定による特別代理人の選任
- (六) 第四十六条第四項の規定による広島県職業能力開発協会に対する技能検定試験の実施その他技能検定試験に関する業務の委託
- (七) 第九十条において準用する民法第五十六条の規定による仮理事の選任
- (八) 第九十条において準用する民法第七十五条の規定による清算人の選任

- 一 職業能力開発促進法に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第三十条第五項の規定による試験の免除
- (二) 第十五条の二第一項の規定による事業主等の行う職業訓練に対する援助
- (三) 第八十七条の規定による広島県職業能力開発協会に対する援助
- 二 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第三十五条の規定による認定職業訓練施設の名称の承認

別表第三商工労働部の部産業振興総室の款中  
 「産 業 振 興 総 室」  
 を  
 「産 業 振 興 局」  
 に改め、同表雇用労働総室の

款を削り、同表農林水産部の部管理総室の款中

「室総理管」を「局理管」に改め、同表農林水産総務室

の項総室長専決事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表に次のように加える。

室 査 検 体 団
<p>一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第九十六条第一項の規定による決議又は選挙若しくは当選の取消し</p> <p>(二) 第九十七条の規定による組合施設専用契約の取消し</p> <p>二 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十九条第四項の規定による模範定款例の設定</p> <p>(二) 第八十五条の九第一項の規定による市町の共済事業の廃止の認可</p> <p>(三) 第八十五条の十第一項の規定による市町の共済事業の実施に関する条例の変更の認可</p>
<p>一 農業倉庫業法(大正六年法律第十五号)第十三条の規定による業務規程の変更の承認</p> <p>二 農業協同組合法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十一条第一項及び第三項の規定による信用事業規程の承認及び信用事業規程の変更又は廃止の承認</p> <p>(二) 第十一条の四第一項ただし書の規定による承認(政令で定めるやむを得ない理由がある場合のものを除く。)</p> <p>(三) 第十一条の七第一項及び第三項の規定による共済規程の承認及び共済規程の変更又は廃止の承認</p> <p>(四) 第十一条の二十三第一項及び第三項の規定による信託規程の承認及び信託規程の変更又は廃止の承認</p> <p>(五) 第十一条の二十六の規定による知事の権限</p> <p>(六) 第十一条の二十九第一項及び第三項の規定による宅地等供給事業実施規程の承認及び宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認</p> <p>(七) 第十一条の三十二第一項及び第三項の規定による農業経営規程の承認及び農業経営規程の変更又は廃止の承認</p> <p>(八) 第四十条第一項の規定による仮理事の選任及び総会の招集</p>

に改め、同表農林水産部の部管理総室の項の前に次のように加える。

別表第三農林水産部の部農業経営総室の款を削り、同表農水産総室の款中

<p>(九) 第七十一条第二項の規定による清算人の選任</p> <p>(十) 第七十三条第二項において準用する民法第五十六条の規定による仮理事の選任</p> <p>三 農業災害補償法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第七十七条第四項の規定による危険段階別共済掛金率の認可</p> <p>(二) 第四十二条の三の規定による農業共済組合等の検査</p> <p>(三) 第二百二十条の十五第三項の規定による危険階級に属する区域又は地域及び各危険階級の危険程度を表示する指数の決定</p> <p>四 農作物共済基準収獲量設定準則(昭和三十三年農林省告示第四百五号)に基づく農作物共済の単位当たり収獲量の決定</p> <p>五 蚕繭共済単位当たり基準収獲量設定準則(昭和三十三年農林省告示第四百六号)に基づく蚕繭共済の単位当たり収獲量の決定</p> <p>六 収獲共済の基準収獲量及び樹体共済の共済価額の設定に関する準則(昭和四十八年農林省告示第二百一十一号)に基づく収獲共済の単位当たり収獲量の決定</p> <p>七 畑作物共済基準収獲量設定準則(昭和五十四年農林水産省告示第百五十号)に基づく畑作物共済の単位当たり収獲量の決定</p>
---

「室総産水農」を「局興振産水農」

農業経営室

- 一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
  - (一) 第十一条第一項の規定による農地等の買収令書の作成及び交付
  - (二) 第二十条第一項の規定による農地等の賃貸借の解約等の許可
  - (三) 第三十九条第一項の規定による農地等の売渡通知書の作成及び交付
  - (四) 第五十条第一項の規定による土地等の買収令書の作成及び交付
  - (五) 第五十五条第二項の規定による物件の収去令書の作成及び交付
  - (六) 第六十二条第二項の規定による土地配分計画の作成
  - (七) 第六十四条の規定による適格者の選定及び土地等の売渡予約書の交付
  - (八) 第六十七条第一項及び第六十九条第一項の規定による土地等の売渡通知書の作成及び交付
  - (九) 第七十二条第二項の規定による土地等の買収令書の作成及び交付
  - (十) 第七十四条の二第三項の規定による土地等の譲与の適否の認定並びに譲与通知書の作成及び交付
  - (十一) 第七十五条の二第一項の規定による草地利用権の設定等の承認
  - (十二) 第七十五条の三の規定による草地利用権の設定等の裁定
  - (十三) 第七十五条の七第一項の規定による草地利用権の存続期間の更新等の承認
- 一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号) 第四十三条の二第三項の規定による交換分画計画の認可
  - 二 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号) 第五十条第二項の規定による交換分画計画の認可

える。

別表第三農林水産部の部農村整備総室の款中

「農村整備総室」

を

「農林整備局」

に改め、同款に次のように加

- (十四) 第七十五条の七第二項において準用する第七十五条の三の規定による草地利用権の存続期間の更新等の裁定
- (十五) 第七十五条の八第一項の規定による土地等を買い取るべき旨の裁定
- (十六) 第七十五条の八第二項の規定による定着物等を買い取るべき旨の裁定
- (十七) 第七十五条の九の規定による草地利用権に係る賃貸借の解除の承認
- 二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
  - (一) 第九十四条の八第一項の規定による埋立予定地の土地配分計画の作成
  - (二) 第九十四条の八第三項の規定による適格者の選定及び埋立予定地の配分通知書の交付
  - (三) 第九十四条の八第七項の規定による埋立予定地の使用許可
  - 三 第一号(一)、(四)及び(九)に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与

室山治	室全保林森	室興振業林
<p>一 森林法第十条の二の規定による民有林の開発行為の許可(許可に係る面積が十平方メートル未満のものに限る。)</p> <p>二 広島県土砂の適正処理に関する条例(平成十六年広島県条例第一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの第十六条</p>		
<p>一 森林法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十条の二の規定による民有林の開発行為の変更許可</p> <p>(二) 第二十五条の二の規定による保安林の指定</p> <p>(三) 第二十六条の二の規定による保安林の指定の解除</p> <p>(四) 第二十七条第三項の規定による保安林の指定又は解除の申請書の農林水産大臣への進達(解除の申請書の進達については、指定理由の消滅による解除にあつては面積が一万平方米以上、公益上の理由による解除にあつては面積が五万平方米以上の場合に</p>	<p>一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五條第四項の規定による地域森林計画の変更</p> <p>二 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三条第一項の規定による育種母樹等の指定</p> <p>(二) 第九条第一項及び第二項の規定による育種母樹等の指定の解除</p>	<p>一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五條第四項の規定による地域森林計画の変更</p> <p>二 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三条第一項の規定による育種母樹等の指定</p> <p>(二) 第九条第一項及び第二項の規定による育種母樹等の指定の解除</p>
<p>一 森林法第十条の二の規定による民有林の開発行為の変更許可(変更に伴い増加する開発行為に係る面積が一万平方米メートル以上のものを除く。)</p> <p>二 広島県土砂の適正処理に関する条例に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十条第一項による土砂埋立行為の変更の許可(変更に伴い増加する土砂埋立区域の面積が一万平方米メートル以上のものを除く。)</p> <p>(二) 第三十条第一項の規定による土砂埋立行為の全部の譲受けの許可及び当該許可に係る第二十一条の規定による条件の設定</p>	<p>一 森林国営保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十五号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四条の規定による保険契約の承諾</p> <p>(二) 第六条の規定による保険契約の継続の承諾</p> <p>(三) 第十一条の規定による危険増加による保険契約の解除</p>	<p>一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五條第四項の規定による地域森林計画の変更</p> <p>二 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三条第一項の規定による育種母樹等の指定</p> <p>(二) 第九条第一項及び第二項の規定による育種母樹等の指定の解除</p>

別表第三農林水産部の部林務総室の款を削り、同表土木建築部の部土木建築部を土木部に改め、同部管理総室の款中「室総理管」を「局理管務総」に改め、同款土木建築総務室の項中「室務総築建木土」を「室務総木土」に改め、同款用地管理室の項中「室理管地用」を「室地用」に改め、同款に次のように加える。

<p>の規定による土砂埋立行為の許可(土砂埋立区域の面積が十万平方米メートル未満のものに限る。)</p> <p>及び当該許可に係る第二十一条の規定による条件の設定</p> <p>(二) 第四十二条第二項の規定による公示</p>	<p>(五) 第三十三条の二の規定による指定施業要件の変更</p> <p>二 地すべり等防止法第十条第一項の規定による設計及び実施設計の承認</p> <p>三 広島県土砂の適正処理に関する条例に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十四条第二項、第三十一条第三項又は第三十四条第二項の規定による氏名等の公表</p> <p>(二) 第二十条第一項の規定による土砂埋立行為の変更の許可及び当該許可に係る第二十一条の規定による条件の設定</p> <p>(三) 第三十三条第一項の規定による土砂搬入禁止区域の指定</p> <p>の解除</p>
---	--

室画企術技
<p>一 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第二十二条の規定による採取計画の変更の命令(この表空港港湾部の部空港港湾事業局の款港湾管理室の項室長専決事項の欄第一号に掲げるものを除く。)</p> <p>二 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三條の九の規定による採取計画の変更の命令</p> <p>三 前二号に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による弁明の機会との付与</p>

別表第三土木建築部の部技術管理総室の款を削り、同表道路総室の款に改め、同表道路保全室の項を次のように改める。

室理管川河路道
<p>一 公有水面埋立法(大正十七年法律第五十七号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(海面を除く。)</p> <p>(一) 第二十三条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(二) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(三) 第二十九条第一項の規定による埋立地の用途の変更の許可</p> <p>二 道路法第十八条の規定による道路の区域の決定及び供用の開始等</p> <p>三 公有水面埋立法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(海面を除く。)</p> <p>(一) 第十三条の二第一項の規定による埋立区域の縮小、設計の概要の変更又は埋立工事の着手及び竣工の期間伸長の許可</p> <p>(二) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(三) 第二十七條第一項の規定による埋立地に関する権利の譲渡の許可</p> <p>四 公有水面埋立法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十四号)による改正前の公有水面埋立法(以下「旧公有水面埋立法」という。)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(海面を除く。)</p> <p>(一) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(二) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(三) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(四) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(五) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(六) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(七) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(八) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(九) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(十) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(十一) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(十二) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(十三) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(十四) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(十五) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(十六) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(十七) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(十八) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(十九) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(二十) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(二十一) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(二十二) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(二十三) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(二十四) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(二十五) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(二十六) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(二十七) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(二十八) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(二十九) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p> <p>(三十) 第二十一条第一項の規定による埋立工事の許可</p>

道路  
を  
土木建築  
部に

<p>(四) 許可第三十五條第一項ただし書の規定による原状回復の義務の免除</p>	<p>次に掲げるもの(海面を除く。)</p> <p>(一) 第十三条第二項の規定による埋立期間伸長の許可</p> <p>(二) 第十六条第一項の規定による埋立権の譲渡の許可</p> <p>(三) 第二十二條の規定による埋立工事の竣工の認可</p> <p>(四) 第二十七條第一項の規定による埋立地に関する権利の譲渡の許可</p>	<p>の認可(埋立面積五千平方メートル未満のものに限る。)</p> <p>(三) 第二十七條第一項の規定による埋立地に関する権利の譲渡(分譲を埋立の目的とする埋立地以外の埋立地についての公共団体の間の所有権の譲渡で当該埋立地に係る面積五千平方メートル以上のものを除く。)</p> <p>三 及び設定の許可</p> <p>旧公有水面埋立法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(海面を除く。)</p> <p>(一) 第二十二條の規定による埋立工事の竣工の認可(埋立面積五千平方メートル未満のものに限る。)</p> <p>(二) 第二十七條第一項の規定による埋立地に関する権利の譲渡(分譲を埋立の目的とする埋立地以外の埋立地についての公共団体の間の所有権の譲渡で当該埋立地に係る面積五千平方メートル以上のものを除く。)</p>
---	--	--

<p>別表第三土木建築部の部道路総室の款に次のように加える。</p>	<p>別表第三土木建築部の部河川砂防総室の款、空港港湾総室の款、都市総室の款及び建築総室の款を削り、同表に次のように加える。</p>	<p>別表第三土木建築部の部河川砂防総室の款、空港港湾総室の款、都市総室の款及び建築総室の款を削り、同表に次のように加える。</p>	<p>別表第三土木建築部の部河川砂防総室の款、空港港湾総室の款、都市総室の款及び建築総室の款を削り、同表に次のように加える。</p>
------------------------------------	--	--	--

部市都	部市都	部市都	部市都
局業事市都	室画企市都	(一)の	(二)の
<p>一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(海面を除く。)</p> <p>(一) 第十八條第一項の規定による都市計画法の施行</p> <p>(二) 第二十一條第一項の規定による都市計画法の変更(都市計画法施行</p>	<p>一 都市計画法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(海面を除く。)</p> <p>(一) 第十九條第三項の規定による市町の決定する都市計画法に関する同意</p> <p>(二) 第二十一條第一項の規定による都市計画法の変更(都市計画法施行</p>	<p>一 都市計画法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(海面を除く。)</p> <p>(一) 第十九條第三項の規定による市町の決定する都市計画法に関する同意</p> <p>(二) 第二十一條第一項の規定による都市計画法の変更(都市計画法施行</p>	<p>一 都市計画法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(海面を除く。)</p> <p>(一) 第十九條第三項の規定による市町の決定又は変更に係るものに限る。)</p>

室備整市都		
<p>一 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第八條第一項の規定による宅地造成工事の許可(造成面積十平方メートル未満のもので土地区画整理に係るものに限る。)</p>	<p>市計画の決定(第十五條第一項第一号に掲げる市街化区域及び市街化調整区域に関するもの並びに都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第九條第一項第一号に掲げる地域に関するものを除く。(二)において同じ。)</p> <p>(二) 第二十一條第一項の規定による都市計画の変更(都市計画法施行令第十五條に規定する軽易な変更を除く。)</p>	<p>令第十五條に規定する軽易な変更に限る。)</p> <p>(三) 第二十一條第二項において準用する第十九條第三項の規定による市町の決定する都市計画の変更に関する同意</p>
<p>一 都市計画法第五十九條第一項及び第四項の規定による都市計画事業の認可(下水道室の所掌に係るものを除く。)</p> <p>二 宅地造成等規制法第八條第一項の規定による宅地造成工事の許可(造成面積五平方メートル未満のもので土地区画整理に係るものに限る。)</p> <p>三 土地区画整理法に基づき土地区画整理のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四條第一項の規定による事業の施行の認可</p> <p>(二) 第十三條第一項の規定による事業の廃止及び終了の認可</p>	<p>一 都市計画法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第六十三條第一項の規定による事業計画の変更の認可(下水道室の所掌に係るものを除く。)</p> <p>(二) 第六十四條第一項の規定による地位の承継の承認(下水道室の所掌に係るものを除く。)</p> <p>(三) 第八十條第二項の規定による技術的援助(都市企画室及び下水道室の所掌に係るものを除く。)</p> <p>二 宅地造成等規制法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(土地区画整理に係るものに限る。)</p> <p>(一) 第八條第一項の規定に</p>	
<p>一 都市計画法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第六十三條第一項の規定による事業計画の変更の認可(下水道室の所掌に係るものを除く。)</p> <p>(二) 第六十四條第一項の規定による地位の承継の承認(下水道室の所掌に係るものを除く。)</p> <p>(三) 第八十條第二項の規定による技術的援助(都市企画室及び下水道室の所掌に係るものを除く。)</p> <p>二 宅地造成等規制法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(土地区画整理に係るものに限る。)</p> <p>(一) 第八條第一項の規定に</p>	<p>(三) 第十四條第一項及び第二項の規定による設計の認可</p> <p>(四) 第四十五條第二項の規定による解散の認可</p> <p>(五) 第五十二條第一項後段の規定による設計の概要の認可</p> <p>四 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(幹線街路等都市計画において定められたものの整備を伴うものに限る。)</p> <p>(一) 第七條の九第一項の規定による施行の認可</p> <p>(二) 第七條の二十第一項の規定による事業の終了の認可</p> <p>(三) 第十一條第一項及び第二項の規定による設計の認可</p> <p>(四) 第四十五條第四項の規定による解散の認可</p> <p>(五) 第五十條の二第一項の規定による規程及び事業計画の認可</p> <p>(六) 第五十條の十二第一項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可</p> <p>(七) 第五十條の十五第一項の規定による事業の終了の認可</p> <p>(八) 第五十一條第一項後段の規定による設計の概要の認可</p> <p>(九) 第七十二條第一項後段の規定による権利变换計画の認可</p> <p>(十) 第九十八條第二項の規定による代執行</p> <p>(十一) 第一百二十二條の規定による事業代行の開始の決定</p> <p>(十二) 第一百十八條の六第一項後段の規定による管理処分計画の認可</p> <p>五 農住組合法(昭和五十</p>	<p>よる宅地造成工事の許可(都市計画法第三十四條第一号から第八号の二までに規定する開発行為に係るものでその開発区域の面積が一平方メートル未満のもの及び同条第十号ロに規定する開発行為に係るものでその開発区域の面積が千平方メートル未満のもの(既存の権利者の届出がなされているものを除く。)並びに変更に係るものに限る。)</p> <p>(二) 第十一條の規定による宅地造成工事協議</p> <p>三 土地区画整理法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十條第一項の規定による規程、規約又は事業計画の変更の認可</p> <p>(二) 第十一條第四項の規定による規約の認可</p> <p>(三) 第十四條第三項の規定による事業計画の認可</p> <p>(四) 第三十九條第一項の規定による事業計画の変更の認可</p> <p>(五) 第四十一條第四項(第七十八條第四項において準用する場合を含む。)の規定による滞納処分の認可</p> <p>(六) 第四十九條の規定による決算報告の承認</p> <p>(七) 第五十五條第十二項の規定による設計の概要の変更の認可</p> <p>(八) 第七十五條の規定による技術的援助</p> <p>(九) 第八十六條第一項の規定による換地計画の認可</p> <p>(十) 第九十七條第一項の規定による換地計画変更の認可</p> <p>(十一) 第二百二十四條第二項及び第二百二十五條第四項の規定による認可の取消し</p> <p>四 都市再開発法に基づく知事の権限のうち、次に掲げ</p>



五年法律第八十六号)に  
 基づく知事の権限のうち  
 次に掲げるもの  
 (一) 第六十七条第一項の  
 規定による設立の認可  
 第七十一条第二項の  
 規定による解散の認可

るもの(幹線街路等都市計  
 画において定められたもの  
 の整備を伴うものに限る)  
 (一) 第七十一条第一項の  
 規定による規準、規約又  
 は事業計画の変更の認可  
 第七十一条第四項後  
 段の規定による規約の認  
 可  
 (二) 第七十一条第一項及  
 び第五十条の第十四第一  
 項の規定による審査委員  
 承認  
 (三) 第七十一条第三項の規  
 定による事業計画の認可  
 第三十八条第一項の規  
 定による事業計画の変更  
 の認可  
 (四) 第四十一条第三項の規  
 定による滞納処分の認可  
 第四十九条の規定によ  
 る決算報告の承認  
 (五) 第五十条の九第一項の  
 規定による規準又は事業  
 計画の変更の認可  
 (六) 第五十六条において準  
 用する第五十一条第一項  
 後段の規定による事業計  
 画の変更の認可  
 (七) 第七十二条第四項にお  
 いて準用する同条第一項  
 後段の規定による権利変  
 換計画の変更の認可  
 (八) 第九十九条の三第三項  
 の規定による特定建築者  
 の承認  
 (九) 第百十七條第三項の規  
 定による財産の処分等に  
 関する計画の承認  
 (十) 第百十八條の六第三項  
 において準用する同条第  
 一項後段の規定による管  
 理処分計画の変更の認可  
 (十一) 第百二十四條の二第一  
 項、第百二十五條第二項、  
 第百二十五條の二第三項  
 及び第百二十六條第一項  
 の規定による処分の取消  
 し及び必要な措置の命令  
 等  
 (十二) 第百二十四條の二第一

導 指 築 建	室 道 水 下	
<p>一 都市計画法第          二十九條第一項          及び第二項の規          定による開業行</p>		
<p>一 建築基準法(昭和二十          五年法律第二百一十号)の          規定による許可、認可、          承認、認定及び指定の取</p>	<p>一 都市計画法第五十九條          第一項及び第四項の規定          による都市計画事業の認          可(下水道に係るものに          限る。)</p>	
<p>一 都市計画法に基づき知事          の権限のうち、次に掲げる          (一)もの          第二十九條第一項の規</p>	<p>一 下水道法(昭和三十三年          法律第七十九号)第四條の          規定による事業計画の認可          二 都市計画法に基づき知事          の権限のうち、次に掲げる          もの(下水道に係るものに          限る。)          (一) 第六十三條第一項の規          定による事業計画の変更          の認可          (二) 第六十四條第一項の規          定による地位の承継の承          認          (三) 第八十條第二項の規定          による技術的援助</p>	<p>項、第百二十五條第四項          及び第百二十五條の二第          四項の規定による認可の          取消し          (六) 第百二十九條の規定に          による技術的援助          (七) 第百三十三條第一項の          規定による管理規約の認          可及び同意          農住組合法に基づき知事          の権限のうち、次に掲げる          もの          五          (一) 第九條第一項の規定          による交換分合計画の認          可          (二) 第八十三條第二項の規          定による業務の停止及び          役員の変更命令          (三) 第八十四條の規定によ          る解散命令          六          電線共同溝の整備等に関          する特別措置法に基づき知          事の権限のうち、次に掲げ          るもの(街路事業に係るも          のに限る。)          (一) 第三條第一項の規定に          による整備すべき道路の指          定          (二) 第五條第二項の規定に          による電線共同溝整備計画          の策定</p>

室

為の許可(開発区域の面積十万平方米メートル未満のものに限る。)

二 旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)第十條第一項の規定による事業計画等の変更の認可(造成面積十万平方米メートル未満のものに限る。)

三 宅地造成等規制法第八條第一項の規定による宅地造成工事の許可(造成面積十万平方米メートル未満のもの、土地区画整理に係るものを除く。)

消し

二 都市計画法第二十九條第一項及び第二項の規定による開発行為の許可(開発区域の面積五万平方米メートル未満のものに限る。)

三 旧住宅地造成事業に関する法律第十條第一項の規定による事業計画等の変更の認可(造成面積五万平方米メートル未満のものに限る。)

四 宅地造成等規制法第八條第一項の規定による宅地造成工事の許可(造成面積五万平方米メートル未満のもの、土地区画整理に係るものを除く。)

五 都市再開発法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(都市整備室の所掌に係るものを除く。)

(一) 第七條の九第一項の規定による施行の認可

(二) 第七條の二十第一項の規定による事業の終了の認可

(三) 第十一條第一項及び第二項の規定による設立の認可

(四) 第四十五條第四項の規定による解散の認可

(五) 第五十條の二第一項の規定による規準及び事業計画の認可

(六) 第五十條の十二第一項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可

(七) 第五十條の十五第一項の規定による事業の終了の認可

(八) 第五十一條第一項後段の規定による設計の概要の認可

(九) 第七十二條第一項後段の規定による権利变换計画の認可

(十) 第九十八條第二項の規定による代執行

定による開発行為の許可(第三十四條第一号から第八号の三までに規定する開発行為に係るものでその開発区域の面積が一万平方米メートル未満のもの並びに同条第八号の四及び第十号に規定する開発行為に係るものでその開発区域の面積が千平方メートル未満のもの(既存の権利者の届出がなされているものを除く。)

(一) 第三十五條の二第一項の規定による変更許可

(二) 第四十五條の規定による地位の承継の承認

二 宅地造成等規制法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(土地区画整理に係るものを除く。)

(一) 第八條第一項の規定による宅地造成工事の許可(都市計画法第三十四條第一号から第八号の三までに規定する開発行為に係るものでその開発区域の面積が一万平方米メートル未満のもの、同条第八号の四及び第十号に規定する開発行為に係るものでその開発区域の面積が千平方メートル未満のもの(既存の権利者の届出がなされているものを除く。)

(二) 並びに同法第三十五條の二第一項の規定による変更許可に係るものに限る。)

三 宅地造成工事協議

(一) 都市再開発法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(都市整備室の所掌に係るものを除く。)

(二) 第七條の十六第一項の規定による規準、規約又は事業計画の変更の認可

(三) 第七條の十七第四項後段の規定による規約の認可

(十一) 第百十二條の規定による事業代行の開始の決定

(十二) 第百十八條の六第一項後段の規定による管理処分計画の認可

七 産業労働者住宅資金金融法(昭和二十八年法律第六十三号)第十條第一項の規定による委託契約の更新

(三) 第七條の十九第一項及び第五十條の十四第一項の規定による審査委員の承認

(四) 第十一條第三項の規定による事業計画の認可

(五) 第三十八條第一項の規定による事業計画の変更の認可

(六) 第四十一條第三項の規定による滞納処分等の認可

(七) 第四十九條の規定による決算報告の承認

(八) 第五十條の九第一項の規定による規準又は事業計画の変更の認可

(九) 第五十六條において準用する第五十一條第一項後段の規定による事業計画の変更の認可

(十) 第七十二條第四項において準用する同条第一項後段の規定による権利变换計画の変更の認可

(十一) 第九十九條の三第三項の規定による特定建築者の承認

(十二) 第百十七條第三項の規定による財産の処分等に関する計画の承認

(十三) 第百十八條の六第三項において準用する同条第一項後段の規定による管理処分計画の変更の認可

(十四) 第百二十四條の二第一項、第百二十五條第三項、第百二十五條の二第三項及び第百二十六條第一項の規定による施行者が行った処分の取消し及び必要な措置の命令等

(十五) 第百二十四條の二第二項、第百二十五條第四項及び第百二十五條の二第四項の規定による認可の取消し

(十六) 第百二十九條の規定による技術的援助

(十七) 第百三十三條第一項の規定による管理規約の認可及び同意

<p>二 係る家賃若しくは損害賠償金若しくは駐車場に係る使用</p>	<p>一 広島県営管理住宅及び成九年広島県条例第十九号に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第六十条第四項の規定による入居資格の決定</p> <p>(二) 第十條第一項の規定による選考方法の決定</p> <p>(三) 第二十九條第一項の規定による改良住宅の収入超過者の家賃の算定方法の決定</p> <p>(四) 第五十二條第一号及び第四号の規定による駐車場の使用者の資格の決定</p> <p>(五) 第五十三條第四項の規定による駐車場の使用者の選考方法の決定</p> <p>(六) 第六十一條の規定による管理の委託</p>	<p>室宅住</p>
<p>二 係る家賃若しくは損害賠償金若しくは駐車場に係る使用</p>	<p>(一) 第十四條の規定による県営住宅の家賃の決定(新規に管理開始する住宅に限る。)</p> <p>(二) 第十八條第二項(第四十六條及び第五十條において準用する場合を含む。)</p> <p>(三) 第二十四條第一項(第四十六條及び第五十條において準用する場合を含む。)</p> <p>(四) 第二十九條第一項(第五十條において準用する場合を含む。)</p> <p>(五) 第四十二條第一項の規定による社会福祉法人等に公営住宅を使用させる場合の使用料の決定(新規に使用させる場合に限る。)</p> <p>(六) 第四十九條の規定による中堅所得者等に公営住宅を使用させる場合の家賃の決定(新規に使用させる場合に限る。)</p> <p>(七) 第五十四條第一項から第三項までの規定による駐車場の使用料の決定</p>	<p>一 広島県営管理住宅設置及び管理條例に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十四條の規定による県営住宅の家賃の決定(新規に管理開始する住宅に限る。)</p> <p>(二) 第十八條第二項(第四十六條及び第五十條において準用する場合を含む。)</p> <p>(三) 第二十四條第一項(第四十六條及び第五十條において準用する場合を含む。)</p> <p>(四) 第二十九條第一項(第五十條において準用する場合を含む。)</p> <p>(五) 第四十二條第一項の規定による社会福祉法人等に公営住宅を使用させる場合の使用料の決定(新規に使用させる場合に限る。)</p> <p>(六) 第四十九條の規定による中堅所得者等に公営住宅を使用させる場合の家賃の決定(新規に使用させる場合に限る。)</p> <p>(七) 第五十四條第一項から第三項までの規定による駐車場の使用料の決定</p>
<p>(三) 第四十五條の規定による使用許可の取消し</p> <p>(二) 第四十七條第一項の規定による中堅所得者等に</p>	<p>(一) 第九條第二項及び第三項(第五十條において準用する場合を含む。)</p> <p>(二) 第十二條第三項(第五十條において準用する場合を含む。)</p> <p>(三) 第十二條第四項(第五十條において準用する場合を含む。)</p> <p>(四) 第十三條第一項の規定による収入の申告の方法の決定</p> <p>(五) 第十四條の規定による県営住宅の家賃の決定(新規に管理開始する住宅を除く。)</p> <p>(六) 第三十條第一項の規定による明渡し請求</p> <p>(七) 第三十條第四項の規定による明渡し期限の延長の決定</p> <p>(八) 第四十條第一項の規定による社会福祉法人等に使用させることとする県営住宅の決定</p> <p>(九) 第四十一條第二項の規定による使用許可</p> <p>(十) 第四十二條第一項の規定による社会福祉法人等に公営住宅を使用させる場合の使用料の決定(新規に使用させる場合を除く。)</p>	<p>四 住宅金融公庫法第二十三條第一項及び第九項の業務委託契約による申込受付、設計、審査及び現場審査</p>
<p>部 湾 港 港 空</p> <p>局 業 事 湾 港 港 空</p> <p>室 興 振 港 空</p>	<p>三 係る家賃若しくは損害賠償金又は駐車場の支払に關する民事訴訟法第三百八十二條の規定による支払督促の申立て</p> <p>四 係る家賃若しくは損害賠償金若しくは駐車場の支払に關する民事訴訟法第三百八十二條の規定による支払督促の申立て</p> <p>三 係る家賃若しくは損害賠償金又は駐車場の支払に關する民事訴訟法第三百八十二條の規定による支払督促の申立て</p> <p>(一) 第九條第二項及び第三項(第五十條において準用する場合を含む。)</p> <p>(二) 第十二條第三項(第五十條において準用する場合を含む。)</p> <p>(三) 第十二條第四項(第五十條において準用する場合を含む。)</p> <p>(四) 第十三條第一項の規定による収入の申告の方法の決定</p> <p>(五) 第十四條の規定による県営住宅の家賃の決定(新規に管理開始する住宅を除く。)</p> <p>(六) 第三十條第一項の規定による明渡し請求</p> <p>(七) 第三十條第四項の規定による明渡し期限の延長の決定</p> <p>(八) 第四十條第一項の規定による社会福祉法人等に使用させることとする県営住宅の決定</p> <p>(九) 第四十一條第二項の規定による使用許可</p> <p>(十) 第四十二條第一項の規定による社会福祉法人等に公営住宅を使用させる場合の使用料の決定(新規に使用させる場合を除く。)</p> <p>(十一) 第四十五條の規定による使用許可の取消し</p> <p>(十二) 第四十七條第一項の規定による中堅所得者等に</p>	<p>使用させることとする県営住宅の決定</p> <p>(三) 第四十九條の規定による中堅所得者等に公営住宅を使用させる場合の家賃の決定(新規に使用させる場合を除く。)</p> <p>(四) 第五十三條第二項から第四項までの規定による駐車場の使用者の決定</p> <p>(五) 第五十六條第一項の規定による駐車場の明渡しの請求</p> <p>二 広島県営管理規則第四條第四号の規定による単身入居対象住宅の規格の例外を認める事由の決定</p> <p>三 広島県営住宅管理規則第十八條第二項の規定による県営住宅の変更又は交換の承認</p>

<p>室理管湾港</p> <p>一 公有水面埋立法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(海面に限る。)</p> <p>(一) 第二十一条第一項の規定による埋立ての免許(埋立面積五千平方メートル未満のものに限る。)</p> <p>(二) 第十六条第一項の規定による埋立工事の認可</p>	<p>一 公有水面埋立法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(海面に限る。)</p> <p>(一) 第十三条の二第一項の規定による埋立区域の縮小、設計の概要の変更又は埋立工事の着手及び竣工の期間伸長の許可</p> <p>(二) 第二十二条第一項の規定による埋立工事の認可</p>	<p>限表面上に出る物件の設置承認基準(平成七年広島県告示第三百九十三号)第四条に定める物件に係るものに限る。)</p> <p>(二) 第四十九条第二項の規定による第四十九条第一項の規定に違反して設置、植栽又は留置された物件の除去の請求</p> <p>(三) 第四十九条第三項の規定による広島西飛行場の設置告示の際現に存する物件で制限表面の上に出るもの制限表面の上に出る部分の除去の請求</p> <p>二 広島県広島西飛行場条例施行規則(平成五年広島県規則第七十八号)第十七条第二項の規定による原状回復の施行</p>
<p>一 砂利採取法第二十三条の規定による採取計画の変更の命令(公有水面埋立法第一一条第一項に規定する公有水面(内水面を除く。)に係るものに限る。)</p> <p>二 公有水面埋立法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(海面に限る。)</p> <p>(一) 第二十一条第二項の規定による願書の受理</p> <p>(二) 第二十二条第一項の規定による埋立工事の竣工</p>	<p>二 広島県広島西飛行場条例施行規則に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(海面に限る。)</p> <p>(一) 第十二条第三項の規定による構内営業譲渡等の許可</p> <p>(二) 第十六条の規定による条件又は期限の付与</p> <p>(三) 第十七条第一項の規定による原状回復の検査</p>	<p>工物の設置又は増築、改築、用途変更若しくは除去の許可</p> <p>(四) 第十五条の規定による土地及び建物等の使用の許可(変更の許可を含む。)</p> <p>(五) 第十六条の規定による原状回復の指示</p> <p>(六) 第十六条ただし書の規定による原状回復義務の免除</p> <p>(七) 第十七条の規定による許可の取消し若しくはその許可の内容の変更又はその許可に係る使用の停止その他必要な措置の命令(同条第三号から第五号までに掲げる者に係るものに限る。)</p> <p>(八) 第二十一条ただし書の規定による着陸料等の返還</p> <p>(九) 第二十二条の規定による構内営業者、工物設置者又は土地使用者からの報告の聴取又は施設若しくは業務の状況の検査</p> <p>広島県広島西飛行場条例施行規則に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(海面に限る。)</p> <p>(一) 第十二条第三項の規定による構内営業譲渡等の許可</p> <p>(二) 第十六条の規定による条件又は期限の付与</p> <p>(三) 第十七条第一項の規定による原状回復の検査</p>

<p>一 項の規定による埋立権の譲渡の許可</p> <p>(三) 第二十九条第一項の規定による埋立地の用途の変更の許可</p> <p>(四) 第三十五条第一項ただし書の規定による原状回復の義務の免除</p>	<p>(三) 第二十七条第一項の規定による埋立地に関する権利の譲渡の許可</p> <p>二 旧公有水面埋立法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(海面に限る。)</p> <p>(一) 第十三条第二項の規定による埋立期間伸長の許可</p> <p>(二) 第十六条第一項の規定による埋立権の譲渡の許可</p> <p>(三) 第二十二条の規定による埋立工事の竣工の認可</p> <p>(四) 第二十七条第一項の規定による埋立地に関する権利の譲渡の許可</p>	<p>の認可(埋立面積五千平方メートル未満のものに限る。)</p> <p>(三) 第二十七条第一項の規定による埋立地に関する権利の譲渡(分譲を埋立の目的とする埋立地以外の埋立地についての公共団体以外の者間の所有権の譲渡で当該埋立地に係る面積五千平方メートル以上のものを除く。)</p> <p>及び設定の認可</p> <p>三 第一号に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による弁問の機会</p>
---	--	--

別表第五地域事務所長の項第四号及び第五号を次のように改める。

四 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 第二十四条第一項の規定による居宅サービス等を行った者及び使用する者に対する報告等の命令及び質問
- (二) 第二十四条第二項の規定による介護給付等を受けた被保険者及び被保険者であった者に対する報告の命令及び質問
- (三) 第七十条第一項の規定による第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者の指定(指定居宅サービス事業者が行う居宅サービスは、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護を除く。以下この号において同じ。)
- (四) 第七十条第五項(第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)
- (五) 第七十条の二第二項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新
- (六) 第七十五条の規定による指定居宅サービス事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止等の届出の受付
- (七) 第七十六条第一項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査

- (八) 第七十六条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告
- (九) 第七十六条の二第二項の規定による指定居宅サービス事業者が勧告に従わないときの公表
- (十) 第七十六条の二第三項の規定による指定居宅サービス事業者に対する措置命令
- (十一) 第七十六条の二第五項の規定による指定居宅サービス事業者が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受付
- (十二) 第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し及び指定の効力の停止
- (十三) 第七十七条第二項の規定による指定居宅サービス事業者が指定の取消し又は指定の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (十四) 第七十九条第一項の規定による第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者の指定
- (十五) 第七十九条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新
- (十六) 第八十二条の規定による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止等の届出の受付
- (十七) 第八十三条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告等の命令、出頭等の要求並びに質問及び立入検査
- (十八) 第八十三条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告
- (十九) 第八十三条の二第二項の規定による指定居宅介護支援事業者が勧告に従わないときの公表
- (二十) 第八十三条の二第三項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する措置命令
- (二十一) 第八十三条の二第五項の規定による指定居宅介護支援事業者が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受付
- (二十二) 第八十四条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し及び指定の効力の停止
- (二十三) 第八十四条第二項の規定による指定居宅介護支援事業者が指定の取消し又は指定の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (二十四) 第八十五条の二第一項の規定による第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者の指定(指定介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスは、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護を除く。以下この号において同じ。)
- (二十五) 第八十五条の五の規定による指定介護予防サービス事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止等の届出の受付
- (二十六) 第八十五条の六第一項の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭等の要求並びに質問及び立入検査

- (二十七) 第一百五十五条の七第一項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告
- (二十八) 第一百五十五条の七第二項の規定による指定介護予防サービス事業者が勧告に従わないときの公表
- (二十九) 第一百五十五条の七第三項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する措置命令
- (三十) 第一百五十五条の七第五項の規定による指定介護予防サービス事業者が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受付
- (三十一) 第一百五十五条の八第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し及び指定の効力の停止
- (三十二) 第一百五十五条の八第二項の規定による指定介護予防サービス事業者が指定の取消し又は指定の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (三十三) 第一百五十五条の十において準用する第七十条の二第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の更新
- (三十四) 第一百五十五条の二十九第六項の規定による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し及び指定の効力の停止
- (三十五) 障害者自立支援法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
  - (一) 第三十六条第一項の規定による第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定(指定障害福祉サービス事業者が行う障害福祉サービスは、第五条に規定する居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助並びに附則第八条第一項に掲げる外出介護及び障害者デイサービスに限る。(二)から(十)までにおいて同じ。)
  - (二) 第三十七条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の変更
  - (三) 第四十一条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の更新
  - (四) 第四十六条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止等の届出の受付
  - (五) 第四十八条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭等の要求並びに質問及び立入検査
  - (六) 第四十九条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
  - (七) 第四十九条第五項の規定による指定事業者等(指定障害福祉サービス事業者に限る。(八)において同じ。)に対する措置命令
  - (八) 第四十九条第七項の規定による指定事業者等が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受付
  - (九) 第五十条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し及び指定の効力の停止
  - (十) 第五十条第二項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し又は指定

の効力の停止に該当する旨の通知の受付

- (六) 附則第二十四条の規定により附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても行うことができる第三十六条第一項(第四十条において準用する場合を含む。)の規定による第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者及び第三十二条第一項の指定相談支援事業者の指定(指定障害福祉サービス事業者の行う障害福祉サービスは、第五条に規定する重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び共同生活介護に限る。(三)において同じ。)

- (三) 附則第二十四条の規定により附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても行うことができる第四十六条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止等の届出の受付

- (三) 附則第二十四条の規定により附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても行うことができる第五十条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消し及び指定の効力の停止

- (六) 附則第二十四条の規定により附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても行うことができる第五十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消し又は指定の効力の停止に該当する旨の通知の受付

別表第五地域事務所の中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十三号(「農水産総室」を「農水産振興局」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十四号中「農水産総室」を「農水産振興局」に、「総室長専決事項」を「局長専決事項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十五号を第十三号とし、第十六号から第二十三号までを二号ずつ繰り上げ、第二十四号及び第二十五号を削り、第二十六号を第二十二号とし、第二十七号から第三十一号までを四号ずつ繰り上げ、同項第三十二号中「第九号」を「第五号(七)九及び(三)第七号」に、「第十一号」を「第九号」に、「第十五号」を「第十三号」に、「第二十七号」を「第二十三号」に改め、同号を同項第二十八号とし、同表保健所長の項第一号を次のように改める。

一 介護保険法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 第二十四条第一項の規定による居宅サービス等を行った者及び使用する者に対する報告等の命令及び質問
- (二) 第二十四条第二項の規定による介護給付等を受けた被保険者及び被保険者であった者に対する報告の命令及び質問

- (三) 第七十条第一項の規定による第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者の指定(指定居宅サービス事業者が行う居宅サービスは、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護に限る。以下この号において同じ。)

- (四) 第七十条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新
- (五) 第七十一条第一項ただし書の規定による指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出の受付
- (六) 第七十二条第一項ただし書の規定による介護療養型医療施設の特例に係る別段の申出の受付

- (七) 第七十五条の規定による指定居宅サービス事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止等の届出の受付
- (八) 第七十六条第一項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査

- (九) 第七十六条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告
- (十) 第七十六条の二第二項の規定による指定居宅サービス事業者が勧告に従わないときの公表

- (六) 第七十六条の二第三項の規定による指定居宅サービス事業者に対する措置命令
- (三) 第七十六条の二第五項の規定による指定居宅サービス事業者が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受付

- (三) 第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し及び指定の効力の停止
- (六) 第七十七条第二項の規定による指定居宅サービス事業者が指定の取消し又は指定の効力の停止に該当する旨の通知の受付

- (五) 第七十七条第一項の規定による第四十八条第一項第三号の指定介護療養型医療施設の指定
- (六) 第七十七条第五項(第七十七条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定介護療養型医療施設の指定に係る関係市町への通知及び関係市町からの意見の聴取

- (七) 第七十七条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新
- (六) 第八十条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の療養病床等の入所定員を増加しようとするときの指定の変更の申請の受付

- (六) 第八十一条の規定による指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出の受付
- (二) 第八十二条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査

- (三) 第八十三条の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の受付
- (三) 第八十三条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告

- (三) 第八十三条の二第二項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告

- (三) 第八十三条の二第二項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告

- (三) 第百十三条の二第二項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者が勧告に従わないときの公表
- (四) 第百十三条の二第三項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置命令
- (五) 第百十三条の二第五項の規定による適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない旨の通知の受付
- (六) 第百十四条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し及び指定の効力の停止
- (七) 第百十四条第二項の規定による指定介護療養型医療施設が指定の取消し又は指定の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (八) 第百十五条の二第一項の規定による第五十二条第一項の指定介護予防サービス事業者の指定(指定介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスは、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護に限る。以下この号において同じ。)第百十五条の五の規定による指定介護予防サービス事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止等の届出の受付
- (九) 第百十五条の六第一項の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査
- (十) 第百十五条の七第一項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告
- (十一) 第百十五条の七第二項の規定による指定介護予防サービス事業者が勧告に従わないときの公表
- (十二) 第百十五条の七第三項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する措置命令
- (十三) 第百十五条の七第五項の規定による指定介護予防サービス事業者が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受付
- (十四) 第百十五条の八第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し及び指定の効力の停止
- (十五) 第百十五条の八第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (十六) 第百十五条の十において準用する第七十条の二第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の更新
- (十七) 第百十五条の十において準用する第七十一条第一項ただし書の規定による指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出の受付
- (十八) 第百十五条の十において準用する第七十二条第一項ただし書の規定による介護療

- (四) 養型医療施設の特例に係る別段の申出の受付
- (五) 第百十五条の二十九第六項の規定による指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護療養型医療施設の指定の取消し及び指定の効力の停止
- (六) 別表第五保健所長の項第三号(二)中「第六条第三項」を「第七条の二第三項」に改め、同表呉地域保健所長及び福山地域保健所長の項第五号中(三)から(五)までを削り、同項第十九号中「(五)及び(六)」を「及び(五)」に改め、同表総合精神保健福祉センター所長の項第一号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(七)を(六)とし、(八)を(七)とし、(九)を(八)とし、(十)を(九)とし、(十一)を(十)とし、(十二)を(十一)とし、同項第二号中(一)から(三)までを削り、(四)を(一)とし、(五)を(二)とし、(六)を(三)とし、(七)を(四)とし、(八)を(五)とし、(九)を(六)とし、(十)を(七)とし、(十一)を(八)とし、(十二)を(九)とし、(十三)を(十)とし、(十四)を(十一)とし、同項に次の二号を加える。
- 三 障害者自立支援法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する医療に係るものに限る。)
  - (一) 第九条第一項の規定による障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者等に対する報告等の命令及び質問
  - (二) 第十条第一項の規定による自立支援医療を行う者等に対する報告等の命令並びに質問及び立入検査
  - (三) 第五十三条第一項の規定による自立支援医療費の支給に係る申請の受付
  - (四) 第五十四条第一項の規定による自立支援医療費の支給の認定
  - (五) 第五十四条第二項の規定による自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関の決定
  - (六) 第五十四条第三項の規定による自立支援医療費の支給者証の交付
  - (七) 第五十六条第二項の規定による自立支援医療費の支給認定の変更の認定及び医療受給者証の提出の要求
  - (八) 第五十六条第四項の規定による自立支援医療費の支給認定の変更に伴う医療受給者証の返還
  - (九) 第五十七条第一項の規定による自立支援医療費の支給認定の取消し
  - (十) 第五十七条第二項の規定による自立支援医療費の支給認定の取消しに伴う医療受給者証の返還の要求
- 四 前号(九)に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会との付与
- 附 則
- この訓令は、公布の日から施行する。

## 広島県訓令第五号

本 庁  
地 方 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

官報報告規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

官報報告規程等の一部を改正する訓令

(官報報告規程の一部改正)

第一条 官報報告規程(昭和二十四年広島県訓令第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「総務企画部管理総室文書法制室長」を「総務部総務管理局文書法制室長」に改める。

別表第六号中「市町村」を「市町」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第十一号中「・村」を削る。

(職員の服務の宣誓における上級の公務員を定める規程の一部改正)

第二条 職員の服務の宣誓における上級の公務員を定める規程(昭和二十六年広島県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

「総務企画部長」を「総務部長」に、「管理総室人事室長」を「総務管理局人事室長」に改める。

(広島県訓令の公布等に関する訓令の一部改正)

第三条 広島県訓令の公布等に関する訓令(昭和二十六年広島県訓令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「何々部何々総室何々室」を「何々部何々局何々室」に改める。  
(職員管理審議規程の一部改正)

第四条 職員管理審議規程(昭和二十九年広島県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「総務企画部管理総室職員健康推進室」を「総務部総務管理局職員健康推進室」に改める。

第三条第二項中「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同条第三項中「総務企画部長」を「総務部長」に、「総務企画部管理総室職員健康推進室長」を「総務部総務管理局職員健康推進室長」に改め、同条第五項中「職員」を「職員」に改める。

第四条中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。  
(不動産評価審議会規程の一部改正)

第五条 不動産評価審議会規程(昭和三十四年広島県訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「総務企画部財務総室長」を「総務部財務局長」に改める。  
第四条第一項を次のように改める。

審議員は、総務部の財務局長、財務局の財政室長、財産管理室長及び営繕室長、県民生活部総務管理局文化・県民協働室長、農林水産部農水産振興局農業経営室長、土木部総務管理局用地室長、都市部都市事業局建築指導室長並びに公営企業部土地管理室長をもつて充てる。

第五条第一項中「総務企画部財務総室長」を「総務部財務局長」に改める。

第六条第二項を次のように改める。

2 土地部に属する審議員は、総務部の財務局長、財務局の財政室長及び財産管理室長、県民生活部総務管理局文化・県民協働室長、農林水産部農水産振興局農業経営室長、土木部総務管理局用地室長並びに公営企業部土地管理室長たる審議員とし、建物部に属する審議員は、総務部の財務局長、財務局の財政室長、財産管理室長及び営繕室長並びに都市部都市事業局建築指導室長たる審議員とする。

第九条中「総務企画部財務総室財産管理室」を「総務部財務局財産管理室」に改める。  
別記様式中「㉔ 謄刷 例」を「㉔ 刷 例」に改める。

(地方公務員共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令の一部改正)

第六条 地方公務員共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令(昭和三十九年広島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二号から第九号までを次のように改める。

- 二 総務部の長
- 三 総務部総務管理局の長
- 四 総務部財務局の長
- 五 総務部総務管理局福利室の長及び同室に勤務する職員
- 六 総務部総務管理局職員健康推進室の長及び同室に勤務する職員
- 七 総務部財務局財産管理室の長及び同室に勤務する職員
- 八 総務部財務局営繕室の長及び同室に勤務する職員
- 九 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)第二条第二項に規定する機関(総務部総務管理局福利室及び職員健康推進室並びに同部財務局財産管理室及び営繕室を除く。)及び同条第三項に規定する機関のうち地方公務員共済組合の組合員である職員に対する給料の支給事務を掌理する機関の長及び同機関における庶務事務に従事する職員

第十号から第十二号までを削る。

(地方公務員災害補償基金の業務に従事させる職員を定める訓令の一部改正)

第七条 地方公務員災害補償基金の業務に従事させる職員を定める訓令(昭和四十二年広島



県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

各号を次のように改める。

- 一 総務部の長
  - 二 総務部総務管理局の長
  - 三 総務部総務管理局福利室の長及び同室に勤務する職員
- (公用文に関する規程の一部改正)
- 第八条 公用文に関する規程(昭和五十七年広島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号例二十五説明事項六中「総室長名」を「局長名」に改める。

(公害苦情相談員の任命等に関する訓令の一部改正)

第九条 公害苦情相談員の任命等に関する訓令(昭和四十七年広島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「環境生活部環境局環境創造総室環境対策室並びに同局廃棄物対策総室一般廃棄物対策室」を「環境部環境対策局環境対策室、循環型社会推進室」に改める。

(広島県直営工事執行規程の一部改正)

第十条 広島県直営工事執行規程(昭和二十九年広島県訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木建築部」を「土木建築部関係地方都市木部」に、「土木建築部関係地方都市木部」を「土木建築部」に改める。

機関を「広島西飛行場事務所」に改める。

第一条中「昭和二十八年広島県規則第一号」を「平成八年広島県規則第三十九号」に改める。

第二条中「又は土木建築部関係地方機関の長」を「広島西飛行場事務所の長又は広島港湾振興局長」に改める。

別記様式第二号中「出」を「出」に改める。

別記様式第四号中「出」を「出」に改める。

別記様式第五号中「出」を「出」に改める。

別記様式第七号中「出」を「出」に改める。

(市町村公共土木施設災害復旧事業成功認定事務取扱規程の一部改正)

第十一条 市町村公共土木施設災害復旧事業成功認定事務取扱規程(昭和三十四年広島県訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木建築部」を「土木建築部」に改める。

第五条中「土木建築部所管」を「土木部、都市部又は空港港湾部所管」に、「土木建築部長」を「土木部長」に、「命ずる」を「命じる」に改める。

第六条中「次の各号の定めるところにより事務を処理」を「別記様式第一号による復命書に検査結果についての意見の大意及び特記事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて遅滞なく知事に報告」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 検査総計表 別記様式第一号
  - 二 実地検査箇所若しくはしゅん工額を是正した箇所表又は手直し若しくは補強を要する箇所表 別記様式第三号
  - 三 実地検査結果調書 別記様式第四号
  - 四 保留箇所調書 別記様式第五号
- 別記記載要領を削る。

別記様式第一号中

出	出	出	出
出	出	出	出

を

出	出
出	出

に、「出」

を「出」に改める。

別記様式第二号中「出」を「出」に改める。

別記様式第三号中「出」を「出」に削る。

別記様式第四号中「出」を「出」に改める。

(棕梨ダム操作規則の一部改正)

第十二条 棕梨ダム操作規則(昭和四十五年広島県訓令第二十号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木建築部」を「土木部」に改める。

第十六条第一号中「土木建築部」を「土木部」に改める。

第二十七条第二項中「企業局」を「公営企業部」に改める。

(土木工事検査規程の一部改正)

第十三条 土木工事検査規程(昭和四十六年広島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木建築部」を「<sup>土</sup>都<sup>木</sup>港市木<sup>部</sup>部<sup>部</sup>空<sup>港</sup>港<sup>湾</sup>湾<sup>部</sup>部」に改める。

第一条中「土木建築部」を「土木部、都市部又は空港港湾部」に改める。

第三条第三項中「土木建築部長」を「土木部長」に改める。

第十二条の見出し中「市町村工事」を「市町工事」に改め、同条中「市町村長」を「市町長」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「~~市町村工事~~」を「~~市町工事~~」に改める。

(野呂川ダム操作規則の一部改正)

第十四条 野呂川ダム操作規則(昭和五十一年広島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木建築部」を「土<sup>木</sup>部」に改める。

第十三条第一号中「土木建築部」を「土木部」に改める。

(魚切ダム操作規則の一部改正)

第十五条 魚切ダム操作規則(昭和五十六年広島県訓令第二十三号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木建築部」を「土<sup>木</sup>部」に改める。

第十三条第一号中「土木建築部」を「土木部」に改める。

(広島県損失補償事務取扱規程の一部改正)

第十六条 広島県損失補償事務取扱規程(平成元年広島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「土木建築部」を「土木部」に、「部局」を「部」に改め、同条第二項中「土木建築部長」を「土木部長」に、「各部局」を「各部」に改め、同条第三項中「土木建築部長」を「土木部長」に改める。

第五条第一項中「各部局」を「各部」に、「部局」を「部」に改め、同条第二項及び第三項中「各部局」を「各部」に改める。

第六条及び第七条中「各部局」を「各部」に改める。

(土木工事監督規程の一部改正)

第十七条 土木工事監督規程(平成元年広島県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木建築部」を「<sup>土</sup>都<sup>木</sup>港市木<sup>部</sup>部<sup>部</sup>空<sup>港</sup>港<sup>湾</sup>湾<sup>部</sup>部」に改める。

第一条中「土木建築部」を「土木部、都市部又は空港港湾部」に改める。

(御調ダム操作規則の一部改正)

第十八条 御調ダム操作規則(平成三年広島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木建築部」を「土<sup>木</sup>部」に改める。

第十条第一号中「広島県土木建築部」を「土木部」に改める。

(四川ダム操作規則の一部改正)

第十九条 四川ダム操作規則(平成十七年広島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木建築部」を「土<sup>木</sup>部」に改める。

(広島県営住宅管理者職務規程の一部改正)

第二十条 広島県営住宅管理者職務規程(昭和二十七年広島県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木建築部都市局」を「都<sup>市</sup>部」に改める。

(建築工事検査規程の一部改正)

第二十一条 建築工事検査規程(昭和五十二年広島県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木建築部都市局」を「<sup>土</sup>都<sup>木</sup>市<sup>務</sup>部」に改める。

第一条中「土木建築部都市局」を「総務部及び都市部」に改める。

第三条第一項中「昭和二十八年広島県規則第一号」を「平成八年広島県規則第三十九号」に改め、同条第二項中「土木建築部都市局長(以下「局長」という。)」を「総務部長又は都市部長」に改め、同条第三項第一号中「局長が命ずる」を「総務部長又は都市部長が命ずる」に改め、同条第四項中「局長」を「総務部長及び都市部長」に改める。

第七条中「局長」を「総務部長又は都市部長」に改める。

第九条第二項中「局長」を「総務部長及び都市部長」に、「命ずる」を「命じる」に改める。

第十一条中「局長」を「当該検査を命じた部長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。